

供給約款変更認可申請補正書

関西電力株式会社

別 紙

電 気 供 給 約 款

平成 25 年 5 月 1 日 実施

関 西 電 力 株 式 会 社

電 気 供 給 約 款 目 次

I 総 則	
1 適 用	1
2 供給約款の認可および変更	1
3 定 義	1
4 単位および端数処理	3
5 実 施 細 目	4
II 契約の申込み	
6 需給契約の申込み	5
7 需給契約の成立および契約期間	5
8 需 要 場 所	6
9 需給契約の単位	7
10 供 給 の 開 始	8
11 供 給 の 単 位	8
12 承 諾 の 限 界	8
13 需給契約書の作成	9
III 契約種別および料金	
14 契 約 種 別	10
15 定 額 電 灯	10
16 従 量 電 灯	12
17 臨 時 電 灯	17
18 公 衆 街 路 灯	20
19 低 圧 電 力	25

20	臨時電力	29
21	農事用電力	31

IV 料金の算定および支払い

22	料金の適用開始の時期	34
23	検針日	34
24	料金の算定期間	35
25	使用電力量の計量	35
26	料金の算定	37
27	日割計算	38
28	料金の支払義務および支払期日	39
29	料金その他の支払方法	40
30	延滞利息	42
31	保証金	42

V 使用および供給

32	適正契約の保持	44
33	力率の保持	44
34	需要場所への立入りによる業務の実施	44
35	電気の使用にともなうお客さまの協力	45
36	供給の停止	46
37	供給停止の解除	47
38	供給停止期間中の料金	47
39	違約金	48
40	供給の中止または使用の制限もしくは中止	48
41	制限または中止の料金割引	48
42	損害賠償の免責	49

43	設備の賠償	50
VI 契約の変更および終了		
44	需給契約の変更	51
45	名義の変更	51
46	需給契約の廃止	51
47	需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算	52
48	解約等	54
49	需給契約消滅後の債権債務関係	54
VII 供給方法および工事		
50	需給地点および施設	56
51	架空引込線	57
52	地中引込線	58
53	接続引込線等	59
54	中高層集合住宅等への供給方法	60
55	引込線の接続	60
56	計量器等の取付け	60
57	専用供給設備	61
VIII 工事費の負担		
58	一般供給設備の工事費負担金	63
59	特別供給設備の工事費負担金	65
60	供給設備を変更する場合の工事費負担金	66
61	特別供給設備等の工事費の算定	66
62	工事費負担金の申受けおよび精算	67
63	臨時工事費	69

64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け……………70

Ⅹ 保 安

65 保 安 の 責 任……………71

66 調 査……………71

67 調 査 等 の 委 託……………71

68 調査に対するお客さまの協力……………72

69 保安に対するお客さまの協力……………72

70 検査または工事の受託……………73

71 自家用電気工作物……………73

附 則……………75

別 表……………79

I 総 則

1 適 用

- (1) 当社が、一般の需要（特定規模需要および特定電気事業が開始された供給地点における需要を除きます。）に応じて電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、この電気供給約款（以下「この供給約款」といいます。）によります。
- (2) この供給約款は、当社の供給区域である次の地域に適用いたします。
滋賀県，京都府，大阪府，奈良県，和歌山県，兵庫県（一部を除きます。），
福井県の一部，岐阜県の一部，三重県の一部

2 供給約款の認可および変更

- (1) この供給約款は、電気事業法第19条第1項の規定にもとづき、経済産業大臣の認可を受けたものです。
- (2) 当社は、経済産業大臣の認可を受け、または経済産業大臣に届け出て、この供給約款を変更することがあります。この場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の電気供給約款によります。

3 定 義

次の言葉は、この供給約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

- (1) 低 圧
標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。
- (2) 高 圧
標準電圧6,000ボルトをいいます。
- (3) 電 灯
白熱電球，けい光灯，ネオン管灯，水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます。）をいいます。

(4) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他のお客さまの電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(5) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(6) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(7) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、お客さまにおいて使用する最大電流を制限するものをいいます。

(8) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(9) 契約電力

契約上使用できる最大電力（キロワット）をいいます。

(10) 夏季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(11) その他季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第16条第1項に定める賦課金をいいます。

(13) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(14) 平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間といたします。）をいいます。

4 単位および端数処理

この供給約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 契約電力の単位は、1キロワットとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、低圧電力、臨時電力または農事用電力については、19（低圧電力）(4)を適用した場合に算定された値が0.5キロワット以下となるときは、契約電力を0.5キロワットといたします。
- (4) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (5) 力率の単位は、1パーセントとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (6) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

5 実施細目

この供給約款の実施上必要な細目的事項は、この供給約款の趣旨に則り、そのつどお客さまと当社との協議によって定めます。

Ⅱ 契約の申込み

6 需給契約の申込み

- (1) お客様が新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこの供給約款を承認のうえ、次の事項を明らかにして、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話等による申込みを受け付けることがあります。

契約種別，供給電気方式，需給地点，需要場所，供給電圧，契約負荷設備，契約主開閉器，契約容量，契約電力，発電設備，業種，用途，使用開始希望日，使用期間および料金の支払方法

- (2) 契約負荷設備，契約容量および契約電力については，1年間を通じての最大の負荷を基準として，お客様から申し出ていただきます。この場合，1年間を通じての最大の負荷を確認するため，必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。
- (3) 供給設備の工事を要する場合は，用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため，原則として，あらかじめ当社の供給設備の状況等について照会していただき，申込みをしていただきます。
- (4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は，無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また，お客様が保安等のために必要とされる電気については，その容量を明らかにしていただき，保安用の発電設備の設置，蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

7 需給契約の成立および契約期間

- (1) 需給契約は，申込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- (2) 契約期間は，次によります。

イ 契約期間は，臨時電灯および臨時電力の場合を除き，需給契約が成立し

た日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

ロ 契約期間満了に先だって需給契約の消滅または変更がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

ハ 臨時電灯および臨時電力の契約期間は、需給契約が成立した日から、あらかじめ定めた契約使用期間（契約上電気を使用できる期間をいいます。）の満了の日までといたします。

8 需要場所

(1) 当社は、原則として、1構内をなすものは1構内を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(2)および(3)によります。

なお、1構内をなすものとは、さく、へい等によって区切られ公衆が自由に出入りできない区域であって、原則として区域内の各建物が同一会計主体に属するものをいいます。

(2) 当社は、1建物をなすものは1建物を1需要場所とし、これによりがたい場合には、(3)によります。

なお、1建物をなすものとは、独立した1建物をいいます。ただし、複数の建物であっても、それぞれが地上または地下において連結され、かつ、各建物の所有者および使用者が同一のとき等建物としての一体性を有していると認められる場合は、1建物をなすものとみなします。また、看板灯、庭園灯、門灯等建物に付属した屋外電灯は、建物と同一の需要場所といたします。

(3) 構内または建物の特殊な場合には、次によります。

イ 居住用の建物の場合

1建物に会計主体の異なる部分がある場合で、次のいずれにも該当するときは、各部分をそれぞれ1需要場所とすることができます。この場合には、共用する部分を原則として1需要場所といたします。

(イ) 各部分の間が固定的な隔壁または扉で明確に区分されていること。

(ロ) 各部分の屋内配線設備が相互に分離して施設されていること。

(ハ) 各部分が世帯単位の居住に必要な機能を有すること。

ロ 居住用以外の建物の場合

1 建物に会計主体が異なる部分があり、かつ、各部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている場合で、次のいずれかに該当するときは、各部分をそれぞれ1 需要場所とすることができます。

なお、(ロ)の場合には、共用する部分を原則として1 需要場所といたしません。

(イ) 共用する部分がないこと。

(ロ) 各部分の所有者が異なること。

ハ 居住用部分と居住用以外の部分からなる建物の場合

1 建物に居住用部分と居住用以外の部分がある場合は、ロに準ずるものといたします。ただし、アパートと店舗からなる建物等居住用部分と居住用以外の部分の間が固定的な隔壁で明確に区分されている建物の場合は、居住用部分に限りイに準ずるものといたします。

ニ その他

構内に属さず、かつ、建物から独立して施設される街路灯等の場合は、施設場所を1 需要場所とすることができます。

9 需給契約の単位

当社は、次の場合を除き、1 需要場所について1 契約種別を適用して、1 需給契約を結びます。

- (1) 1 需要場所において、次の2 以上の契約種別を契約する場合または次の契約種別とこれ以外の1 契約種別 ((2)の場合は、2 契約種別といたします。)とをあわせて契約する場合

臨時電灯のうちの1 契約種別、臨時電力、農事用電力

- (2) 電灯または小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、定額電灯と低圧

電力，または従量電灯のうちの1契約種別と低圧電力とをあわせて契約する場合

10 供給の開始

- (1) 当社は，お客さまの需給契約の申込みを承諾したときには，お客さまと協議のうえ需給開始日を定め，供給準備その他必要な手続きを経たのち，すみやかに電気を供給いたします。
- (2) 当社は，天候，用地交渉，停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって，あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には，その理由をお知らせし，あらためてお客さまと協議のうえ，需給開始日を定めて電気を供給いたします。

11 供給の単位

当社は，次の場合を除き，1需給契約につき，1供給電気方式，1引込みおよび1計量をもって電気を供給いたします。

- (1) 共同引込線（2以上の需給契約に対して1引込みにより電気を供給するための引込線をいいます。）による引込みで電気を供給する場合
- (2) その他技術上，経済上やむをえない場合

12 承諾の限界

当社は，法令，電気の需給状況，供給設備の状況，料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の需給契約の料金を支払期日を経過してなお支払われない場合を含みます。）その他によってやむをえない場合には，需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は，その理由をお知らせいたします。

13 需給契約書の作成

特別の事情がある場合で、お客さまが希望されるときまたは当社が必要とするときは、電気の需給に関する必要な事項について、需給契約書を作成いたします。

Ⅲ 契約種別および料金

14 契約種別

契約種別は、次のとおりといたします。

需要区分	契 約 種 別	
電 灯 需 要	定 額	電 灯
	従 量 電 灯	A
		B
	臨 時 電 灯	A
		B
		C
	公 衆 街 路 灯	A
		B
		C
電 力 需 要	低 圧	電 力
	臨 時	電 力
	農 事 用	電 力

15 定額電灯

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が400ボルトアンペア以下であるものに適用いたします。

(2) 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、お客さまに特別の事情がある場合には、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	73 円 50 銭
---------	-----------

ロ 電灯料金

(イ) 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	110 円 90 銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	186 円 10 銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	261 円 30 銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	411 円 71 銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	411 円 71 銭

(ロ) ネオン管灯、けい光灯、水銀灯等は、管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 多灯式けい光灯等は、その合計によって容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し、その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

ハ 小型機器料金

小型機器料金は、各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	198円 40銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	331円 70銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	331円 70銭

16 従量電灯

(1) 従量電灯A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを1 キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

(ハ) 定額電灯を適用できないこと。

ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)および(ハ)に該当し、かつ、(ロ)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって行ないます。

ニ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃

料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)二によって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	334円 22銭
電力量料金	15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時につき	20円 27銭
	120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	26円 51銭
	300キロワット時をこえる1キロワット時につき	30円 23銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

(2) 従量電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

- (イ) 契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。）が50キロワット未満であること。

ただし、1需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、(イ)に該当し、かつ、(ロ)の契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがありま

す。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相 3 線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上または当社の供給設備の都合でやむをえない場合には，交流単相 2 線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

ニ 契約容量

- (イ) 契約容量は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に次の係数を乗じてえた値といたします。ただし，差込口の数と電気機器の数が異なる場合等特別の事情がある場合は，別表 3（契約負荷設備の総容量の算定）によって総容量を定めます。

最初の 6 キロボルトアンペアにつき	95パーセント
次の14キロボルトアンペアにつき	85パーセント
次の30キロボルトアンペアにつき	75パーセント
50キロボルトアンペアをこえる部分につき	65パーセント

- (ロ) お客さまが契約主開閉器により契約容量を定めることを希望される場合には，契約容量は，(イ)にかかわらず，契約主開閉器の定格電流にもとづき，別表 8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された

値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ホ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	378円 00銭
-------------------	----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

最初の120キロワット時までの1キロワット時につき	17円 97銭
120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時につき	22円 12銭
300キロワット時をこえる1キロワット時につき	25円 38銭

17 臨時電灯

(1) 臨時電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し，契約使用期間が1年未満の需要で，その総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が3キロボルトアンペア以下であるものに適用いたします。ただし，毎年，一定期間を限り，反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 供給電気方式，供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は，交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし，周波数は，標準周波数60ヘルツといたします。ただし，供給電気方式および供給電圧については，技術上やむをえない場合には，交流単相2線式標準電圧200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 料 金

料金は，契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）によって1日につき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし，別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は，別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	7円 72銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	15円 44銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	15円 44銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	154円 35銭
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	154円 35銭

ニ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Aを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものといたします。

(2) 臨時電灯B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

- (イ) 最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であること。
- (ロ) 臨時電灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、別表2

(燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	584円 85銭
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	33円 25銭

ハ その他

- (イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。
- (ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Bを適用いたします。
- (ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Aに準ずるものとしたします。

(3) 臨時電灯C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約容量が6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

ロ 料金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料

費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量1キロボルトアンペアにつき	420円 00銭
-------------------	----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定いたします。

1キロワット時につき	27円 92銭
------------	---------

ハ その他

(イ) 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

(ロ) 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電灯Cを適用いたします。

(ハ) その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯Bに準ずるものとしたします。

18 公衆街路灯

(1) 公衆街路灯A

イ 適用範囲

公衆のために、一般道路、橋、公園等に照明用として設置された電灯または火災報知機灯、消火せん標識灯、交通信号灯、海空路標識灯その他こ

れに準ずる電灯もしくは小型機器（以下「公衆街路灯」といいます。）を使用する需要で、その総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）が1キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。ただし、昼間にも継続して使用されるものについては、お客さまと当社との協議によって公衆街路灯Bを適用することがあります。

ロ 料 金

料金は、需要家料金、電灯料金、小型機器料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電灯料金または小型機器料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 需要家料金

需要家料金は、1月につき次のとおりといたします。

1 契約につき	66円 15銭
---------	---------

(ロ) 電灯料金

a 電灯料金は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりといたします。

20ワットまでの1灯につき	100円 19銭
20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	168円 88銭
40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	237円 57銭
60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	374円 96銭
100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	374円 96銭

b ネオン管灯，けい光灯，水銀灯等は，管灯および付属装置を一括して容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

c 多灯式けい光灯等は，その合計によって容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）を算定し，その容量につき1ボルトアンペアを1ワットとみなして電灯料金を適用いたします。

(ハ) 小型機器料金

小型機器料金は，各契約負荷設備ごとにその容量（入力といたします。なお，出力で表示されている場合等は，別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）に応じ1月につき次のとおりといたします。

50ボルトアンペアまでの1機器につき	179円 50銭
50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	300円 20銭
100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	300円 20銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、定額電灯に準ずるものとしたします。

(2) 公衆街路灯B

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(イ) 使用する負荷設備の総容量（入力としたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものとしたします。）が6キロボルトアンペア未満であること。

(ロ) 公衆街路灯Aを適用できないこと。

ロ 料 金

料金は、その1月の使用電力量にもとづき次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

最低料 料 金	1 契約につき最初の15キロ ワット時まで	297 円 15 銭
電力量 料 金	上記をこえる 1 キロワット 時につき	19 円 26 銭

ハ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 A に準ずるものといたします。

(3) 公衆街路灯 C

イ 適用範囲

公衆街路灯を使用する需要で、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 契約容量

契約容量は、契約負荷設備の総容量（入力といたします。なお、出力で表示されている場合等は、各契約負荷設備ごとに別表 5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）といたします。

ハ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 38,800 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 38,800 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	346 円 50 銭
---------------------	------------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

1 キロワット時につき	16 円 71 銭
-------------	-----------

ニ その他

その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、従量電灯 B に準ずるものといたします。

19 低圧電力

(1) 適用範囲

動力を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

イ 契約電力が原則として 50 キロワット未満であること。

ロ 1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合は、最大需要容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）または契約容量（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）と契約電力との合計が 50 キロワット未満であること。

ただし、1 需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当社の供給設備の状況等から当社が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの最大需要容量または契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。

(2) 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、

周波数は、標準周波数60ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとすることがあります。

(3) 契約負荷設備

契約負荷設備をあらかじめ設定していただきます。

(4) 契約電力

イ 契約電力は、契約負荷設備の各入力（出力で表示されている場合等は、別表5〔負荷設備の入力換算容量〕によって換算するものといたします。）についてそれぞれ次の(イ)の係数を乗じてえた値の合計に(ロ)の係数を乗じてえた値といたします。ただし、電気機器の試験用に電気を使用される場合等特別の事情がある場合は、その回路において使用される最大電流を制限できるしゃ断器その他の適当な装置をお客さまに施設していただき、その容量を当該回路において使用される契約負荷設備の入力とみなします。この場合、その容量は別表8（契約容量および契約電力の算定方法）に準じて算定いたします。

(イ) 契約負荷設備のうち

最大の入力 のものから	最初の2台の入力につき	100パーセント
	次の2台の入力につき	95パーセント
	上記以外のももの入力につき	90パーセント

(ロ) (イ)によってえた値の合計のうち

最初の6キロワットにつき	100パーセント
次の14キロワットにつき	90パーセント
次の30キロワットにつき	80パーセント
50キロワットをこえる部分につき	70パーセント

ロ お客さまが契約主開閉器により契約電力を定めることを希望される場合には、契約電力は、イにかかわらず、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表8（契約容量および契約電力の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

(5) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。また、まったく電気を使用しない場合の基本

料金は、半額といたします。

契約電力1キロワットにつき	1,029円 00銭
---------------	------------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔操作での検針（以下「遠隔検針」といいます。）により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	15円 51銭	14円 10銭

ハ 力率割引および割増し

電気機器の力率をそれぞれの入力によって別表6（加重平均力率の算定）により加重平均してえた値が、85パーセントを上回る場合（(4)ロにより契約電力を定める場合を含みます。）は、基本料金を5パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、基本料金を5パーセント割増しいたします。この場合、電気機器の力率は、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）の基準に適合した容量の進相用コンデンサが取り付けられているものについては90パーセント、取り付けられていないものについては80パーセント、電熱器については100パーセントといたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみ

なします。

ニ その他

時報用または警報用のみに使用する場合は、基本料金のみといたします。
この場合の力率は、85パーセントとみなします。

(6) その他

変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

20 臨時電力

(1) 適用範囲

動力を使用し、契約使用期間が1年未満の需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。ただし、毎年、一定期間を限り、反復使用する需要には適用いたしません。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

契約電力が、5キロワット以下の場合は原則として定額制供給とし、5キロワットをこえる場合は従量制供給といたします。

イ 定額制供給の場合

料金は、次によって算定された金額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の料金は、契約電力が1キロワットの場合の次によって算定された金額の半額および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計を適用いたします。また、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し

引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

契約電力1キロワット1日につき	187円 11銭
-----------------	----------

ロ 従量制供給の場合

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計としたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものとしたします。また、電力量料金は、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき19（低圧電力）(5)イの該当料金の20パーセントを割増ししたものを適用いたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、19（低圧電力）(5)イの該当料金の半額に20パーセントを割増ししたものを適用いたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の

比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	18円 61銭	16円 93銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、従量制供給の場合に限り、低圧電力に準じて適用いたします。

(4) その他

イ 当社は、原則として供給設備を常置いたしません。

ロ 契約使用期間満了後さらに継続して使用することを希望される場合で、契約使用期間満了の日の翌日から新たに定める契約使用期間満了の日までが1年未満となるときは、臨時電力を適用いたします。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

21 農事用電力

(1) 適用範囲

農事用のかんがい排水のために動力を使用する需要で、契約電力が原則として50キロワット未満であるものに適用いたします。

(2) 契約電力

契約電力は、低圧電力に準じて定めます。

(3) 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および別表1（再生可能エネルギー発電促

進賦課金) (3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、別表2 (燃料費調整) (1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

なお、契約使用期間以外の期間については、料金を申し受けません。

イ 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基本料金は、契約電力が1キロワットの場合の基本料金の半額といたします。

なお、1回の契約使用期間においてまったく電気を使用しない月の基本料金は、半額といたします。また、1年の基本料金の合計は、最低保証料金(電気を使用する場合の基本料金の2月分とし、その1年の契約電力の最大値によって算定いたします。)を下回らないものといたします。

契約電力1キロワットにつき	598円 50銭
---------------	----------

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

なお、その1月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、その1月の使用電力量をその1月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの使用電力量といたします。また、計量器の

付属装置に夏季またはその他季の開始の日における計量値が記録され、遠隔検針により確認できる場合は、その値により夏季およびその他季の使用電力量を算定いたします。

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	11円 25銭	10円 23銭

ハ 力率割引および割増し

力率割引および割増しは、低圧電力に準ずるものといたします。

(4) その他

イ お客さまが契約使用期間内に電気の使用の休止の申出をされる場合は、契約使用期間を変更いたします。

ロ お客さまが電気の使用を休止される場合には、当社は、引込線の切断等の処置を行なうことがあります。

ハ その他の事項については、とくに定めのある場合を除き、低圧電力に準ずるものといたします。

Ⅳ 料金の算定および支払い

22 料金の適用開始の時期

料金は、需給開始の日から適用いたします。ただし、あらかじめ需給契約書を作成されたお客さまについては、供給準備着手前に需給開始延期の申入れがあった場合およびお客さまの責めとならない理由によって需給が開始されない場合を除き、原則として需給契約書に記載された需給開始日から適用いたします。

23 検針日

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、お客さまごとに当社があらかじめお知らせした日（当社がお客さまの属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日〔以下「検針の基準となる日」といいます。〕および休日等を考慮して定めます。）に、各月ごとに行ないます。ただし、非常変災の場合等やむをえない事情のあるときは、当社があらかじめお知らせした日以外の日を検針することがあります。
- (2) お客さまが不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 当社は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。

イ 需給開始の日からその直後のお客さまの属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合で、あらかじめお客さまの承諾をえたとき。

- (4) (3)イの場合で、検針を行なわなかったときは、需給開始の直後のお客さまの属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (5) (3)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月について

ては、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものとしたします。

24 料金の算定期間

- (1) 料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます。）といたします。ただし、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の料金の算定期間は、開始日から直後の検針日の前日までの期間または直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- (2) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合の料金の算定期間は、(1)に準ずるものとしたします。この場合、(1)にいう検針日は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の料金の算定期間は、契約使用開始日から翌月の応当日（契約使用開始日に対応する日をいいます。）の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とすることがあります。

25 使用電力量の計量

- (1) 使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、料金の算定期間における使用電力量は、次の場合ならびに(5)および(6)の場合を除き、検針日における電力量計の読み（需給契約が消滅した場合は、原則として消滅日における電力量計の読みといたします。）と前回の検針日における電力量計の読み（電気の供給を開始した場合は、原則として開始日における電力量計の読みといたします。）の差引きにより算定（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものとしたします。）いたします。

イ 23（検針日）(2)の場合の使用電力量は、前回の検針の結果によるものとし、次回の検針の結果の1月平均値（月数による平均値といたします。）によって精算いたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハに該当する場合は、次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に

契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

ロ 23（検針日）(4)の場合，需給開始の日から次回の検針日の前日までの使用電力量を需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の日数の比であん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値をそれぞれの料金の算定期間の使用電力量といたします。

ハ 23（検針日）(4)の場合で，計量器の付属装置に需給開始の直後の検針日の計量値が記録され，需給開始の直後の検針日以降に遠隔検針により確認できるときは，ロにかかわらず，その値により，需給開始の日から需給開始の直後の検針日の前日までの期間および需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までの期間の使用電力量を算定いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，料金の計算上区分すべき日の計量値によりそれぞれの料金の算定期間の使用電力量を算定いたします。

ニ 23（検針日）(5)の場合の使用電力量は，原則として，前回の検針の結果の1月平均値によるものとし，次回の検針の結果の1月平均値によって精算いたします。ただし，26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハに該当する場合は，次回の検針の結果を料金の計算上区分すべき期間の日数に契約容量または契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値によって精算いたします。

(2) 計量器の読みは，次によります。

イ 指針が示す目盛りの値によるものといたします。ただし，指針が目盛りの中間を示す場合は，その値が小さい目盛りによるものといたします。

- ロ 乗率を有しない場合は、整数位までといたします。
 - ハ 乗率を有する場合は、最小位までといたします。
- (3) 使用電力量は、供給電圧と同位の電圧で計量いたします。
 - (4) 当社は、検針の結果をすみやかにお客さまにお知らせいたします。
 - (5) 計量器を取り替えた場合には、料金の算定期間における使用電力量は、(6)の場合を除き、取付けおよび取外しした電力量計ごとに(1)に準じて計量した使用電力量を合算してえた値といたします。
 - (6) 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表9（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。
 - (7) 従量制供給のお客さまについて、検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表9（使用電力量の協定）を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。

26 料金の算定

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、再開し、休止し、もしくは停止し、または需給契約が消滅した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約容量、契約電力、力率等を変更したことにより、料金に変更があった場合
 - ハ 24（料金の算定期間）(1)の場合で検針期間の日数とその検針期間の始期に対応する検針の基準となる日の属する月の日数に対し、5日を上回り、または下回るとき。
- (2) 料金は、需給契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。

27 日割計算

(1) 当社は、26（料金の算定）(1)イ，ロまたはハの場合は，次により料金を算定いたします。

イ 基本料金，最低料金，定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金は，別表10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし，従量電灯，臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分については，別表10（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金（最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。）は，日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表10（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。

ニ イ，ロおよびハによりがたい場合は，これに準じて算定いたします。

(2) 26（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは，日割計算対象日数には開始日および再開日を含み，休止日，停止日および消滅日を除きます。

また，26（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは，変更後の料金は，変更のあった日から適用いたします。

(3) 力率に変更を生ずるような契約負荷設備の変更等がある場合の基本料金は，その前後の力率にもとづいて，別表10（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

(4) 当社は，日割計算をする場合には，必要に応じてそのつど計量値の確認をいたします。

28 料金の支払義務および支払期日

(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。

イ 従量制供給の場合は、検針日といたします。ただし、23（検針日）(4)の場合の料金または25（使用電力量の計量）(1)イもしくはニにより精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、25（使用電力量の計量）(6)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。

なお、25（使用電力量の計量）(7)の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日または契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

ロ 定額制供給の場合は、そのお客様の属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力の場合は、契約使用開始日およびその各月の応当日とすることがあります。

ハ 29（料金その他の支払方法）(6)の場合は、当該支払期に属する最終月のイまたはロによる日といたします。

ニ 需給契約が消滅した場合は、消滅日といたします。ただし、従量制供給の場合で、特別の事情があって需給契約の消滅日以降に計量値の確認を行なった場合は、その日といたします。

ホ 農事用電力のお客様の1年の基本料金の合計が最低保証料金を下回る場合に申し受ける料金は、その金額が明らかになった日の直後のそのお客様の属する検針区域の検針日（明らかになった日が検針日の場合は、その検針日といたします。）といたします。

(2) お客様の料金は、支払期日までに支払っていただきます。

(3) 支払期日は、支払義務発生日の翌日から起算して30日目といたします。ただし、当社が検針の基準となる日に先だって実際に検針を行なった場合または検針を行なったものとされる場合の支払期日は、検針の基準となる日の翌日から起算して30日目といたします。

なお、支払期日が日曜日または銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合は、支払期日を翌日といたします。また、翌日が日曜日または休日に該当するときは、さらにその翌日といたします。

- (4) 公衆街路灯等複数の需要場所で需給契約を結ばれているお客さまで、それぞれの需給契約により発生する料金を継続的に一括して支払うことを希望される場合は、当社との協議によって一括して支払うことができます。この場合のそれぞれの料金の支払期日は、(3)にかかわらず、それぞれの料金のうちその月で最後に支払義務が発生する料金の支払期日といたします。

29 料金その他の支払方法

- (1) 料金については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、料金その他の収納業務を行なう当社の事務所においてまたは当社が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。

なお、料金の支払いを当社が指定した金融機関等を通じて行なわれる場合は、次によります。

イ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法を希望される場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

ロ お客さまが料金を当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合には、当社が指定した様式によっていただきます。

ハ お客さまが当社の指定するクレジット会社との契約にもとづき、そのクレジット会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。

- (2) お客さまが料金を(1)イ、ロまたはハにより支払われる場合は、次のときに当社に対する支払いがなされたものといたします。

イ (1)イにより支払われる場合は、料金がお客様の指定する口座から引き落とされたとき。

ロ (1)ロにより支払われる場合は、料金がその金融機関等に払い込まれたとき。

ハ (1)ハにより支払われる場合は、料金がそのクレジット会社により当社が指定した金融機関等に払い込まれたとき。

(3) 当社は、(1)にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込みにより支払っていただくことがあります。この場合、(2)にかかわらず、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものとしたします。

(4) 料金は、支払義務の発生した順序で支払っていただきます。

(5) 23（検針日）(4)の場合、需給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、需給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

(6) 料金については、当社は、当社に特別の事情がある場合で、あらかじめお客様の承諾をえたときには、(1)にかかわらず、当社の指定する支払期ごとに支払っていただくことがあります。

(7) 料金については、当社は、お客様が希望される場合には、あらかじめ前受金をお預かりすることがあります。

なお、当社は、前受金について利息を付しません。

(8) 臨時電灯、臨時電力および農事用電力については、当社は、従量制供給の場合は予納金を、定額制供給の場合は前払金を申し受けることがあります。この場合には、これらは使用に先だって支払っていただきます。

なお、予納金および前払金は、原則として予想月額料金の3月分に相当する金額をこえないものとし、使用開始後の料金に順次充当いたします。この

場合、充当後の残額はお返しいたします。

また、当社は、予納金および前払金について利息を付しません。

30 延滞利息

- (1) お客さまが料金を支払期日を経過してなお支払われない場合には、当社は、支払期日の翌日から支払いの日までの期間の日数に応じて延滞利息を申し受けます。ただし、料金を支払期日の翌日から起算して10日以内に支払われた場合は、この限りではありません。
- (2) 延滞利息は、その算定の対象となる料金から、消費税等相当額（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。）から次の算式により算定された金額を差し引いたものおよび再生可能エネルギー発電促進賦課金を差し引いた金額に年10パーセントの割合（閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合といたします。）を乗じて算定してえた金額といたします。

なお、消費税等相当額および次の算式により算定された金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

$$\text{再生可能エネルギー発電促進賦課金} \times \frac{5}{105}$$

- (3) 延滞利息は、原則として、お客さまが延滞利息の算定の対象となる料金を支払われた直後に支払義務が発生する料金とあわせて支払っていただきます。

31 保証金

- (1) 当社は、お客さまが次のいずれかに該当する場合には、供給の開始もしくは再開に先だって、または供給継続の条件として、予想月額料金の3月分に相当する金額をこえない範囲で保証金を預けていただくことがあります。

イ 支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合

ロ 新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、次のいずれかに該当するとき。

(イ) 他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日を経過してなお支払われなかった場合

(ロ) 支払期日を経過してなお料金を支払われないことが予想される場合

(2) 予想月額料金の算定の基準となる使用電力量は、お客さまの負荷率、操業状況および同一業種の負荷率等を勘案して算定いたします。

(3) 当社は、保証金の預かり期間を2年以内で設定いたします。

なお、(4)により保証金を預けていただく場合は、そのときからあらためて2年以内の預かり期間を設定いたします。

(4) 当社は、需給契約が消滅した場合またはお客さまが支払期日を経過してなお料金を支払われなかった場合には、保証金およびその利息をお客さまの支払額に充当することがあります。この場合、保証金の利息をもって充当し、なお充当すべき金額があるときは、保証金より充当し、その残額をお返しいたします。また、当社は、あらためて(1)によって算定した保証金を預けていただくことがあります。

(5) 当社は、次により、保証金に利息を付します。

イ 利息は、年0.2パーセントの単利とし、円未満の端数は切り捨てます。

ロ 利息を付す期間は、預かり日からお返しする日の前日または充当日の前日までの期間といたします。ただし、当社があらかじめお知らせした予定日にお客さまの都合によって保証金をお返しできなかった場合は、その期間は利息を付す期間から除きます。

(6) 当社は、保証金の預かり期間満了前であっても需給契約が消滅した場合には、保証金に利息を付してお返しいたします。

V 使用および供給

32 適正契約の保持

当社は、お客さまが契約電力をこえて電気を使用される等お客さまとの需給契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

33 力率の保持

- (1) 需要場所の負荷の力率は、原則として、電灯契約のお客さまについては90パーセント以上、その他のお客さまについては85パーセント以上に保持していただきます。
- (2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。

なお、進相用コンデンサは、別表7（進相用コンデンサ取付容量基準）を基準として取り付けていただきます。

34 需要場所への立入りによる業務の実施

当社は、次の業務を実施するため、お客さまの承諾をえてお客さまの土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、お客さまのお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの当社の供給設備または計量器等需要場所内の当社の電気工作物の設計、施工、改修または検査
- (2) 69（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務

- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客さまの電気機器の試験，契約負荷設備，契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 36（供給の停止），46（需給契約の廃止）(1)または48（解約等）により必要な処置
- (6) その他この供給約款によって，需給契約の成立，変更もしくは終了等に必要な業務または当社の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

35 電気の使用にともなうお客さまの協力

- (1) お客さまの電気の使用が，次の原因で他のお客さまの電気の使用を妨害し，もしくは妨害するおそれがある場合，または当社もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし，もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は，その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます。）には，お客さまの負担で，必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし，とくに必要がある場合には，供給設備を変更し，または専用供給設備を施設して，これにより電気を使用していただきます。

イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合

ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合

ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合

ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合

ホ その他イ，ロ，ハまたはニに準ずる場合

- (2) お客さまが発電設備を当社の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は，(1)に準ずるものといたします。また，この場合は，法令で定める技術基準（以下「技術基準」といいます。），その他の法令等にしがたい，当社の供給設備の状況等を勘案して技術上適当と認められる方法によって接続してい

たきます。

36 供給の停止

(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合

ロ お客さまの需要場所内の当社の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、当社に重大な損害を与えた場合

ハ 55（引込線の接続）に反して、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合

(2) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

なお、この場合には、供給停止の5日前までに予告いたします。

イ お客さまが料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ロ お客さまが他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日をさらに20日経過してなお支払われない場合

ハ この供給約款によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、保証金、違約金、工事費負担金その他この供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合

(3) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合

ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合

ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合

ニ 公衆街路灯または農事用電力の場合で、契約された用途以外の用途に電

気を使用されたとき。

ホ 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用されたとき。

ヘ 農事用電力の場合で、契約使用期間以外の期間に電気を使用されたとき。

ト 34（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、当社の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合

チ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合

(4) お客さまがその他この供給約款に反した場合には、当社は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。

37 供給停止の解除

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、その事実にともない当社に対して支払いを要することとなった債務を支払われ、かつ、当社に電気の供給の再開を申し出ていただいたときには、当社は、すみやかに（次の場合を含みません。）電気の供給を再開いたします。

(1) 非常変災の場合

(2) 夜間（午後10時から午前9時までの時間をいいます。）の場合で、要員の配置等の事情により、やむをえないとき。

(3) その他特別の事情がある場合

38 供給停止期間中の料金

36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合には、その停止期間中については、まったく電気を使用しない場合の月額料金を27（日割計算）により日割計算をして、料金を算定いたします。ただし、定額電灯、従量電灯Aおよび公衆街路灯のお客さまについては、停止期間中の料金を申し受けません。

39 違 約 金

- (1) お客さまが36（供給の停止）(3)口からへまでに該当し，そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には，当社は，その免れた金額の3倍に相当する金額を，違約金として申し受けます。
- (2) (1)の免れた金額は，この供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と，不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できない場合は，6月以内で当社が決定した期間といたします。

40 供給の中止または使用の制限もしくは中止

- (1) 当社は，次の場合には，供給時間中に電気の供給を中止し，またはお客さまに電気の使用を制限し，もしくは中止していただくことがあります。
 - イ 異常渇水等により電気の需給上やむをえない場合
 - ロ 当社の電気工作物に故障が生じ，または故障が生ずるおそれがある場合
 - ハ 当社の電気工作物の修繕，変更その他の工事上やむをえない場合
 - ニ 非常変災の場合
 - ホ その他保安上必要がある場合
- (2) (1)の場合には，当社は，あらかじめその旨を広告その他によってお客さまにお知らせいたします。ただし，緊急やむをえない場合は，この限りではありません。

41 制限または中止の料金割引

- (1) 当社は，40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって，定額電灯，従量電灯および低圧電力に対する電気の供給を中止し，または電気の使用を制限し，もしくは中止した場合には，次の割引を行ない料金を算定いたします。ただし，その原因がお客さまの責めとなる理由による場合は，

そのお客さまについては割引いたしません。

イ 割引の対象

定額電灯については需要家料金、電灯料金および小型機器料金の合計ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金、従量電灯 A については最低料金および最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金、その他については基本料金（力率割引または割増しの適用を受ける場合は、その適用後の基本料金といたします。）といたします。ただし、26（料金の算定）(1)イ、ロまたはハの場合は、制限または中止の日における契約内容に応じて算定される 1 月の金額といたします。

ロ 割引率

1 月中の制限し、または中止した延べ日数 1 日ごとに 4 パーセントといたします。

ハ 制限または中止延べ日数の計算

延べ日数は、1 日のうち延べ 1 時間以上制限し、または中止した日を 1 日として計算いたします。

- (2) (1)による延べ日数を計算する場合には、電気工作物の保守または増強のための工事の必要上当社がお客さまに 3 日前までにお知らせして行なう制限または中止は、1 月につき 1 日を限って計算に入れません。この場合の 1 月につき 1 日とは、1 暦月の 1 暦日における 1 回の工事による制限または中止の時間といたします。
- (3) 臨時電灯、公衆街路灯、臨時電力および農事用電力に対する供給の中止または使用の制限もしくは中止についても(1)および(2)に準じて割引を行ない料金を算定いたします。

42 損害賠償の免責

- (1) 40（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社

の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

- (2) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または48（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。
- (3) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

43 設備の賠償

お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

- (1) 修理可能の場合
修理費
- (2) 亡失または修理不可能の場合
帳簿価額と取替工費との合計額

Ⅵ 契約の変更および終了

44 需給契約の変更

お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。

45 名義の変更

相続その他の原因によって、新たなお客さまが、それまで電気の供給を受けていたお客さまの当社に対する電気の使用についてのすべての権利義務を受け継ぎ、引き続き電気の使用を希望される場合は、名義変更の手続きによることができます。この場合には、当社が文書による申出を必要とするときを除き、口頭、電話等により申し出ていただきます。

46 需給契約の廃止

- (1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。

当社は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行いません。

- (2) 需給契約は、48（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に需給契約が消滅したものといたします。

ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

47 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金および工事費の精算

お客さま（定額電灯、従量電灯A、臨時電灯、公衆街路灯および臨時電力のお客さまを除きます。）が、契約容量または契約電力を新たに設定し、または増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとする場合には、当社は、需給契約の消滅または変更の日に、次により料金および工事費をお客さまに精算していただきます。ただし、当社が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。

(1) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、さかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定されたことにもない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

(2) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで電気の使用を廃止しようとする場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から電気の使用を廃止される日の前日までの期間の料金について、契約容量または契約電力を増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加されたことにともない新たに施設した供給設備について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けま

す。

(3) 契約容量または契約電力を新たに設定された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を新たに設定された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けま

す。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分と残余分の比であん分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けま

す。

(4) 契約容量または契約電力を増加された日以降1年に満たないで契約容量または契約電力を減少しようとされる場合

イ 当社は、お客さまが契約容量または契約電力を増加された日から契約容量または契約電力を減少される日の前日までの期間の料金について、減少される日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少される日の契約容量または契約電力が増加された日の前日の契約容

量または契約電力を下回る場合は、増加された日の前日の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。)につきさかのぼって臨時電灯または臨時電力を適用いたします。この場合、当初から臨時電灯または臨時電力として算定される料金と既に申し受けた料金との差額を申し受けます。

なお、臨時電灯または臨時電力を適用する使用電力量は、その期間の使用電力量について、減少後の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分（減少後の契約容量または契約電力が増加前の契約容量または契約電力を下回る場合は、増加前の契約容量または契約電力を上回る契約容量分または契約電力分といたします。）と残余分の比である分してえたものといたします。

ロ 当社は、供給設備のうち減少契約容量または減少契約電力に見合う部分について、63（臨時工事費）の臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。

48 解 約 等

(1) 36（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合には、当社は、需給契約を解約することがあります。

なお、この場合には、その旨をお客さまにお知らせいたします。

(2) お客さまが、46（需給契約の廃止）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。

49 需給契約消滅後の債権債務関係

需給契約期間中の料金その他の債権債務は、需給契約の消滅によっては消滅

いたしません。

Ⅶ 供給方法および工事

50 需給地点および施設

(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。

(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、当社の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと当社との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。

イ 山間地、離島にある需要場所等、当社の電線路から遠隔地にあつて将来においても周辺地域に他の需要が見込まれない需要場所に対して電気を供給する場合

ロ 当社の立入りが困難な需要場所に対して電気を供給する場合

ハ 1 建物内の 2 以上の需要場所に電気を供給する場合で各需要場所までの電気設備が当社の管理の及ばない場所を通過することとなるとき。

ニ 52（地中引込線）(4)により地中引込線によって電気を供給する場合

ホ その他特別の事情がある場合

(3) 需給地点に至るまでの供給設備は、当社の所有とし、工事費負担金または臨時工事費として申し受ける金額を除き、当社の負担で施設いたします。

なお、当社は、お客さま（共同引込線による引込みで電気の供給を受ける複数のお客さまを含みます。）のみのためにお客さまの土地または建物に施設する引込線、変圧器、接続装置等の供給設備の施設場所をお客さまから無償で提供していただきます。

(4) 付帯設備（(3)によりお客さまの土地または建物に施設される供給設備を支持し、または収納する工作物およびその供給設備の施設上必要なお客さまの建物に付合する設備をいいます。）は、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。この場合には、当社が付帯設備を

無償で使用できるものといたします。

51 架空引込線

- (1) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を引込線によって行なう場合には、原則として、架空引込線によるものとし、お客さまの建造物または補助支持物の引込線取付点までは、当社が施設いたします。この場合には、引込線取付点は、当社の電線路の最も適当な支持物から原則として最短距離の場所であって、堅固に施設できる点をお客さまと当社との協議によって定めます。
- (2) 需給地点から引込開閉器に至るまでの配線（以下「引込口配線」といいます。）は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (3) 引込線を取り付けるためお客さまの需要場所内に設置する引込小柱等の補助支持物は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。
- (4) 当社は、お客さまの承諾をえて、次により、お客さまの引込小柱を使用して他のお客さまへ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客さまの引込小柱を使用して、他のお客さまへの引込線を施設いたします。この場合、その引込小柱から最短距離の場所にあるお客さまの建造物または補助支持物の取付点に至るまでの引込口配線は引込線とし、その引込線および引込小柱の管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、お客さまへ引き込むための引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう引込線または引込小柱を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客さまにお返しいたします。また、これにともない新たに施設される場合の引込線または引込小柱は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

52 地中引込線

- (1) 架空引込線を施設することが法令上認められない場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により不相当と認められる場合で、当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なうときには、次のイまたはロの最も電源側に近い接続点までを当社が施設いたします。

イ お客さまが需要場所内に施設する開閉器、断路器または接続装置の接続点

ロ 当社が施設する計量器（付属装置を含みます。）または接続装置の接続点

なお、当社は、お客さまの土地または建物に接続装置を施設することがあります。

- (2) (1)により当社の電線路と接続する電気設備の施設場所は、当社の電線路の最も適当な支持物または分岐点から最短距離にあり、原則として、地中引込線の施設上とくに多額の費用を要する等特別の工事を必要とせず、かつ、安全に施設できる次のいずれにも該当する場所とし、お客さまと当社との協議によって定めます。

なお、これ以外の場合には、需要場所内の地中引込線は、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設していただきます。

イ お客さまの構内における地中引込線のこう長が50メートル程度以内の場所

ロ 建物の3階以下にある場所

ハ その他地中引込線の施設上特殊な工法、材料等を必要としない場所

- (3) 当社の電線路とお客さまの電気設備との接続を地中引込線によって行なう場合の付帯設備は、次のものをいいます。

イ 鉄管、暗きょ等お客さまの土地または建物の壁面等に引込線をおさめるために施設される工作物

ロ お客さまの土地または建物に施設されるハンドホール

ハ その他イまたはロに準ずる設備

- (4) 接続を架空引込線によって行なうことができる場合で、お客様の希望によりとくに地中引込線によって行なうときには、地中引込線は、原則として、お客様の所有とし、お客様の負担で施設していただきます。ただし、当社が、保安上または保守上適当と認めた場合は、(1)に準じて接続を行ないません。この場合、当社は、59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

53 接続引込線等

- (1) 当社は、建物の密集場所等特別の事情がある場所では、接続引込線（1 需要場所の引込線から分岐して支持物を経ないで他の需要場所の需給地点に至る引込線をいいます。）または共同引込線による引込みで電気を供給することがあります。この場合、当社は、分岐装置をおお客様の土地または建物に施設することがあります。

なお、お客様の電気設備との接続点までは、当社が施設いたします。

- (2) 当社は、お客様の承諾をえて、次により、お客様の引込口配線を使用して他のお客様へ電気を供給することがあります。

イ 当社は、お客様の引込口配線から分岐して、他のお客様への接続引込線を施設いたします。この場合、その引込口配線の終端までは共同引込線とし、その管理（材料費の負担を含みます。）は当社が行ないます。また、需給地点は、当社が管理を行なう共同引込線の終端に変更いたします。

ロ イにより当社が管理を行なう共同引込線を改修し、または撤去する場合は、当社が工事を行なうものとし、この場合に生ずる撤去材料は、お客様にお返しいたします。また、これにともない新たに施設される共同引込線は、当社の所有とし、当社の負担で施設いたします。

54 中高層集合住宅等への供給方法

中高層集合住宅等の場合で、1建物内の2以上の需要場所に電気を供給するときには、当社は、原則として共同引込線による1引込みで電気を供給いたします。

なお、技術上その他やむをえない場合は、当社は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設し、電気を供給いたします。この場合、変圧器の2次側接続点までは、当社が施設いたします。

55 引込線の接続

当社の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続は、当社が行いません。

なお、お客さまの希望によって引込線の位置変更工事をする場合には、当社は、実費を申し受けます。

56 計量器等の取付け

(1) 料金の算定上必要な計量器（電力量計等をいいます。）、その付属装置（計量器箱、変成器、変成器箱、変成器の2次配線、通信装置、通信回線等をいいます。）および区分装置（時間を区分する装置等をいいます。）は、契約電力等に応じて当社が選定し、かつ、当社の所有とし、当社の負担で取り付けます。ただし、計量器の情報等を伝送するために当社がお客さまの電気工作物を使用する場合の当該電気工作物は計量器の付属装置とはいたしません。

なお、次の場合には、お客さまの所有とし、お客さまの負担で取り付けていただくことがあります。

イ お客さまの希望によって計量器の付属装置を施設する場合

ロ 変成器の2次配線等で、当社規格以外のケーブルを必要とし、またはお客さまの希望によりとくに長い配線を必要とするため多額の費用を要する場合

(2) 計量器，その付属装置および区分装置の取付位置は，適正な計量ができ，かつ，検針，検査ならびに取付けおよび取外し工事が容易な場所（原則として屋外といたします。）とし，お客さまと当社との協議によって定めます。

また，集合住宅等の場合で，お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置を建物内に取り付けたときには，お客さまと当社との協議により，あらかじめ鍵の提出等解錠に必要な協力を行なっていただくことがあります。

(3) 計量器，その付属装置および区分装置の取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。また，(1)によりお客さまが施設するものについては，当社が無償で使用できるものといたします。

(4) 当社は，計量器の情報等を伝送するためにお客さまの電気工作物を使用することがあります。この場合には，当社が無償で使用できるものといたします。

(5) お客さまの希望によって計量器，その付属装置および区分装置の取付位置を変更する場合には，当社は，実費を申し受けます。

(6) 16（従量電灯）(1)ホによって取り付ける装置については，当社の所有とし，当社の負担で取り付けます。この場合，その取付位置は，原則として屋外とし，取付場所は，お客さまから無償で提供していただきます。

57 専用供給設備

(1) 当社は，次の場合には，59（特別供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けてお客さまの専用設備として供給設備を施設いたします。

イ お客さまがとくに希望され，かつ，他のお客さまへの供給に支障がないと認められる場合

ロ 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）の場合

ハ お客さまの施設の保安上の理由，または需要場所およびその他周囲の状況から将来においても他の需要が見込まれない等の事情により，特定のお

客さまのみが使用されることになる供給設備を専用供給設備として施設することが適当と認められる場合

(2) (1)の専用設備は、需給地点から需給地点に最も近い変電所までの電線路（配電盤、継電器およびその変電所の供給電圧と同位電圧の母線側断路器またはこれに相当する接続点までの電線路を含みます。）に限ります。ただし、特別の事情がある場合は、供給電圧と同位の電線路およびこれに接続する変圧器（1次電圧側線路開閉器を含みます。）とすることがあります。

(3) 当社は、供給設備を2以上のお客さまが共用する専用供給設備とすることがあります。ただし、(1)イの場合は、次に該当する場合で、いずれのお客さまにも承諾をいただいたときに限ります。

イ 2以上のお客さまが同時に申込みをされる場合で、いずれのお客さまも専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される時。

ロ お客さまが既に施設されている専用供給設備から電気の供給を受けることを希望される場合

Ⅷ 工事費の負担

58 一般供給設備の工事費負担金

- (1) お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備（専用供給設備を除きます。）の工事こう長が無償こう長（架空の場合は1,000メートル，地中の場合は150メートルといたします。）をこえるときには、当社は、その超過こう長に次の金額を乗じてえた金額を工事費負担金として申し受けます。

区 分	単 位	金 額
架空配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	3,255 円
地中配電設備の場合	超過こう長 1メートルにつき	25,620 円

なお、張替えまたは添架を行なう場合は、架空配電設備についてはその工事こう長の60パーセント，地中配電設備についてはその工事こう長の20パーセントに相当する値を新たに施設される配電設備の工事こう長とみなします。

- (2) 工事費負担金の対象となる供給設備は、需給地点から需給地点に最も近い供給変電所の引出口に施設される断路器またはこれに相当する機器の負荷側接続点に至るまでの配電設備といたします。
- (3) 工事費負担金は、需給契約ごとに算定いたします。ただし、1 需要場所において2以上の需給契約を結ぶ場合は、需要場所ごとに算定いたします。
- (4) 2以上のお客さまが配電設備の全部または一部を共用する場合の工事費負担金の算定は、次によります。

イ 2以上のお客さまから共同して申込みがあった場合の工事費負担金は、その代表のお客さまによる1申込みとみなして算定いたします。この場合、無償こう長は、(1)の無償こう長にお客さまの数を乗じてえた値といたしま

す。

ロ 2以上のお客さまから同時に申込みがあった場合の工事費負担金は、お客さまごとに算定いたします。この場合、それぞれのお客さまの配電設備の工事こう長については、共用される部分の工事こう長を共用するお客さまの数で除してえた値にそのお客さまが単独で使用される部分の工事こう長を加えた値を、新たに施設される配電設備の工事こう長といたします。

(5) 架空配電設備と地中配電設備とをあわせて施設する場合の(1)の超過こう長は、次により算定いたします。

イ 地中配電設備の超過こう長は、地中配電設備の工事こう長から地中配電設備の無償こう長を差し引いた値といたします。

ロ 架空配電設備の超過こう長は、架空配電設備の工事こう長といたします。ただし、地中配電設備の工事こう長が地中配電設備の無償こう長を下回る場合は、次によります。

$$\begin{aligned} \text{架空配電設備の超過こう長} &= \text{架空配電設備の工事こう長} - \left(\text{地中配電設備の無償こう長} - \text{地中配電設備の工事こう長} \right) \\ &\quad \times \frac{\text{架空配電設備の無償こう長}}{\text{地中配電設備の無償こう長}} \end{aligned}$$

(6) 次の言葉は、Ⅷ（工事費の負担）においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

イ 配電設備

発電所または変電所から他の発電所または変電所を経ないで需給地点に至る供給設備をいい、電線、引込線、変圧器およびこれらを支持し、または収納する工作物（支持物、がいし、支線、暗きょ、管等をいいます。）を含みます。

ロ 工事こう長

別表11（標準設計基準）に定める設計（以下「標準設計」といいます。）

にもとづき算定される需給地点から最も近い供給設備までの配電設備のこう長をいい、実際に施設されるこう長とは異なることがあります。

なお、単位は、1メートルとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(7) Ⅷ（工事費の負担）の各項において、契約電力等を増加される場合とは、次の値が増加する場合をいいます。

イ 定額電灯，従量電灯A，臨時電灯A，臨時電灯B，公衆街路灯Aおよび公衆街路灯Bの場合の負荷設備の総容量

ロ 契約容量

ハ 契約電力

なお、供給電気方式を交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは200ボルトから交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトに変更される場合は、契約電力等を増加されるものとみなします。

59 特別供給設備の工事費負担金

お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに特別の供給設備を施設するときには、当社は、次の金額を工事費負担金として申し受けます。

(1) お客さまの希望によって標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合は、標準設計で施設する場合の工事費（以下「標準設計工事費」といいます。）をこえる金額

なお、標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合とは、次のいずれかに該当する場合をいいます。

イ お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる電線，支持物または変圧器等を施設する場合

ロ 架空配電設備で電気を供給できるにもかかわらず、地中配電設備を施設する場合

- ハ 標準設計による配電設備以外の配電設備から電気の供給を受ける場合
- ニ その他お客さまへの供給に必要な標準設計をこえる設計で供給設備を施設する場合

また、この場合も58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を申し受けます。

- (2) 57（専用供給設備）によって専用供給設備を施設する場合は、その工事費の全額

なお、この場合には、工事費負担金の対象となる供給設備は、57（専用供給設備）(2)によるものといたします。

60 供給設備を変更する場合の工事費負担金

- (1) 新たな電気の使用または契約電力等の増加にともなわないで、お客さまの希望によって供給設備を変更する場合（お客さまとの電気の需給に直接関係する場合に限ります。）は、55（引込線の接続）または56（計量器等の取付け）によって実費を申し受ける場合を除き、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。
- (2) 35（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって供給設備を変更する場合には、当社は、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

61 特別供給設備等の工事費の算定

59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の場合の工事費は、次により算定いたします。

- (1) 工事費は、お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合を除き、次により算定した標準設計工事費といたします。

イ 標準設計工事費は、工事費負担金の対象となる供給設備の工事に要する材料費、工費および諸掛りの合計額といたします。

ロ 材料費は、払出時の単価（電気事業会計規則に定められた方法によって

算出した貯蔵品の払出単価等をいいます。)によって算定いたします。

ハ 撤去工事がある場合は、イにより算定される工事費の合計額から撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額に、撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額といたします。

ニ お客さまの希望により暫定的に利用される供給設備を施設する場合の工事費は、63（臨時工事費）に準じて算定いたします。

(2) お客さまが標準設計をこえる設計によることを希望される場合の工事費は、(1)に準じて算定いたします。

(3) 59（特別供給設備の工事費負担金）(1)の場合で、その工事費を58（一般供給設備の工事費負担金）(1)に定める超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて算定することが適当と認められるときは、(1)および(2)にかかわらず、標準設計をこえる設計で施設される供給設備の工事費および標準設計工事費をいずれも58（一般供給設備の工事費負担金）(1)にもとづいて算定いたします。この場合、超過こう長1メートル当たりの金額を新たに施設される配電設備の全工事こう長に適用して工事費を算定いたします。

(4) 当社が将来の需要を考慮してあらかじめ施設した鉄塔、管路等を利用して電気を供給する場合は、新たに施設される電線路に必要とされる回線数、管路孔数等に応じて次により算定した金額を電線路の工事費に算入いたします。

イ 鉄塔を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用回線数}}{\text{施設回線数}}$$

ロ 管路等を利用して電気を供給する場合

$$\text{工事費} \times \frac{\text{使用孔数}}{\text{施設孔数} - \text{予備孔数}}$$

62 工事費負担金の申受けおよび精算

(1) 当社は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあ

ります。この場合、需給開始日までに申し受けます。

- (2) お客様が希望される場合または当社が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。
- (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものとしたします。

イ 58（一般供給設備の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更等により、架空配電設備または地中配電設備のいずれかの工事こう長の変更の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) その他特別の事情により、工事費負担金に差異が生じた場合

ロ 59（特別供給設備の工事費負担金）（58〔一般供給設備の工事費負担金〕の超過こう長1メートル当たりの金額にもとづいて工事費を算定する場合は、イに準ずるものとしたします。）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）にもとづき算定される場合は、次に該当するとき。

(イ) 設計変更により、電柱（鉄塔、鉄柱を含みます。）、電線および変圧器等の主要材料の規格が変更となる場合、または主要材料の数量の変更（架空引込線を除きます。）の差異が5パーセントをこえる場合

(ロ) 設計時と払出時との間で材料費の単価に変動が生じた場合（設計から払出しまでの期間が短いときを除きます。）

(ハ) その他特別の事情により、工事費負担金に著しい差異が生じた場合

- (4) 当社は、お客様の承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。

なお、その変更が供給設備を施設してから10年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を施設したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。

- (5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として1年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、当社は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の70パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される58（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。

また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものいたします。

63 臨時工事費

- (1) 17（臨時電灯）または20（臨時電力）によって電気の供給を受けるお客さまのために新たに供給設備を施設する場合には、当社は、新たに施設する供給設備の工事費にその設備を撤去する場合の諸工費（諸掛りを含みます。）を加えた金額から、その撤去後の資材の残存価額を差し引いた金額を、臨時工事費として、原則として工事着手前に申し受けます。

なお、撤去後の資材の残存価額は、変圧器、開閉器等の機器についてはその価額の95パーセント、その他の設備についてはその価額の50パーセントといたします。

- (2) 臨時工事費を申し受ける場合は、58（一般供給設備の工事費負担金）、59（特別供給設備の工事費負担金）および60（供給設備を変更する場合の工事費負担金）の工事費負担金は申し受けません。
- (3) 新たに施設する供給設備のうち、当社が将来の需要等を考慮して常置し、かつ、無償こう長に相当する部分については臨時工事費を申し受けません。
- (4) 臨時工事費の精算は、62（工事費負担金の申受けおよび精算）(3)ロの場合

に準ずるものといたします。

64 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け
供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合は、当社は、要した費用の実費を申し受けます。

なお、実際に供給設備の工事を行なわなかった場合であっても、測量監督等に多額の費用を要したときは、その実費を申し受けます。

区 保 安

65 保安の責任

当社は、需給地点に至るまでの供給設備および計量器等需要場所内の当社の電気工作物について、保安の責任を負います。

66 調 査

(1) 当社は、法令で定めるところにより、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。

なお、係員は、所定の証明書を提示いたします。

(2) 調査は、次の事項について行ないます。ただし、必要がないと認められる場合には、その一部を省略することがあります。

イ 絶縁抵抗値または漏えい電流値の測定

ロ 接地抵抗値の測定

ハ 点検

(3) 当社は、(1)の調査の結果、技術基準に適合していると認めるときはその旨を、適合していないと認めるときは技術基準に適合させるためにとるべき措置およびその措置をとらなかった場合に生ずると予想される結果を、お客さまにお知らせいたします。

なお、調査結果の通知は、調査年月日、係員、調査についての照会先等を記載した文書により、原則として調査時に行ないます。

67 調査等の委託

(1) 当社は、66（調査）の業務の全部または一部を経済産業大臣の登録を受けた調査機関（以下「登録調査機関」といいます。）に委託することがあります。

(2) 当社は、(1)によって委託した場合には、委託先の名称、所在地および委託

した業務内容等を記載した文書等により、お客さまにお知らせいたします。

68 調査に対するお客さまの協力

- (1) お客さまが電気工作物の変更の工事を行なった場合には、その工事が完成したとき、すみやかにその旨を当社または登録調査機関に通知していただきます。
- (2) 当社は、66（調査）(1)により調査を行なうにあたり、必要があるときは、お客さまの承諾をえて電気工作物の配線図を提示していただきます。

69 保安に対するお客さまの協力

- (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社に通知していただきます。この場合には、当社は、ただちに適切な処置をいたします。
 - イ お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社の電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合
 - ロ お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが当社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合
- (2) お客さまが当社の供給設備に直接影響を及ぼすような物件（発電設備を含みます。）の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。

70 検査または工事の受託

- (1) お客様は、保安上必要な電気工作物の検査を当社に申し込むことができます。
- (2) (1)の申込みを受けた場合には、当社は、すみやかに検査を行いません。この場合には、当社は、検査料として実費を申し受けます。ただし、軽易なものについては、無料とすることがあります。
- (3) お客様は、保安上必要な電気工作物の工事を当社に申し込むことができます。
- (4) (3)の申込みを受けた場合には、当社は、できる限りこれを受託いたします。受託したときには、当社は、実費を申し受けます。ただし、電線被覆損傷箇所のテープ巻き等の軽易なものについては、材料費（消耗品を除きます。）のみを申し受けます。

71 自家用電気工作物

お客様の電気工作物のうち自家用電気工作物については、この供給約款のうち次のものは、適用いたしません。

- (1) 66（調査）
- (2) 67（調査等の委託）
- (3) 68（調査に対するお客様の協力）
- (4) 70（検査または工事の受託）

附 則

附 則

1 この供給約款の実施期日

この供給約款は、平成25年5月1日から実施いたします。

2 需要場所についての特別措置

(1) 適 用

イ 8（需要場所）(1)に定める1構内または8（需要場所）(2)に定める1建物（以下「原需要場所」といいます。）において、ロに定める特例設備を新たに使用する際に、ロに定める特例設備が施設された区域または部分（以下「特例区域等」といいます。）のお客さまからこの特別措置の適用の申出がある場合で、次のいずれにも該当するときは、8（需要場所）にかかわらず、当分の間、1原需要場所につき、ロ(イ)またはロ(ロ)それぞれ1特例区域等に限り、1需要場所といたします。

(イ) 特例区域等にロに定める特例設備以外の負荷設備がないこと。また、ロ(ロ)に定める特例設備の場合は、原需要場所から特例区域等を除いた区域または部分（以下「非特例区域等」といいます。）においてロ(ロ)に定める特例設備以外の負荷設備があること。

(ロ) 次の事項について、非特例区域等のお客さまの承諾をえていること。

a 非特例区域等について、8（需要場所）に準じて需要場所を定めること。

b 当社が特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、非特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

(ハ) 特例区域等と非特例区域等の間が外観上区分されていること。

(ニ) 特例区域等と非特例区域等の配線設備が相互に分離して施設されてい

ること。

(ホ) 当社が非特例区域等における業務を実施するため、34（需要場所への立入りによる業務の実施）に準じて、特例区域等のお客さまの土地または建物に立ち入らせていただく場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただくこと。

ロ 特例設備は、次のものをいいます。

(イ) 急速充電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第1号に定める電気自動車専用急速充電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(ロ) 認定発電設備等

電気事業法施行規則附則第17条第1項第2号に定める認定発電設備およびその使用に直接必要な電灯その他これに準ずるもの。

(2) 工事費の負担

特例区域等のお客さまが新たに電気を使用し、または契約電力等を増加される場合で、これにともない新たに供給設備を施設するときには、当社は、58（一般供給設備の工事費負担金）または59（特別供給設備の工事費負担金）にかかわらず、その工事費の全額を工事費負担金として申し受けます。

なお、Ⅷ（工事費の負担）の適用については、59（特別供給設備の工事費負担金）の場合に準ずるものといたします。

3 従量電灯のお客さまの共同住宅の料金算定にかかわる取扱い

(1) 従量電灯のお客さまで、共同住宅（1建物に2以上の世帯が居住されている住宅をいいます。）の各戸または各居室（以下「各戸」といいます。）が独立の需要場所となりえないため、1需給契約を結んでいる場合の料金は、当分の間、次のいずれかに該当する場合を除いて、(2)により算定いたします。

なお、この場合、お客さまからあらかじめ申し出ていただきます。

イ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されていないとき。

ロ 1 建物からなる住宅の場合で、各戸がそれぞれ隔壁で明確に区分されている場合であっても、各戸ごとの生活が独立していないと認められるとき。

(2) 料金は、16（従量電灯）(1)ニおよび(2)ホにかかわらず、各戸ごとに従量電灯Aを適用したものとみなして、1月の使用電力量を各戸数で除してえた値（キロワット時）により算定した金額に、各戸数を乗じてえた金額といたします。

4 農事用電力（脱穀調整用電力）のお客さまについての特別措置

この供給約款実施の際現に変更前の電気供給約款（以下「旧供給約款」といいます。）附則5（農事用電力〔脱穀調整用電力〕のお客さまについての特別措置）の適用を受け、脱穀調整用電力を毎年、一定期間を限り、30日以上継続して使用しているお客さまの料金その他の供給条件は、次のとおりといたします。

(1) 契約電力

契約電力は、負荷の実情に応じてお客さまと当社との協議によって定めま

(2) 料 金

料金は、1年（毎年4月1日から起算いたします。）につき次によって算定された金額および定額制供給の臨時電力に準じて算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

契約電力 契約 使用期間	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットを こえ1キロワット を増すごとに
最 初 の 30日 まで	4,227 円 33銭	5,971 円 88銭	9,374 円 97銭	12,823 円 37銭	2,184 円 57銭
30日をこえる 1日につき	33 円 43銭	46 円 26銭	94 円 82銭	145 円 66銭	57 円 70銭

ただし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を下回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が38,800円を上回る場合は、定額制供給の臨時電力に準じて算定された燃料費調整額を加えたものとしたします。この場合、基準単価は、次のとおりとしたします。

契約電力	0.5キロワット	1キロワット	2キロワット	3キロワット	3キロワットをこえ1キロワットを増すごとに
1日につき	29 銭 7 厘	59 銭 4 厘	1 円 18 銭 8 厘	1 円 78 銭 2 厘	59 銭 4 厘

(3) 支払義務発生日

料金の支払義務発生日は、契約使用開始日およびその各月の応当日といたします。

(4) その他の事項については、本則の農事用電力に準ずるものとしたします。

5 この供給約款の実施にともなう切替措置

(1) この供給約款実施の日を含む料金算定期間の料金の算定にあたっては、26（料金の算定）および27（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

(2) 旧供給約款15（料金）の遅取料金、旧供給約款29（料金の支払義務および支払期限）および旧供給約款36（供給の停止）(2)については、料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日の前日までとなる料金に適用いたします。

(3) 28（料金の支払義務および支払期日）、30（延滞利息）および36（供給の停止）(2)については、料金の算定期間の最終日がこの供給約款実施の日以降となる料金に適用いたします。

別 表

別 表

1 再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用

イ (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、ロの場合を除き、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の3月の検針日から翌年の3月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用いたします。

ロ 定額制供給の場合は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間は、イに準ずるものといたします。この場合、イにいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、イにいう検針日は、応当日といたします。

(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

イ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次により算定いたします。

なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約負荷設備ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の合計といたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、各契約種別ごとの(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

(ロ) 従量制供給の場合

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金単価といたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。

(イ) (ロ)の場合を除き、お客さまからの申出の直後の3月の検針日から翌年の3月の検針日（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。）の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわらず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減

免額」といいます。)を差し引いたものとしたします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

- (ロ) 定額制供給の場合は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日としたします。

2 燃料費調整

(1) 燃料費調整額の算定

イ 平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値としたします。

なお、平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times a + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$a = 0.2313$$

$$\beta = 0.3006$$

$$\gamma = 0.5039$$

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入

いたします。

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(イ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を下回る場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (38,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が38,800円を上回り、かつ、58,200円以下の場合

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (\text{平均燃料価格} - 38,800\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

(ハ) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が58,200円を上回る場合
平均燃料価格は、58,200円といたします。

$$\begin{array}{l} \text{燃 料 費} \\ \text{調整単価} \end{array} = (58,200\text{円} - 38,800\text{円}) \times \frac{\text{(2)の基準単価}}{1,000}$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

(イ) 各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、(ロ)の場合を除き、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の5月の検針日から6月の検針日の前日までの期間
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の6月の検針日から7月の検針日の前日までの期間
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の7月の検針日から8月の検針日の前日までの期間
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の8月の検針日から9月の検針日の前日までの期間
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の9月の検針日から10月の検針日の前日までの期間
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の10月の検針日から11月の検針日の前日までの期間
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の11月の検針日から12月の検針日の前日までの期間
毎年8月1日から10月31日までの期間	その年の12月の検針日から翌年の1月の検針日の前日までの期間
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の1月の検針日から2月の検針日の前日までの期間
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の2月の検針日から3月の検針日の前日までの期間
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の3月の検針日から4月の検針日の前日までの期間
毎年12月1日から翌年の2月28日までの期間 (翌年が閏年となる場合は、翌年の2月29日までの期間)	翌年の4月の検針日から5月の検針日の前日までの期間

(ロ) 定額制供給の場合は、各平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整

単価適用期間は、(イ)に準ずるものとしたします。この場合、(イ)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日としたします。ただし、臨時電灯および臨時電力で、料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間、または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は、(イ)にいう検針日は、応当日としたします。

ニ 燃料費調整額

(イ) 定額制供給の場合

a 定額電灯および公衆街路灯 A

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約負荷設備ごとの燃料費調整単価の合計としたします。

b 臨時電灯 A および臨時電力

燃料費調整額は、ロによって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価としたします。

(ロ) 従量制供給の場合

燃料費調整額は、その1月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし、従量電灯 A、臨時電灯 B および公衆街路灯 B のお客さまについては、最低料金適用電力量までは、最低料金に適用される燃料費調整単価としたします。

なお、最低料金適用電力量とは、1契約につき最初の15キロワット時までの最低料金が適用される電力量をいいます。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値としたします。

イ 定額制供給の場合

(イ) 定額電灯および公衆街路灯 A

基準単価は、各契約負荷設備ごとに1月につき次のとおりとしたします。

電 灯	20ワットまでの1灯につき	1円40銭3厘
	20ワットをこえ40ワットまでの1灯につき	2円80銭6厘
	40ワットをこえ60ワットまでの1灯につき	4円20銭8厘
	60ワットをこえ100ワットまでの1灯につき	7円01銭4厘
	100ワットをこえる1灯につき100ワットまでごとに	7円01銭4厘
小 型 機 器	50ボルトアンペアまでの1機器につき	2円09銭5厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの1機器につき	4円19銭1厘
	100ボルトアンペアをこえる1機器につき100ボルトアンペアまでごとに	4円19銭1厘

(ロ) 臨時電灯 A

基準単価は、契約負荷設備の総容量（入力）によって、1日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	5銭7厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	11銭3厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	11銭3厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ1キロボルトアンペアまでの場合	1円13銭1厘
総容量が1キロボルトアンペアをこえ3キロボルトアンペアまでの場合1キロボルトアンペアまでごとに	1円13銭1厘

(ハ) 臨時電力

基準単価は、次のとおりといたします。ただし、契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は、契約電力が1キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力1キロワット1日につき	1円18銭9厘
-----------------	---------

ロ 従量制供給の場合

- (イ) 従量電灯A，臨時電灯Bおよび公衆街路灯B
基準単価は，次のとおりといたします。

最低料金	1契約につき最初の15キロワット時まで	2円70銭9厘
電力量料金	上記をこえる1キロワット時につき	18銭1厘

- (ロ) (イ)以外の場合
基準単価は，次のとおりといたします。

1キロワット時につき	18銭1厘
------------	-------

(3) 燃料費調整単価等の揭示

当社は，(1)イの各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格，1トン当たりの平均液化天然ガス価格，1トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価を当社の事務所に掲示いたします。

3 契約負荷設備の総容量の算定

- (1) 差込口の数と電気機器の数が異なる場合は，次によって算定された値にもとづき，契約負荷設備の総容量を算定いたします。

イ 電気機器の数が差込口の数を上回る場合

差込口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合，最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

ロ 電気機器の数が差込口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差込口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

(イ) 住宅，アパート，寮，病院，学校および寺院

1 差込口につき 50ボルトアンペア

(ロ) (イ)以外の場合

1 差込口につき 100ボルトアンペア

(2) (1)により，契約負荷設備の総容量を算定することが不相当と認められる場合は，別表4（標準容量換算表）による負荷設備容量に単体500ボルトアンペア以上の小型機器容量を加算したものといたします。ただし，寮，アパート等は，建物構造を参考に協議決定いたします。

4 標準容量換算表

取付灯数による負荷設備容量は、次のとおりといたします。

なお、多灯式けい光灯は、管数にかかわらず1灯とし、コンセント、分岐ソケットおよびテーブルタップは、差込口の数を取付灯数に算入いたします。

(単位：キロボルトアンペア)

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
以下 10	1.4	1.7	42	4.2	4.7	74	5.3	6.2	106	6.4	7.6
12	1.7	2.0	44	4.3	4.8	76	5.4	6.3	108	6.5	7.7
14	2.1	2.4	46	4.3	4.9	78	5.5	6.3	110	6.6	7.8
16	2.5	2.8	48	4.4	5.0	80	5.5	6.4	112	6.6	7.9
18	2.7	3.0	50	4.5	5.1	82	5.6	6.5	114	6.7	8.0
20	3.0	3.2	52	4.6	5.2	84	5.7	6.6	116	6.8	8.1
22	3.1	3.3	54	4.6	5.3	86	5.7	6.7	118	6.9	8.2
24	3.2	3.5	56	4.7	5.3	88	5.8	6.8	120	6.9	8.3
26	3.3	3.6	58	4.8	5.4	90	5.9	6.9	122	7.0	8.4
28	3.4	3.7	60	4.8	5.5	92	5.9	7.0	124	7.1	8.5
30	3.5	3.9	62	4.9	5.6	94	6.0	7.1	126	7.1	8.5
32	3.6	4.0	64	5.0	5.7	96	6.1	7.2	128	7.2	8.6
34	3.8	4.2	66	5.0	5.8	98	6.2	7.3	130	7.3	8.7
36	3.9	4.3	68	5.1	5.9	100	6.2	7.4	132	7.3	8.8
38	4.0	4.5	70	5.2	6.0	102	6.3	7.4	134	7.4	8.9
40	4.1	4.6	72	5.3	6.1	104	6.4	7.5	136	7.5	9.0

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
138	7.5	9.1	178	8.9	10.9	218	10.3	12.7	258	11.7	14.6
140	7.6	9.2	180	9.0	11.0	220	10.4	12.8	260	11.8	14.7
142	7.7	9.3	182	9.1	11.1	222	10.5	12.9	262	11.9	14.8
144	7.8	9.4	184	9.1	11.2	224	10.5	13.0	264	11.9	14.8
146	7.8	9.5	186	9.2	11.3	226	10.6	13.1	266	12.0	14.9
148	7.9	9.5	188	9.3	11.4	228	10.7	13.2	268	12.1	15.0
150	8.0	9.6	190	9.4	11.5	230	10.8	13.3	270	12.1	15.1
152	8.0	9.7	192	9.4	11.6	232	10.8	13.4	272	12.2	15.2
154	8.1	9.8	194	9.5	11.6	234	10.9	13.5	274	12.3	15.3
156	8.2	9.9	196	9.6	11.7	236	11.0	13.6	276	12.4	15.4
158	8.2	10.0	198	9.6	11.8	238	11.0	13.7	278	12.4	15.5
160	8.3	10.1	200	9.7	11.9	240	11.1	13.7	280	12.5	15.6
162	8.4	10.2	202	9.8	12.0	242	11.2	13.8	282	12.6	15.7
164	8.5	10.3	204	9.8	12.1	244	11.2	13.9	284	12.6	15.8
166	8.5	10.4	206	9.9	12.2	246	11.3	14.0	286	12.7	15.8
168	8.6	10.5	208	10.0	12.3	248	11.4	14.1	288	12.8	15.9
170	8.7	10.6	210	10.0	12.4	250	11.4	14.2	290	12.8	16.0
172	8.7	10.6	212	10.1	12.5	252	11.5	14.3	292	12.9	16.1
174	8.8	10.7	214	10.2	12.6	254	11.6	14.4	294	13.0	16.2
176	8.9	10.8	216	10.3	12.7	256	11.7	14.5	296	13.1	16.3

取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量		取付灯数	負荷設備容量	
	住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用		住宅用	営工業用
298	13.1	16.4	324	14.0	17.6	350	14.9	18.8	376	15.8	20.0
300	13.2	16.5	326	14.1	17.7	352	15.0	18.9	378	15.9	20.0
302	13.3	16.6	328	14.2	17.8	354	15.1	19.0	380	16.0	20.1
304	13.3	16.7	330	14.2	17.9	356	15.1	19.0	382	16.0	20.2
306	13.4	16.8	332	14.3	17.9	358	15.2	19.1	384	16.1	20.3
308	13.5	16.9	334	14.4	18.0	360	15.3	19.2	386	16.2	20.4
310	13.5	16.9	336	14.4	18.1	362	15.3	19.3	388	16.3	20.5
312	13.6	17.0	338	14.5	18.2	364	15.4	19.4	390	16.3	20.6
314	13.7	17.1	340	14.6	18.3	366	15.5	19.5	392	16.4	20.7
316	13.7	17.2	342	14.7	18.4	368	15.6	19.6	394	16.5	20.8
318	13.8	17.3	344	14.7	18.5	370	15.6	19.7	396	16.5	20.9
320	13.9	17.4	346	14.8	18.6	372	15.7	19.8	398	16.6	21.0
322	14.0	17.5	348	14.9	18.7	374	15.8	19.9	400	16.7	21.1

5 負荷設備の入力換算容量

(1) 照明用電気機器

照明用電気機器の換算容量は、次のイ、ロ、ハおよびニによります。

イ けい光灯

	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
高力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×150パーセント	管灯の定格消費電力 (ワット) ×125パーセント
低力率型	管灯の定格消費電力 (ワット) ×200パーセント	

ロ ネオン管灯

2次電圧 (ボルト)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
3,000	30	80	30
6,000	60	150	60
9,000	100	220	100
12,000	140	300	140
15,000	180	350	180

ハ スリームラインランプ

管の長さ (ミリメートル)	換 算 容 量	
	入力 (ボルトアンペア)	入力 (ワット)
999以下	40	40
1,149以下	60	60
1,556以下	70	70
1,759以下	80	80
2,368以下	100	100

ニ 水銀灯

出力 (ワット)	換 算 容 量		
	入力 (ボルトアンペア)		入力 (ワット)
	高力率型	低力率型	
40以下	60	130	50
60以下	80	170	70
80以下	100	190	90
100以下	150	200	130
125以下	160	290	145
200以下	250	400	230
250以下	300	500	270
300以下	350	550	325
400以下	500	750	435
700以下	800	1,200	735
1,000以下	1,200	1,750	1,005

(2) 誘導電動機

イ 単相誘導電動機

- (イ) 出力が馬力表示の単相誘導電動機の換算容量（入力〔キロワット〕）は，換算率100.0パーセントを乗じたものといたします。
- (ロ) 出力がワット表示のものは，次のとおりといたします。

出力（ワット）	換 算 容 量		入力（ワット）
	入力（ボルトアンペア）		
	高力率型	低力率型	出力（ワット） ×133.0パーセント
35以下	—	160	
45以下	—	180	
65以下	—	230	
100以下	250	350	
200以下	400	550	
400以下	600	850	
550以下	900	1,200	
750以下	1,000	1,400	

ロ 3相誘導電動機

換 算 容 量（入力〔キロワット〕）	
出力（馬力） ×	93.3パーセント
出力（キロワット） ×	125.0パーセント

(3) レントゲン装置

レントゲン装置の換算容量は、次によります。

なお、レントゲン装置が2以上の装置種別を兼ねる場合は、いずれか大きい換算容量といたします。

装置種別（携帯型および移動型を含みます。）	最高定格管電圧 (キロボルトピーク)	管電流 (短時間定格電流) (ミリアンペア)	換算容量(入力) (キロボルトアンペア)
治療用装置			定格1次最大入力 (キロボルトアンペア) の値といたします。
診察用装置	95キロボルトピーク 以下	20ミリアンペア以下	1
		20ミリアンペア超過 30ミリアンペア以下	1.5
		30ミリアンペア超過 50ミリアンペア以下	2
		50ミリアンペア超過 100ミリアンペア以下	3
		100ミリアンペア超過 200ミリアンペア以下	4
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	5
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	7.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	10
	95キロボルトピーク 超過 100キロボルトピーク 以下	200ミリアンペア以下	5
		200ミリアンペア超過 300ミリアンペア以下	6
		300ミリアンペア超過 500ミリアンペア以下	8
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	13.5
	100キロボルトピーク 超過 125キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	9.5
		500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下	16
	125キロボルトピーク 超過 150キロボルトピーク 以下	500ミリアンペア以下	11
500ミリアンペア超過 1,000ミリアンペア以下		19.5	
蓄電器放電式 診察用装置	コンデンサ容量 0.75マイクロファラド以下		1
	0.75マイクロファラド超過 1.5 マイクロファラド以下		2
	1.5 マイクロファラド超過 3 マイクロファラド以下		3

(4) 電気溶接機

電気溶接機の換算容量は、次の算式によって算定された値といたします。

イ 日本工業規格に適合した機器（コンデンサ内蔵型を除きます。）の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{最大定格1次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{パーセント}$$

ロ イ以外の場合

$$\text{入力（キロワット）} = \text{実測した1次入力（キロボルトアンペア）} \\ \times 70 \text{パーセント}$$

(5) その他

イ (1), (2), (3)および(4)によることが不相当と認められる電気機器の換算容量（入力）は、実測した値を基準としてお客さまと当社との協議によって定めます。ただし、特別の事情がある場合は、定格消費電力を換算容量（入力）とすることがあります。

ロ 動力と一体をなし、かつ、動力を使用するために直接必要であって欠くことができない表示灯は、動力とあわせて1契約負荷設備として契約負荷設備の容量（入力）を算定いたします。

ハ 予備設備であることが明らかな電気機器については、契約負荷設備の容量の算定の対象といたしません。

6 加重平均力率の算定

加重平均力率は、次の算式によって算定された値といたします。

$$\text{加重平均力率（パーセント）} = \frac{100 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{電熱器} \\ \text{総容量} \end{array} \right\} + 90 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率90パー} \\ \text{セントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\} + 80 \text{パーセント} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{力率80パー} \\ \text{セントの} \\ \text{機器総容量} \end{array} \right\}}{\text{機 器 総 容 量}}$$

7 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、次のとおりといたします。

(1) 照明用電気機器

イ けい光灯

進相用コンデンサをけい光灯に内蔵する場合の進相用コンデンサ取付容量は、次によります。

使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
100	10	3.5
	15	4.5
	20	5.5
	30	9
	40	14
	60	17
	80	25
200	100	30
	40	3.5
	60	4.5
	80	5.5
	100	7

ロ ネオン管灯

変圧器 2 次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
3,000	80	20
6,000	100	30
9,000	200	50
12,000	300	50
15,000	350	75

ハ 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

イ 個々にコンデンサを取り付ける場合

(イ) 単相誘導電動機

電動機 定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
	キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 100ボルト	40	50	75	100
	使用電圧 200ボルト	20	20	30	40

(ロ) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合といたします。)

電動機 定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.75	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	18.5	22	30	37
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)		10	15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500

ロ 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサの容量は、各電動機の定格出力に対応するイに定めるコンデンサの容量の合計といたします。

(3) 電気溶接機（使用電圧200ボルトの場合といたします。）

イ 交流アーク溶接機

溶接機最大入力 (キロボルトアンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

ロ 交流抵抗溶接機

イの容量の50パーセントといたします。

(4) その他

(1)、(2)および(3)によることが不相当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客さまと当社との協議によって定めます。

8 契約容量および契約電力の算定方法

16（従量電灯）(2)ニ(ロ)または19（低圧電力）(4)ロの場合の契約容量または契約電力は、次により算定いたします。ただし、契約電力を算定する場合は、力率（100パーセントといたします。）を乗じます。

(1) 供給電気方式および供給電圧が交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合

$$\text{契約主開閉器の定格電流（アンペア）} \times \text{電圧（ボルト）} \times \frac{1}{1,000}$$

なお、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトの場合の電圧

は、200ボルトといたします。

- (2) 供給電気方式および供給電圧が交流3相3線式標準電圧200ボルトの場合
- $$\text{契約主開閉器の定格電流 (アンペア)} \times \text{電圧 (ボルト)} \times 1.732 \times \frac{1}{1,000}$$

9 使用電力量の協定

使用電力量を協議によって定める場合の基準は、原則として次によります。

- (1) 過去の使用電力量による場合

次のいずれかによって算定いたします。ただし、協定の対象となる期間または過去の使用電力量が計量された料金の算定期間に契約容量または契約電力の変更があった場合は、料金の計算上区分すべき期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率を勘案して算定いたします。

イ 前月または前年同月の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前月または前年同月の使用電力量}}{\text{前月または前年同月の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

ロ 前3月間の使用電力量による場合

$$\frac{\text{前3月間の使用電力量}}{\text{前3月間の実日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (2) 使用された負荷設備の容量と使用時間による場合

使用された負荷設備の容量（入力）にそれぞれの使用時間を乗じてえた値を合計した値といたします。

- (3) 取替後の計量器によって計量された期間の日数が10日以上である場合で、取替後の計量器によって計量された使用電力量によるとき。

$$\frac{\text{取替後の計量器によって計量された使用電力量}}{\text{取替後の計量器によって計量された期間の日数}} \times \text{協定の対象となる期間の日数}$$

- (4) 参考のために取り付けた計量器の計量による場合

参考のために取り付けた計量器によって計量された使用電力量といたします。

なお、この場合の計量器の取付けは、56（計量器等の取付け）に準ずるものといたします。

(5) 公差をこえる誤差により修正する場合

$$\frac{\text{計量電力量}}{100\text{パーセント}+(\pm\text{誤差率})}$$

なお、公差をこえる誤差の発生時期が確認できない場合は、次の月以降の使用電力量を対象として協定いたします。

イ お客さまの申出により測定したときは、申出の日の属する月

ロ 当社が発見して測定したときは、発見の日の属する月

10 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金、最低料金、定額制供給の料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割りする場合

$$1\text{月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

ただし、26（料金の算定）(1)ハに該当する場合は、

$$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}} \text{は、} \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}} \text{といたします。}$$

ロ 従量電灯、臨時電灯Bおよび公衆街路灯Bの料金適用上の電力量区分を日割りする場合

(イ) 従量電灯A

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 105\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) 従量電灯B

$$\text{第1段階料金適用電力量} = 120\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

$$\text{第2段階料金適用電力量} = 180\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) 臨時電灯Bおよび公衆街路灯B

$$\text{最低料金適用電力量} = 15\text{キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$$

なお、最低料金適用電力量とは、イにより算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。

(ニ) (イ), (ロ)または(ハ)によって算定された最低料金適用電力量, 第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は, 1キロワット時とし, その端数は, 小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(ホ) 26 (料金の算定) (1)ハに該当する場合は, (イ), (ロ)および(ハ)の

$\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{検針期間の日数}}$ は, $\frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{暦日数}}$ といたします。

ハ 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。また, 低圧電力, 臨時電力(従量制供給のものに限ります。)および農事用電力(従量制供給のものに限ります。)のお客さまにおいて, 料金の算定期間に夏季およびその他季がともに含まれる場合は, 料金の計算上区分すべき期間の日数に契約電力を乗じた値の比率によりあん分してえた値により算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によります。

ニ 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金(最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金および定額制供給の再生可能エネルギー発電促進賦課金を除きます。)を算定する場合

(イ) 26 (料金の算定) (1)イまたはハの場合

料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。

(ロ) 26 (料金の算定) (1)ロの場合

料金の算定期間の使用電力量を, 料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし, 計量値を確認する場合は, その値によ

ります。

- (2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、需給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。

- (3) 定額制供給の場合または25（使用電力量の計量）(7)の場合は、電気の供給を開始し、または需給契約が消滅したときの(1)イおよびロにいう検針期間の日数は、(2)に準ずるものといたします。この場合、(2)にいう検針日は、そのお客さまの属する検針区域の検針日とし、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日は、消滅日の直後のそのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。

- (4) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イおよびロにいう暦日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（開始日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

そのお客さまの属する検針区域の検針の基準となる日（消滅日の前日が含まれる検針期間の始期に対応するものといたします。）の属する月の日数といたします。

- (5) 供給停止期間中の料金の日割計算を行なう場合は、(1)イの日割計算対象日数は、停止期間中の日数といたします。この場合、停止期間中の日数には、

電気の供給を停止した日を含み、電気の供給を再開した日は含みません。また、停止日に電気の供給を再開する場合は、その日は停止期間中の日数には含みません。

11 標準設計基準

(1) 適用

イ この基準は、Ⅷ（工事費の負担）に定める標準設計で施設する場合の工事費の算定に適用いたします。

ロ この基準に明記していない場合は、電気設備に関する技術基準、その他の法令、当社の設計基準等にもとづき技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

ハ 地形上その他周囲の状況からこの基準によりがたいため特別な施設を要する場合は、技術的に適当と認められる設計によります。この場合、その設計を標準設計といたします。

(2) 高圧または低圧電線路

イ 通則

(イ) 電圧降下の許容限度

高圧または低圧電線路における電圧降下の限度の標準は、次表の値といたします。この場合、電線路は需給地点から当該の需要に電気を供給する発電所の引出口に設置する断路器もしくはこれに相当する機器または供給用変圧器の負荷側接続点までといたします。

	高 圧	低 圧	
公称電圧	6,600ボルト	100ボルト	200ボルト
電圧降下	600ボルト	6ボルト	20ボルト

ただし、既設電線路を利用する場合または他のお客さまと同時に供給

設備を施設する場合は、他のお客さまの電圧降下および法令で定められた電圧維持基準等を考慮して施設いたします。

(ロ) 経過地

高圧または低圧電線路の経過地は、地形その他用地の事情を考慮して保守および保安に支障のない範囲において、電線路が最も経済的に施設できるように選定いたします。

(ハ) 電線路の種類

高圧または低圧電線路は架空電線路といたします。ただし、架空電線路とすることが法令上不可能な場合または技術上、経済上もしくは地域的な事情により著しく困難な場合は他の方法によります。

ロ 高圧または低圧架空電線路

(イ) 電線路の施設

a 高圧または低圧架空電線路は、単独の電線路を新設する場合、他の架空電線路と併架する場合および電線の張替えによる場合ならびに負荷分割をする場合のうち、線路の保守および保安に支障を来たさない範囲で、最も経済的な方法により施設いたします。

b 高圧架空電線路を単独に施設する場合は、原則として1回線といたします。

(ロ) 支持物の種類

高圧または低圧架空電線路の支持物には、原則として、工場打鉄筋コンクリート柱で、無着色のものを使用いたします。ただし、周囲の状況、地形または経済上適当でない場合には、他の支持物を使用することがあります。

(ハ) 標準径間

高圧または低圧架空電線路の標準径間は、原則として次表の値といたします。

施設地域	標準径間（メートル）
市街地	30～40
その他	40～50

(二) 支持物の長さ

高圧または低圧架空電線路の支持物の長さは、次表の値を標準といたします。ただし、施設場所の状況により、根入れ、他の工作物との離隔、装柱等の関係から必要な場合は、この長さ以外のものといたします。

施設地域 装柱	市街地	その他
低圧	9メートル	9メートル
高圧	10メートル	9メートル
高低圧併架	12メートル	11メートル

(ホ) がいし

高圧または低圧架空電線路のがいしは、原則として次表のものを使用いたします。

電圧	使用箇所	引通箇所	引留箇所
高圧		高圧ピンがいし	高圧耐張がいし
低圧		低圧引留がいし	低圧引留がいし
低圧引込		低圧引留がいし	低圧引留がいし 低圧引留三角がいし 低圧引留バインドレスがいし

(ヘ) 電線の種類および太さ

- a 高圧または低圧架空電線の導体には，硬銅線を使用いたします。ただし，技術上，経済上不適当な場合は，他の適当な材質のものを使用いたします。
- b 高圧または低圧架空電線および高圧または低圧架空引込線には，絶縁電線を使用いたします。
- c 電線の太さは，許容電流，電圧降下および機械的強度を考慮して，次表により選定いたします。

架空電線の太さの最低限度

高 圧	直 径 5.0 ミリメートル
低 圧	直 径 5.0 ミリメートル
低 圧 引 込	直 径 2.6 ミリメートル

(注) 低圧架空引込線については，特殊なものは，上表にかかわらず2.0ミリメートルを使用することがあります。

電線の種類、太さおよび許容電流

(単位：アンペア)

		単 線 (ミリメートル)				よ り 線 (平方ミリメートル)							
		2.6	3.2	4.0	5.0	5.5	8	14	22	38	60	80	100
高圧絶縁電線	高圧架橋ポリエチレン絶縁電線(OC)				146								335
	高圧引下用架橋ポリエチレン絶縁電線(PDC)					71							
低圧絶縁電線	屋外用ビニル絶縁電線(OW)	低圧線				103					153	206	302
		引込線	44	58	78					112	153	206	302
絶縁電線	600ボルトビニル絶縁電線(IV)		48	62	81				88	115	162	217	298
	引込用ビニル絶縁電線(DV)	2心	38	50					70	92			
3心*		34	44					62	80	113	152		
線	600ボルトビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)		34					43	57	81	113	152	209

*交流単相3線式の場合は2心の電流を適用する。

(ト) 柱上変圧器の容量

柱上変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容 量 (キロボルトアンペア)						
10	20	30	50	75	100	133

(注) 3相電力負荷に対しては、単相変圧器2台をV結線または3台をΔ結線により使用することがあります。

(チ) 開閉器の取付けおよび容量

a 高圧架空電線路を操作または保守するために必要な箇所には、気中

開閉器を施設いたします。ただし、気中開閉器の施設が技術上、経済上不適当な場合には、他の種類の開閉器を施設することがあります。

- b 開閉器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

容 量 (アンペア)	100	200	300	400
------------	-----	-----	-----	-----

(り) その他装柱付属品等に関する事項

- a 高圧または低圧架空電線路の装柱は複雑にならないように考慮し、標準装柱は、高圧線は水平配列、低圧線は垂直配列といたします。ただし、付近の樹木や建造物等の状況によっては、他の配列とすることがあります。
- b 高圧架空電線路で水平配列する場合のアームは、軽量腕金を使用いたします。また、低圧架空電線路で垂直配列する場合のアームは、ラック金物を使用いたします。
- c 支柱、支線柱は、支持物強度の一部を安全に分担できる種類と長さのものを使用いたします。
- d 変圧器の1次側に使用する開閉器には、高圧カットアウトを使用いたします。

(ヌ) 特殊地域の施設

- a 塩害地域に施設する架空電線路のがいし、柱上変圧器、開閉器等の機器および材料は、耐塩構造のものを使用し、耐塩施設を行ないます。
なお、塩害地域とは、海岸からおおむね2キロメートル以内で、塩害を受ける地域をいいます。
- b 雷雨発生のおそれの多い地域に施設する架空電線路には、その程度に応じ、架空地線の施設、避雷器の取付数の増加等の耐雷施設の強化を行ないます。
- c 雪害地域については、その程度に応じた対策を実施いたします。

ハ 高圧または低圧地中電線路

(イ) 施設方法

高圧または低圧地中電線路の施設方法は、管路式といたします。ただし、次の場合は直接埋設式または暗きょ式によることがあります。

a 直接埋設式

重量車両が通ることなく、かつ、再掘さくが他に支障のない構内等に施設する場合

b 暗きょ式

当該線路を含めて相当多数のケーブルを同一の場所等に施設する場合

(ロ) ケーブルの種類および太さ

高圧または低圧地中電線路に使用するケーブルの種類および太さは、許容電流、短絡電流、電圧降下、施設方法等を考慮して、次表により選定するものといたします。ただし、技術上、経済上やむをえない場合は、他の種類のケーブルを使用することがあります。

なお、ケーブルの許容電流は、日本電線工業会規格の算定方法に準じ、施設条件を考慮して算定いたします。

公称電圧 (ボルト)	種 類	導体の公称断面積 (平方ミリメートル)			
6,600	架橋ポリエチレン ケ ー ブ ル	38	60	100	150
		200	250	325	
14		22	38	60	
100		150	200	250	
325		400			
600					

(ハ) 開閉器の施設および容量

a 高圧地中電線路を操作または保守するために必要な箇所には開閉器を施設いたします。

b 容量は次表によります。

容 量 (アンペア)	400
------------	-----

(二) 変圧器の施設および容量

変圧器の容量は、次表により、技術上、経済上適当なものを選定いたします。

	容 量 (キロボルトアンペア)		
単 相 用	100	150	
灯 力 共 用	50 + 30	75 + 50	100 + 50

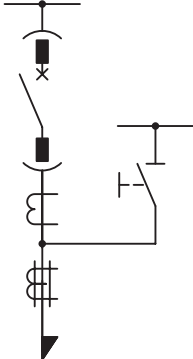
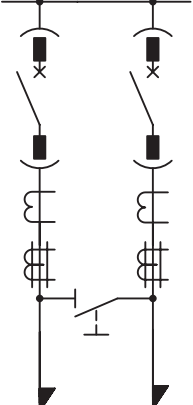
(3) 変電設備

イ 通 則


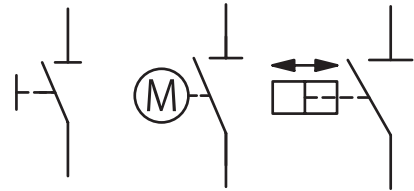


電線路の引出設備は、その変電所の他の設備に準じて施設いたします。

ロ 結 線 法

結線および主要機器取付台数は、次表を標準といたします。

区 分		結 線 法	機 器 名	台 数
高 圧	補助 母線付		プラグイン形 しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1台 1台 2台 1台 1式
	切替 断路器付		プラグイン形 しゃ断器 断 路 器 変 流 器 零相変流器 配 電 盤	1台 1台 2台 1台 1式

凡 例

プラグイン形 しゃ断器	断 路 器	変 流 器	零相変流器
			

(注) 接地装置については、固体絶縁開閉装置を使用する場合は、線路側に1台設置することがあります。

ハ シャ断器

- (イ) シャ断器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その使用回路の公称電圧（以下「回路電圧」といいます。）に応じ、最大負荷時の電流および施工時の系統構成または将来構成されることが予定されている系統構成について計算した短絡電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格シャ断電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	真空型 ガス型

ニ 断 路 器

- (イ) 断路器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統に必要な定格短時間電流から判断して、原則として次表のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

回路電圧 (キロボルト)	定格電圧 (キロボルト)	定格電流 (アンペア)	定格短時間電流 (キロアンペア)	型 式
6.6	7.2	600	12.5	三極単投

ホ 計器用変流器

- (イ) 計器用変流器は、当社で一般的に使用しているもののなかで、その回路電圧に応じ、最大負荷時の電流およびその系統に必要な定格短時間電流から判断して、必要最小のものを選定いたします。
- (ロ) 系統構成は10年程度先を目標といたします。

ヘ 配 電 盤

配電盤には、原則として電流計およびシャ断器等の操作用開閉器ならび

に運転に必要な装置を取り付けます。また、必要に応じ電力量計，無効電力量計，電圧計等を取り付けます。

ト 保護装置

電線路に短絡または地絡故障を生じた場合に自動的に電路をしゃ断するための保護装置を取り付けます。

なお，原則として各線路には，自動再閉路継電器を施設いたします。

電気事業法施行規則第24条の規定に基づく添付書類

- 1 新旧料金率比較表および供給条件の変更の内容
- 2 一般電気事業供給約款料金算定規則様式第1から第8までにより作成した書類
 - (様式第1)
 - 第1表 営業費総括表
 - 第2表 事業報酬総括表
 - 第3表 控除収益総括表
 - (様式第2)
 - 第1表 営業費明細表
 - 第2表 事業報酬明細表
 - 第3表 控除収益明細表
 - (様式第3) 8部門整理表
 - (様式第4) 配電費・販売費整理表
 - (様式第5)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費明細表
 - 第2表 送電・高圧配電非関連費明細表
 - (様式第6) 送電・高圧配電関連需要明細表
 - (様式第6の2) 送電・高圧配電非関連需要明細表
 - (様式第6の4)
 - 第1表 追加事業報酬総括表
 - 第2表 連系設備特別報酬対象額明細表
 - (様式第7)
 - 第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表
 - 第2表 原価等集計表
 - (様式第8)
 - 第1表 低圧需要原価等と料金収入の比較表

1 新旧料金率比較表および 供給条件の変更の内容

新旧料金率比較表 (電灯分)

現 行 料 金				改 定 料 金							
区 分		単 位	早取料金率	区 分		単 位	料 金 率				
定 額 電 灯	需 要 家 料 金		円 銭 円 銭 73. 50	需 要 家 料 金		円 銭 73. 50					
	電 灯 料 金			電 灯 料 金							
	20Wまで		1 灯	103. 96〔 2.53〕	20Wまで		1 灯	110. 90			
	40Wまで		〃	172. 22〔 5.06〕	40Wまで		〃	186. 10			
	60Wまで		〃	240. 48〔 7.59〕	60Wまで		〃	261. 30			
	100Wまで		〃	376. 99〔12.64〕	100Wまで		〃	411. 71			
	100W超過100Wまで ごとに		〃	376. 99〔12.64〕	100W超過100Wまで ごとに		〃	411. 71			
	小 型 機 器 料 金				小 型 機 器 料 金						
	50VAまでの機器		1 機器	188. 06〔 3.78〕	50VAまでの機器		1 機器	198. 40			
	100VAまでの機器		〃	311. 00〔 7.55〕	100VAまでの機器		〃	331. 70			
100VA超過100VA までごとに		〃	311. 00〔 7.55〕	100VA超過100VA までごとに		〃	331. 70				
従 量 電 灯	A	最 低 料 金		従 量 電 灯	A	最 低 料 金					
		最初の15kWh まで				1 契約	325. 13〔 4.88〕	最初の15kWh まで		1 契約	334. 22
		電 力 量 料 金						電 力 量 料 金			
		15kWh 超 過 120kWh ま だ				1 kWh	19. 38〔 0.33〕	15kWh 超 過 120kWh ま だ		1 kWh	20. 27
		120kWh 超 過 300kWh ま だ				〃	24. 54〔 0.33〕	120kWh 超 過 300kWh ま だ		〃	26. 51
	300kWh超過分		〃	25. 88〔 0.33〕	300kWh超過分		〃	30. 23			
	B	基 本 料 金		1 kVA	378. 00	基 本 料 金		1 kVA	378. 00		
		電 力 量 料 金				電 力 量 料 金					
		最初の120kWh まで		1 kWh	17. 09〔 0.33〕	最初の120kWh まで		1 kWh	17. 97		
		120kWh 超 過 300kWh ま だ		〃	20. 16〔 0.33〕	120kWh 超 過 300kWh ま だ		〃	22. 12		
300kWh超過分		〃	21. 03〔 0.33〕	300kWh超過分		〃	25. 38				

現 行 料 金				改 定 料 金				
区 分		単 位	早 取 料 金 率	区 分		単 位	料 金 率	
臨 時 電 灯	A	50VAまで1日につき	1 契約	円 銭 円 銭 6. 89 [0.10]	A	50VAまで1日につき	1 契約	円 銭 7. 72
		100VAまで	〃	13. 80 [0.21]		100VAまで	〃	15. 44
		200VAまで	〃	27. 60 [0.42]		200VAまで	〃	30. 88
		300VAまで	〃	41. 40 [0.63]		300VAまで	〃	46. 32
		400VAまで	〃	55. 20 [0.84]		400VAまで	〃	61. 76
		500VAまで	〃	69. 00 [1.05]		500VAまで	〃	77. 20
		1kVAまで	〃	137. 91 [2.04]		1kVAまで	〃	154. 35
		2kVAまで	〃	275. 82 [4.08]		2kVAまで	〃	308. 70
	3kVAまで	〃	413. 73 [6.12]	3kVAまで	〃	463. 05		
	B	最低料金 最初の15kWh まで	1 契約	555. 08 [4.88]	B	最低料金 最初の15kWh まで	1 契約	584. 85
電力量料金 15kWh超過分		1 kWh	28. 42 [0.33]	電力量料金 15kWh超過分		1 kWh	33. 25	
C	基本料金	1 kVA	420. 00	C	基本料金	1 kVA	420. 00	
	電力量料金	1 kWh	23. 07 [0.33]		電力量料金	1 kWh	27. 92	
公 衆 街 路 灯	A	需要家料金	1 契約	66. 15	A	需要家料金	1 契約	66. 15
		電灯料金				電灯料金		
		20Wまで	1 灯	93. 25 [2.53]		20Wまで	1 灯	100. 19
		40Wまで	〃	155. 00 [5.06]		40Wまで	〃	168. 88
		60Wまで	〃	216. 75 [7.59]		60Wまで	〃	237. 57
		100Wまで	〃	340. 24 [12.64]		100Wまで	〃	374. 96
		100W超過100W までごとに	〃	340. 24 [12.64]		100W超過100W までごとに	〃	374. 96
	小型機器料金			小型機器料金				
	50VAまでの機器	1 機器	169. 16 [3.78]	50VAまでの機器	1 機器	179. 50		
	100VAまでの機器	〃	279. 50 [7.55]	100VAまでの機器	〃	300. 20		
100VA超過100VA までごとに	〃	279. 50 [7.55]	100VA超過100VA までごとに	〃	300. 20			
B	最低料金 最初の15kWh まで	1 契約	290. 48 [4.88]	B	最低料金 最初の15kWh まで	1 契約	297. 15	
	電力量料金 15kWh超過分	1 kWh	18. 42 [0.33]		電力量料金 15kWh超過分	1 kWh	19. 26	
C	基本料金	1 kVA	346. 50	C	基本料金	1 kVA	346. 50	
	電力量料金	1 kWh	15. 91 [0.33]		電力量料金	1 kWh	16. 71	

注. 現行料金の「早取料金率」は、平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

新旧料金率比較表 (電力分)

現 行 料 金				改 定 料 金					
区 分		単 位	早取料金率	区 分		単 位	料 金 率		
低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 銭 円 銭 1,029. 00	低 圧 電 力	基本料金	1 kW	円 銭 1,029. 00		
	電力量料金				電力量料金				
	夏季料金	1 kWh	12. 74 [0.33]		夏季料金	1 kWh	15. 51		
	その他季料金	〃	11. 66 [0.33]		その他季料金	〃	14. 10		
臨 時 電 力	(定額制供給) 1日につき	1 kW	160. 48 [2.14]	臨 時 電 力	(定額制供給) 1日につき	1 kW	187. 11		
	(従量制供給) 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			(従量制供給) 基本料金	低圧電力の該当料金の20パーセント増し			
	電力量料金				電力量料金				
	夏季料金	1 kWh	15. 03 [0.33]		夏季料金	1 kWh	18. 61		
その他季料金	〃	13. 75 [0.33]	その他季料金	〃	16. 93				
農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基本料金	1 kW	598. 50	農 事 用 電 力	(かんがい排水用) 基本料金	1 kW	598. 50		
	電力量料金				電力量料金				
	夏季料金	1 kWh	8. 50 [0.33]		夏季料金	1 kWh	11. 25		
	その他季料金	〃	7. 79 [0.33]		その他季料金	〃	10. 23		
事 用 電 力	(脱穀調整用) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで			事 用 電 力	(脱穀調整用) 〔附 則〕 毎年最初の30日まで				
		0.5 kW	3,882. 70 [16.20]			0.5 kW	4,227. 33		
		1 kW	5,486. 30 [32.10]			1 kW	5,971. 88		
		2 kW	8,615. 05 [64.20]			2 kW	9,374. 97		
		3 kW	11,786. 10 [96.30]			3 kW	12,823. 37		
		3 kW超過1 kW増すごとに 30日をこえる1日につき			2,010. 80 [32.10]		3 kW超過1 kW増すごとに 30日をこえる1日につき		2,184. 57
		0.5 kW	30. 78 [0.54]			0.5 kW	33. 43		
		1 kW	42. 65 [1.07]			1 kW	46. 26		
		2 kW	87. 40 [2.14]			2 kW	94. 82		
		3 kW	134. 25 [3.21]			3 kW	145. 66		
		3 kW超過1 kW増すごとに			53. 15 [1.07]		3 kW超過1 kW増すごとに		57. 70

注. 現行料金の「早取料金率」は、平均燃料価格34,000円の場合の燃料費調整適用後の値とし、〔 〕内に燃料費調整単価を再掲した。

燃料費調整基準単価比較表

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基準単価	区 分	単 位	基準単価
		円 銭厘			円 銭厘
(1) 定額制供給			(1) 定額制供給		
イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯			イ. 定額電灯および公衆街路灯A 電 灯		
20Wまで	1 灯	1. 011	20Wまで	1 灯	1. 403
40Wまで	〃	2. 022	40Wまで	〃	2. 806
60Wまで	〃	3. 035	60Wまで	〃	4. 208
100Wまで	〃	5. 057	100Wまで	〃	7. 014
100W超過100Wまでごとに	〃	5. 057	100W超過100Wまでごとに	〃	7. 014
小型機器			小型機器		
50VAまでの機器	1 機器	1. 511	50VAまでの機器	1 機器	2. 095
100VAまでの機器	〃	3. 021	100VAまでの機器	〃	4. 191
100VA超過100VA までごとに	〃	3. 021	100VA超過100VA までごとに	〃	4. 191
ロ. 臨時電灯A			ロ. 臨時電灯A		
50VAまで1日につき	1 契約	0. 041	50VAまで1日につき	1 契約	0. 057
100VAまで1日につき	〃	0. 082	100VAまで1日につき	〃	0. 113
100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日 につき	〃	0. 082	100VA超過500VAまで 100VAまでごとに1日 につき	〃	0. 113
500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	0. 815	500VA超過1kVAまで 1日につき	〃	1. 131
1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日 につき	〃	0. 815	1kVA超過3kVAまで 1kVAまでごとに1日 につき	〃	1. 131
ハ. 臨時電力			ハ. 臨時電力		
1日につき	1 kW	0. 857	1日につき	1 kW	1. 189
ニ. 農事用電力（脱穀調整用） 〔附 則〕			ニ. 農事用電力（脱穀調整用） 〔附 則〕		
1日につき			1日につき		
0.5kW	1 契約	0. 214	0.5kW	1 契約	0. 297
1 kW	〃	0. 428	1 kW	〃	0. 594
2 kW	〃	0. 857	2 kW	〃	1. 188
3 kW	〃	1. 285	3 kW	〃	1. 782
3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 428	3kW超過1kW増すごとに	〃	0. 594

現 行 料 金			改 定 料 金		
区 分	単 位	基 準 単 価	区 分	単 位	基 準 単 価
(2) 従量制供給		円 銭厘	(2) 従量制供給		円 銭厘
イ. 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B			イ. 従量電灯A, 臨時電灯B および公衆街路灯B		
最低料金			最低料金		
最初の15kWh まで	1 契約	1. 953	最初の15kWh まで	1 契約	2. 709
電力量料金			電力量料金		
15kWh超過分	1 kWh	0. 130	15kWh超過分	1 kWh	0. 181
ロ. イ以外の場合	1 kWh	0. 130	ロ. イ以外の場合	1 kWh	0. 181

電気供給約款の変更の内容

電気供給約款の変更の概要は、次のとおりであります。

- 1 早遅取料金制度の廃止ならびに延滞利息制度の導入
- 2 供給の単位における共同引込線の取扱いの明確化
- 3 定額電灯の供給電気方式における交流単相3線式の追加
- 4 供給停止の解除における取扱いの明確化
- 5 計量器等の取付けにおける取扱いの明確化
- 6 その他の今日の見直し

2 一般電気事業供給約款料金
算定規則様式第1から第8
までにより作成した書類

様式第1（第3条，第4条，第5条，第20条，第20条の3関係）

第1表

営業費総括表

（単位：千円）

項目	金額	備考
役員給与	1,081,800	
給料手当	406,305,656	平均経費人員：(22,060人) 平均基準賃金：(341,798円/月)
給料手当振替額(貸方)	▲7,859,190	
退職給与金	52,618,544	
厚生費	77,568,239	
委託検針費	9,458,626	
委託集金費	1,496,935	
雑給	6,061,619	
燃料費	2,767,150,250	
使用済燃料再処理等発電費	38,483,856	
使用済燃料再処理等既発電費	62,214,819	
廃棄物処理費	62,949,581	
特定放射性廃棄物処分費	17,917,160	
消耗品費	31,621,199	
修繕費	778,839,469	
水利使用料	13,178,237	
補償費	14,668,743	
賃借料	198,578,222	
託送料	40,885,934	
事業者間精算費	2,368,844	振替電力量：7,023(10 ⁶ kWh)
委託費	373,340,992	
損害保険料	6,256,789	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	94,572,600	
普及開発関係費	8,208,141	
養成費	5,716,647	
研究費	31,090,521	
諸費	85,991,345	
	< - >	
	< 3,291,354 >	
電気料貸倒損	4,576,747	
固定資産税	155,149,671	
雑税	31,562,722	
減価償却費	883,392,880	
固定資産除却費	96,788,915	
原子力発電施設解体費	17,506,783	
共有設備費等分担額	2,813,373	
共有設備費等分担額(貸方)	▲882,156	
地帯間購入電源費	57,210,505	地帯間購入電力量：2,407(10 ⁶ kWh)
	< 78,067 >	
地帯間購入送電費	609,980	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	908,917,640	他社購入電力量：89,995(10 ⁶ kWh)
	< 2,995,887 >	(46,343,997)
他社購入送電費	380,744	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲1,198,353	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲2,205,472	
電源開発促進税	167,656,500	
事業税	92,779,991	
開発費	-	
開発費償却	-	
電力費振替勘定(貸方)	▲1,710,150	
株式交付費	-	
株式交付費償却	-	
社債発行費	2,280,000	
社債発行費償却	-	
法人税等	64,342,545	
合計	7,660,738,443	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 給料手当の平均経費人員（人）及び平均基準賃金（円/月）を，備考欄に記載すること。
- 事業者間精算費，地帯間購入電源費及び他社購入電源費の購入電力量（10⁶kWh）を，備考欄に記載すること。
- 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 地帯間購入電源費及び他社購入電源費の< >内には，過去の使用済燃料に係る費用を内数として記載すること。
- 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

〔主な項目の内訳〕

(1) 燃料費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
火力燃料費	石 炭 費	141,452,596	
	燃 料 油 費	1,000,814,464	
	ガ ス 費	1,551,821,800	
	そ の 他	12,859,206	
小 計		2,706,948,066	
核燃料費	核燃料減損額及び核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正益(貸方))	60,202,184	
	濃 縮 関 連 費	-	
	小 計	60,202,184	
新 エ ネ ル ギ ー 等 燃 料 費		-	
合 計		2,767,150,250	
火力燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)		52,214	
火力燃料重油換算単価 (円 / kl)		51,843	
火力発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)		257,656	
火力燃料 kWh 当たり単価 (発電端円 / kWh)		10.51	
原子力発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)		88,762	
核燃料 kWh 当たり単価 (発電端円 / kWh)		0.68	
新エネルギー等燃料重油換算消費量 (10 ³ kl)		-	
新エネルギー等燃料重油換算単価 (円 / kl)		-	
燃料費算定に必要な新エネルギー等発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)		-	
新エネルギー等燃料 kWh 当たり単価 (発電端円 / kWh)		-	

(参考) 主要燃料消費数量, 消費価格

項 目		数 量・価 格	備 考
消費数量	石 炭 (10 ³ t)	11,748	
	重 油 (10 ³ kl)	753	
	原 油 (10 ³ kl)	15,052	
	L N G (10 ³ t)	21,820	
平均消費価格	石 炭 (円 / t)	11,783	
	重 油 (円 / kl)	64,170	
	原 油 (円 / kl)	64,134	
	L N G (円 / t)	71,119	

(2) 修繕費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
普 通 修 繕 費		602,379,390	
取 替 修 繕 費		176,460,079	
合 計		778,839,469	

(3) 減価償却費

(単位：千円)

項 目		金 額	備 考
水 力 発 電 設 備		55,717,232	
火 力 発 電 設 備		198,502,950	
原 子 力 発 電 設 備		151,825,217	
新 エ ネ ル ギ ー 等 発 電 設 備		862,851	
送 電 設 備		219,048,902	
変 電 設 備		103,859,992	
配 電 設 備		101,357,373	
業 務 設 備		52,218,363	
合 計		883,392,880	

第2表

事業報酬総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考	
電 気 事 業 報 酬	特定固定資産	10,449,780,589		
	建設中の資産	455,291,260		
	核燃料資産	1,544,029,220		
	特定投資	343,863,372		
	運転資本	営業資本		756,911,415
		貯蔵品		376,061,529
		小計		1,132,972,944
	繰延償却資産	—		
	合計	13,925,937,385		
	報酬率(%)	2.9		
電気事業報酬額	403,852,184			

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

第3表

控除収益総括表

(単位：千円)

項目		金額	備考
遅収加算料金		—	
地帯間販売電源料		1,858,530	地帯間販売電力量：123(10 ⁶ kWh)
		< — >	
地帯間販売送電料		29,520 (—)	
他社販売電源料		35,893,616	他社販売電力量：3,118(10 ⁶ kWh)
		< — >	
他社販売送電料		643,038 (—)	
託送収益		5,121,358 (—)	振替電力量：8,839(10 ⁶ kWh)
事業者間精算収益		2,121,411	
電気事業雑収益		86,705,216	
預金利息		123,814	
合計		132,496,503	

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 地帯間販売電源料、他社販売電源料及び事業者間精算収益の販売電力量(10⁶kWh)を、備考欄に記載すること。
- 2 地帯間販売電源料及び他社販売電源料の< >内には、過去の使用済燃料に係る収益を内数として記載すること。
- 3 地帯間販売送電料、他社販売送電料及び託送収益の()内には、電源線に係る収益を内数として記載すること。

様式第2（第3条，第4条，第5条関係）

第1表

営業費明細表

（単位：千円）

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	360,600	360,600	360,600	1,081,800	
給料手当	136,547,921	135,627,221	134,130,514	406,305,656	
給料手当振替額(貸方)	▲2,639,928	▲2,623,159	▲2,596,103	▲7,859,190	
退職給与金	15,064,835	15,778,673	21,775,036	52,618,544	
厚生費	25,431,846	26,102,973	26,033,420	77,568,239	
委託検針費	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
委託集金費	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
雑給	1,762,087	1,963,729	2,335,803	6,061,619	
燃料費	935,364,206	942,031,534	889,754,510	2,767,150,250	
使用済燃料再処理等発電費	11,707,404	12,715,856	14,060,596	38,483,856	
使用済燃料再処理等既発電費	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
廃棄物処理費	20,360,818	20,250,514	22,338,249	62,949,581	
特定放射性廃棄物処分費	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	
消耗品費	10,728,230	10,565,958	10,327,011	31,621,199	
修繕費	245,273,162	267,031,470	266,534,837	778,839,469	
水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	
補償費	5,543,781	4,501,380	4,623,582	14,668,743	
賃借料	66,176,978	66,220,553	66,180,691	198,578,222	
託送料	14,112,408	13,669,962	13,103,564	40,885,934	
事業者間精算費	788,895	788,895	791,054	2,368,844	
委託費	134,075,001	122,471,641	116,794,350	373,340,992	
損害保険料	2,011,784	2,122,687	2,122,318	6,256,789	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
普及開発関係費	2,745,073	2,731,087	2,731,981	8,208,141	
養成費	1,958,359	1,874,906	1,883,382	5,716,647	
研究費	10,061,344	10,356,362	10,672,815	31,090,521	
諸費	25,274,264	30,438,372	30,278,709	85,991,345	
	< - >	< - >	< - >	< - >	
	<1,097,118>	<1,097,118>	<1,097,118>	<3,291,354>	
電気料貸倒損	1,416,222	1,655,250	1,505,275	4,576,747	
固定資産税	51,301,307	51,892,120	51,956,244	155,149,671	
雑税	10,698,763	11,162,978	9,700,981	31,562,722	
減価償却費	295,982,445	294,610,608	292,799,827	883,392,880	
固定資産除却費	29,192,924	31,776,634	35,819,357	96,788,915	
原子力発電施設解体費	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	
共有設備費等分担額	937,791	937,791	937,791	2,813,373	
共有設備費等分担額(貸方)	▲294,052	▲294,052	▲294,052	▲882,156	
地帯間購入電源費	20,019,625	19,997,848	17,193,032	57,210,505	
地帯間購入送電費	201,680	203,240	205,060	609,980	
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	321,716,418 (13,769,662)	303,896,584 (15,729,424)	283,304,638 (16,844,911)	908,917,640 (46,343,997)	
他社購入送電費	130,079	125,337	125,328	380,744	
建設分担関連費振替額(貸方)	▲393,205	▲397,508	▲407,640	▲1,198,353	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲633,516	▲755,410	▲816,546	▲2,205,472	
電源開発促進税	55,563,000	55,825,875	56,267,625	167,656,500	
事業税	31,020,369	31,212,408	30,547,214	92,779,991	
開発費	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	
電力費振替勘定(貸方)	▲780,990	▲601,890	▲327,270	▲1,710,150	
株式交付費	-	-	-	-	
株式交付費償却	-	-	-	-	
社債発行費	760,000	760,000	760,000	2,280,000	
社債発行費償却	-	-	-	-	
法人税等	22,268,909	22,268,909	19,804,727	64,342,545	
合計	2,578,022,698	2,579,286,601	2,503,429,144	7,660,738,443	

原価算定期間を，平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。

(記載注意)

- 1 原価算定期間に応じて年度別に欄を設け記載すること。なお，原価算定期間の始期を10月1日とした場合には原価算定期間の初年度及び最終年度に応じて設けた欄を上期，下期及び年度計それぞれの欄に区分し，原価算定期間に含まれない半期分の値についても記載すること（以下この様式において同じ。）。
- 2 諸費の上段< >内には寄付金に係る費用を，下段< >内には団体費に係る費用を内数として記載すること。
- 3 他社購入電源費の（ ）内には，新エネルギー等電源費（再エネ特措法交付金相当額を除く。）に係る費用を内数として記載すること。

《項目別明細表》

(1) 第3条第2項第1号関係

[役員給与, 給料手当, 給料手当振替額(貸方), 退職給与金, 厚生費, 委託検針費, 委託集金費及び雑給]

(単位:千円)

項目	平成23年度 (実績)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
役員給与	927,279	836,931	360,600	360,600	360,600	1,081,800	
給料手当	117,698,159	118,765,996	91,157,960	90,599,365	89,685,301	271,442,626	
基準貸金							
基準外貸金	19,069,035	19,386,135	15,018,418	14,920,424	14,769,998	44,708,840	
諸給与金	55,127,482	52,799,402	43,561,706	43,294,468	42,857,174	129,713,348	
控除口(貸方)	▲ 10,733,132	▲ 10,675,026	▲ 13,190,163	▲ 13,187,036	▲ 13,181,959	▲ 39,559,158	
小計	181,161,544	180,276,507	136,547,921	135,627,221	134,130,514	406,305,656	
給料手当振替額(貸方)	▲ 3,436,518	▲ 3,330,350	▲ 2,639,928	▲ 2,623,159	▲ 2,596,103	▲ 7,859,190	
退職給与金	7,349,223	4,356,259	2,970,528	2,374,480	6,315,636	11,660,644	
実払額	5,965,058	6,418,526	6,930,269	7,799,031	9,299,390	24,028,690	
年金保険料	4,950,196	5,127,430	5,164,038	5,605,162	6,160,010	16,929,210	
小計	18,264,479	15,902,215	15,064,835	15,778,673	21,775,036	52,618,544	
厚生費	26,206,990	27,012,919	19,877,480	20,570,765	20,537,199	60,985,444	
法定厚生費							
一般厚生費	5,900,229	6,021,311	5,554,366	5,532,208	5,496,221	16,582,795	
小計	32,107,220	33,034,230	25,431,846	26,102,973	26,033,420	77,568,239	
委託検針費	3,961,371	3,834,105	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
委託集金費	1,131,463	868,747	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
雑給	1,913,006	1,777,027	1,762,087	1,963,729	2,335,803	6,061,619	
合計	236,029,845	233,199,412	180,644,016	180,866,895	185,221,318	546,732,229	
平均経費人員(人)	21,934	22,133	22,221	22,088	21,872	22,060	
平均基準賃金(円/月)	447,168	447,168	341,861	341,812	341,705	341,798	

(2) 第3条第2項第2号関係

[燃料費]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計			備考
	消費量 10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	消費量 10 ³ kl(10 ³ t, 10 ⁶ Nm ³)	単価 円/kl(円/t, 円/10 ⁶ Nm ³)	金額 千円	
火力発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)	86,993	-	-	85,695	-	-	84,968	-	-	257,656	-	-	石炭費の消費量は、 石炭換算値とする。 燃料油費の消費量 は、重油換算値とす る。 ガス費の消費量は、 LNG換算値とす る。
火力燃料重油換算消費量 (発電端 10 ³ kl)	18,158	-	-	17,200	-	-	16,856	-	-	52,214	-	-	
石炭費(10 ³ t, 円/t)	3,751	11,752	44,082,962	3,777	11,972	45,218,592	4,355	11,975	52,151,042	11,904	141,452,596		
燃料油費(10 ³ kl, 円/kl)	6,012	65,763	395,364,312	5,042	66,101	333,281,172	4,097	66,431	272,168,980	66,056	1,000,814,464		
ガス費(10 ³ t, 円/t)	7,213	65,763	474,344,979	7,216	74,840	540,049,044	7,391	72,714	537,427,777	71,119	1,551,821,800		
歴青質混合物質	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
助燃費(10 ³ kl, 円/kl)	73	64,161	4,683,719	64	64,213	4,109,600	63	64,279	4,049,605	200	12,842,924		
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運炭費(円/t)	-	1	5,197	-	1	5,227	-	1	5,858	-	16,282		
小計(重油換算)	18,158	50,583	918,481,169	17,200	53,643	922,663,635	16,856	51,365	865,803,262	51,843	2,706,948,066		
原子力発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)	26,785	-	-	29,305	-	-	32,672	-	-	88,762	-	-	
核燃料減損額	-	-	16,583,104	-	-	18,989,047	-	-	23,656,167	-	-	59,228,318	
核燃料減損修正損 (又は核燃料減損修正 益(貸方))	-	-	299,933	-	-	378,852	-	-	295,081	-	-	973,866	
濃縮関連費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	-	-	16,883,037	-	-	19,367,899	-	-	23,951,248	-	-	60,202,184	
燃料費算定に必要な新 エネルギー等発電電力量 (発電端 10 ⁶ kWh)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
新エネルギー等燃料重 油換算消費量 (10 ³ kl)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
バイオマス燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
廃棄物燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
助燃費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
蒸気料	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
運搬費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計(重油換算)	-	-	935,364,206	-	-	942,031,534	-	-	889,754,510	-	-	2,767,150,250	
合計	-	-	935,364,206	-	-	942,031,534	-	-	889,754,510	-	-	2,767,150,250	

(3) 第3条第2項第3号関係

[使用済燃料再処理等発電費]

項目	至近実績		平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度						
再処理等費	57,642,125	58,686,202	56,471,091	78,146,610	64,964,983	61,793,836	204,905,429	
再処理等費引当	31,069,386	28,546,875	16,831,353	10,383,432	11,366,597	12,644,629	34,394,658	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲55,190,661	▲56,654,549	▲55,141,634	▲76,822,638	▲63,615,724	▲60,377,869	▲200,816,231	
合計	33,520,850	30,578,528	18,160,810	11,707,404	12,715,856	14,060,596	38,483,856	

[使用済燃料再処理等既発電費]

項目	至近実績		平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度						
再処理等費引当	112,329,279	112,329,279	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
再処理等引当金取崩し (貸方)	▲85,008,774	▲85,008,774	-	-	-	-	-	
合計	27,320,504	27,320,504	20,738,273	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	

[廃棄物処理費]

項目	至近実績		平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度						
火力廃棄物処理費	3,807,947	6,916,558	10,260,774	10,295,818	9,491,013	11,816,594	31,603,425	
放射性廃棄物処理費	5,698,834	4,952,666	6,853,017	9,514,831	10,346,731	10,008,547	29,870,109	
雑廃棄物処理費	565,574	457,778	399,083	550,169	412,770	513,108	1,476,047	
新エネルギー等廃棄物 処理費	-	-	-	-	-	-	-	
合計	10,072,355	12,327,003	17,512,874	20,360,818	20,250,514	22,338,249	62,949,581	

[特定放射性廃棄物処分費]

項目	至近実績		平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度						
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(各年の発電 対応分)	11,069,315	8,671,779	1,266,193	2,765,168	3,918,497	3,855,011	10,538,676	
特定放射性廃棄物処分 費拠出金(平成11年末 迄の発電対応分)	9,525,712	8,272,395	7,378,484	7,378,484	-	-	7,378,484	
合計	20,595,028	16,944,175	8,644,677	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	

[消耗品費]

(単位：千円)

項目	至近実績				原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		
潤滑油指費	185,604	167,773	124,496	159,291	159,291	477,873
雑消耗品費	12,330,549	10,629,881	10,944,915	11,301,782	10,568,939	31,143,326
合計	12,516,154	10,797,655	11,069,412	11,461,074	10,728,230	31,621,199

[補償費]

(単位：千円)

項目	至近実績				原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		
定期的補償費	1,694,956	1,526,332	1,341,156	1,520,815	1,303,150	3,939,708
臨時的補償費	2,790,232	2,570,301	3,010,925	2,790,486	2,981,328	10,078,330
損害賠償費	168,311	435,907	187,646	263,955	216,902	650,705
合計	4,653,500	4,532,541	4,539,728	4,575,256	4,501,380	14,668,743

[賃借料]

(単位：千円)

項目	至近実績				原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		
借地借家料	19,156,951	18,926,739	19,058,012	19,047,234	17,886,323	53,653,672
道路占用料	9,582,089	9,830,322	9,845,853	9,752,755	10,145,630	30,437,893
水面使用料	199,138	197,715	193,671	196,841	193,671	581,013
線路使用料	18,358,173	18,409,298	18,485,272	18,417,581	18,402,256	55,111,792
設備賃借料	-	-	-	-	-	-
電柱敷地料	4,897,502	4,907,013	4,923,588	4,909,368	4,940,097	14,820,344
線下補償料	5,056,417	4,947,761	4,764,723	4,922,967	4,340,019	13,024,260
機械賃借料	4,235,516	4,248,394	3,403,279	3,962,396	3,312,494	9,962,873
雑賃借料	10,918,112	10,683,084	10,495,363	10,698,853	7,000,063	20,986,375
合計	72,403,902	72,150,329	71,169,764	71,907,998	66,220,553	198,578,222

[託送料]

(単位：千円)

項目	至近実績				原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		
託送料	15,806,191	15,617,367	16,187,212	15,870,257	13,669,962	40,885,934

[事業者間精算費]

(単位：千円)

項目	至近実績				原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均		
事業者間 電力 精算費	2,697	2,530	2,660	2,629	2,339	7,023
料金計	917,560	846,764	895,581	886,635	788,895	2,368,844

[委託費]

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
委託運搬費	4715,054	5,138,728	5,111,329	4,995,037	4,978	4,793,035	4,771,449	4,792,013	14,356,497		
雑委託費	104,676,074	118,091,255	111,844,261	111,537,197	121,012,479	129,281,966	117,700,192	112,002,337	358,984,495		
合計	109,391,128	123,249,984	116,955,590	116,532,234	128,088,457	134,075,001	122,471,641	116,794,350	373,340,992		

(単位：千円)

[損害保険料]

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
水力関係	13,895	14,817	14,927	14,546	15,842	14,978	14,978	14,978	44,934		
火力関係	170,782	165,502	181,181	172,488	201,581	201,689	206,083	206,083	613,855		
原子力関係	588,476	705,514	695,953	663,314	1,181,062	1,089,215	1,146,916	1,151,302	3,387,433		
新エネルギー等関係	837,481	811,253	793,300	814,011	832,415	671,577	720,385	715,629	2,107,591		
その他	32,366	38,041	38,648	36,352	37,335	34,325	34,325	34,326	102,976		
合計	1,643,002	1,735,128	1,724,010	1,700,713	2,268,235	2,011,784	2,122,687	2,122,318	6,256,789		

(単位：千円)

[原子力損害賠償支援機構一般負担金]

項目	至近実績		平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度							
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	5,254,033	31,524,200	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	

(単位：千円)

[普及開発関係費]

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
販売関係普及開発関係費	12,476,407	11,444,119	9,293,795	11,071,440	6,334,503	897,201	892,630	892,787	2,682,618		
一般普及開発関係費	7,394,758	7,062,600	8,554,665	7,670,674	7,248,297	1,847,872	1,838,457	1,839,194	5,525,523		
合計	19,871,166	18,506,719	17,848,460	18,742,115	13,582,800	2,745,073	2,731,087	2,731,981	8,208,141		

(単位：千円)

[養成費]

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
研修施設運営費	61,199	63,623	65,360	63,394	84,620	60,469	60,469	60,469	181,407		
その他養成費	1,849,472	1,949,793	2,017,647	1,938,971	2,058,596	1,897,890	1,814,437	1,822,913	5,535,240		
合計	1,910,671	2,013,416	2,083,008	2,002,365	2,143,216	1,958,359	1,874,906	1,883,382	5,716,647		

(単位：千円)

[研究費]

項目	至近実績				平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度							
社内研究費	766,120	649,034	636,014	683,723	684,294	469,443	467,983	475,044	1,412,470		
委託研究費	14,589,028	13,592,069	12,969,839	13,716,979	13,741,308	9,591,901	9,888,379	10,197,771	29,678,051		
合計	15,355,148	14,241,103	13,605,854	14,400,702	14,425,602	10,061,344	10,356,362	10,672,815	31,090,521		

(単位：千円)

[諸費]

項 目	至近実績						原価算定期間 計	備 考
	平成21年度		平成22年度		平成23年度			
	平均	平均	平均	平均	平均	平均		
通信運搬費	6,774,094	7,083,078	7,499,002	7,118,725	10,426,245	8,128,586	8,712,882	25,289,092
旅費	3,555,159	3,673,201	3,622,209	3,616,856	4,486,714	3,427,152	3,427,152	10,281,456
寄付金	1,622,691	1,695,988	1,667,772	1,662,150	861,266	-	-	-
団体費	1,963,765	2,110,076	1,906,765	1,993,535	2,884,962	1,097,118	1,097,118	3,291,354
その他諸費	21,633,255	20,137,315	22,887,217	21,555,929	17,398,312	12,621,408	17,041,557	47,119,443
合 計	35,548,966	34,699,661	37,532,968	35,927,198	36,057,499	25,274,264	30,438,372	85,991,345

[電気料貸倒損]

項 目	至近実績			原価算定期間 計	備 考				
	平成22年度		平均						
	平均	平均	平均						
貸倒引当額	▲159,627	70,078	86,104	▲1,148	27,001	▲75,801	159,922	3,251	87,372
貸倒発生額	1,340,718	1,355,371	1,227,313	1,307,801	1,329,462	1,492,023	1,495,328	1,502,024	4,489,375
合 計	1,181,091	1,425,449	1,313,418	1,306,653	1,356,463	1,416,222	1,655,250	1,505,275	4,576,747

[固定資産除却費]

項 目	至近実績			原価算定期間 計	備 考				
	平成22年度		平均						
	平均	平均	平均						
水力発電設備 除却損	748,371	662,992	1,368,875	926,746	2,276,408	1,009,034	1,363,447	1,485,662	3,858,143
除却費用	549,152	842,526	934,527	775,402	776,462	950,514	1,255,389	1,367,919	3,573,822
火力発電設備 除却損	1,365,055	▲67,080	446,915	581,630	204,872	573,032	499,379	416,890	1,489,301
除却費用	▲894,943	529,689	762,518	132,421	24,337	495,553	430,833	357,878	1,284,264
原子力発電設備 除却損	2,028,938	1,480,516	1,410,785	1,640,080	2,902,481	3,074,031	3,155,294	3,855,952	10,085,277
除却費用	2,332,494	1,712,137	1,245,062	1,763,231	1,375,247	2,996,399	3,075,609	3,758,572	9,830,580
新エネルギー等 発電設備 除却費用	-	-	-	-	-	-	-	-	-
送電設備 除却損	1,785,852	2,082,387	2,005,791	1,958,010	3,504,497	2,353,668	2,780,847	2,835,405	7,969,920
除却費用	4,164,243	5,039,770	5,227,304	4,810,439	4,824,187	5,386,289	6,303,626	6,414,345	18,104,260
変電設備 除却損	2,805,715	2,004,271	3,194,379	2,668,122	4,826,049	2,684,894	2,849,245	3,855,629	9,389,768
除却費用	3,043,173	3,167,912	3,702,273	3,304,453	2,471,335	3,095,701	3,285,200	4,445,568	10,826,469
配電設備 除却損	96,124	53,750	25,395	58,423	167,406	64,278	66,575	74,269	205,122
除却費用	4,017,452	3,653,385	3,919,585	3,863,474	4,029,096	3,824,894	3,961,546	4,419,394	12,205,834
業務設備 除却損	2,366,289	1,245,913	743,809	1,452,004	3,242,380	1,721,188	1,762,866	1,623,248	5,107,302
除却費用	1,225,815	679,219	598,505	834,513	263,246	963,449	986,778	908,626	2,858,853
合 計	11,196,348	7,462,751	9,195,950	9,285,016	17,124,093	11,480,125	12,477,653	14,147,055	38,104,833
除却費用	14,437,388	15,624,640	16,389,778	15,483,935	13,763,910	17,127,999	19,298,981	21,672,302	58,684,082

[原子力発電施設解体費]

項 目	至近実績			原価算定期間 計	備 考				
	平成22年度		平均						
	平均	平均	平均						
解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
資産除去債務計上	13,995,197	12,225,777	6,665,632	2,640,676	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	原子力発電施設解体引当金 に関する省令に係るものに 限る。
資産除去債務取崩し (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	13,995,197	12,225,777	6,665,632	2,640,676	5,294,189	5,796,359	6,416,235	17,506,783	

[共有設備費等分担額、共有設備費等分担額(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
共有設備費等分 担額	水力発電設備	815,183	799,598	699,387	830,396	759,224	759,224	759,224	2,277,672	
	火力発電設備	173,861	179,761	66,561	8,320	137,960	137,960	137,960	413,880	
	送電設備	29,705	45,008	47,109	11,009	40,607	40,607	40,607	121,821	
	小計	1,018,750	1,024,368	813,058	849,725	937,791	937,791	937,791	2,813,373	
共有設備費等分 担額(貸方)	水力発電設備	▲20,034	▲25,631	▲23,795	▲11,464	▲22,806	▲22,806	▲22,806	▲68,417	
	火力発電設備	▲19,537	▲19,537	▲18,451	▲18,970	▲18,887	▲18,887	▲18,887	▲56,662	
	送電設備	▲117,741	▲117,736	▲117,731	▲125,771	▲117,737	▲117,737	▲117,737	▲353,211	
	変電設備	▲168,785	▲117,539	▲117,539	▲119,964	▲134,622	▲134,622	▲134,622	▲403,866	
小計	▲326,098	▲280,445	▲277,517	▲276,169	▲294,052	▲294,052	▲294,052	▲882,156		
合計	692,651	743,922	535,540	573,556	643,739	643,739	643,739	1,931,217		

(記載注意)

(何)の欄には、共有設備について種類別に整理すること。

[開発費、開発費償却]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

[電力費振替勘定(貸方)]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
建設工事用	▲452,554	▲159,126	▲31,073	▲240,233	▲632,820	▲453,720	▲179,100	▲1,265,640		
附帯事業用	▲107,033	▲111,684	▲118,520	▲209,209	▲148,170	▲148,170	▲148,170	▲444,510		
合計	▲559,588	▲270,811	▲149,593	▲449,442	▲780,990	▲601,890	▲327,270	▲1,710,150		

[株式交付費、社債発行費]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度						
株式交付費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
社債発行費	512,454	613,584	613,584	627,172	760,000	760,000	760,000	2,280,000		
合計	512,454	613,584	613,584	627,172	760,000	760,000	760,000	2,280,000		

(4) 第3条第2項第4号関係

[修繕費]

項目	至近実績										原価算定期間計		備考	
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均修繕費率(%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平均修繕費率(%)	備考		
水力発電設備	平均帳簿原価	1,241,802,220	1,243,597,709	1,246,414,877	1,252,125,797	1,256,771,714	1.29%	1,255,766,078	1,258,913,801	1,269,500,556	1,281,888,506	3810,302,863	1.31%	
	普通修繕費	13,992,632	14,920,209	17,143,467	17,535,600	17,203,034		11,513,689	16,397,171	16,609,059	16,980,152	49,986,382		
火力発電設備	平均帳簿原価	2,461,060,926	2,430,391,698	2,430,677,735	2,498,539,193	2,549,409,763	1.71%	2,412,308,139	2,324,172,799	2,429,608,841	2,512,326,911	7,266,108,551	2.41%	
	普通修繕費	41,110,365	37,671,307	47,523,338	37,292,548	47,754,379		42,447,067	49,357,664	61,410,100	64,404,527	175,172,291		
原子力発電設備	平均帳簿原価	2,340,257,592	2,350,484,700	2,373,462,455	2,397,286,103	2,413,079,675	4.25%	2,431,775,260	2,448,004,041	2,445,180,083	2,494,490,088	7,387,674,212	2.58%	22年度以降の平均帳簿原価は、資産除去債務除き。
	普通修繕費	78,560,299	115,675,487	107,231,372	109,400,917	93,415,767		49,436,622	63,155,551	65,724,458	61,402,360	190,282,369		
新エネルギー発電設備	平均帳簿原価	-	-	-	1,168,231	3,117,015	0.03%	3,897,568	4,056,394	4,368,773	4,522,325	12,947,492	0.06%	
	普通修繕費	-	-	-	-	1,428		835	2,421	2,660	2,660	7,741		
送電設備	平均帳簿原価	3,299,168,943	3,324,242,297	3,360,678,761	3,396,900,274	3,427,866,230		3,420,212,963	3,413,614,701	3,441,129,688	3,471,755,478	10,326,499,867	0.42%	
	普通修繕費	13,009,623	11,726,400	16,782,451	15,118,137	14,835,969	0.43%	10,303,136	14,501,261	14,378,120	14,376,481	43,255,862		
変電設備	平均帳簿原価	1,585,633,467	1,594,018,255	1,604,530,262	1,619,897,726	1,635,446,801	0.76%	1,645,526,349	1,659,793,172	1,674,358,287	1,685,818,195	5,019,969,654	0.76%	
	普通修繕費	12,182,555	10,899,197	13,221,965	12,243,991	12,580,546		9,461,314	12,466,903	12,598,774	12,870,117	37,935,794		
配電設備	平均帳簿原価	2,327,999,935	2,352,114,636	2,375,915,237	2,399,077,699	2,420,537,911		2,442,731,573	2,464,828,233	2,486,705,376	2,510,438,443	7,461,972,052	3.65%	
	普通修繕費	66,704,786	68,787,243	80,194,676	80,295,336	82,983,340	3.19%	72,806,687	86,096,102	93,063,664	93,073,188	272,232,954		
業務設備	平均帳簿原価	506,182,417	491,555,249	479,164,176	474,963,833	474,955,613		458,939,062	434,594,848	429,929,258	434,129,794	1,298,653,900	0.77%	
	普通修繕費	4,008,990	3,797,656	4,094,472	3,951,734	3,697,983	0.81%	3,385,977	3,296,089	3,244,635	3,425,352	9,966,076		
合計	平均帳簿原価	13,762,105,503	13,786,404,548	13,870,843,507	14,039,958,861	14,181,184,728	1.91%	14,071,156,992	14,007,977,989	14,180,780,862	14,395,369,740	42,584,128,591	1.83%	
	普通修繕費	229,569,253	263,477,503	286,191,744	275,838,266	272,472,449		199,355,327	245,273,162	267,031,470	266,534,837	778,839,469		

(記載注意)

送電設備、配電設備及び業務設備の普通修繕費の()内には、取替修繕費を内数として記載すること。

(5) 第3条第2項第5号関係

[水利使用料]

項 目	(単位：千円)				備 考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	

(6) 第3条第2項第6号関係

[減価償却費]

項 目	(単位：千円)				備 考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
水力発電設備	18,763,970	18,340,163	18,613,099	55,717,232	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
火力発電設備	52,197,743	62,446,077	63,661,215	178,305,035	
普通償却費	6,010,814	-	-	6,010,814	
特別償却費	8,113,803	5,213,105	860,193	14,187,101	
試運転償却費	49,308,404	49,779,093	52,737,720	151,825,217	
原子力発電設備	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
新エネルギー等 発電設備	289,212	312,139	261,500	862,851	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
送電設備	74,811,744	72,922,631	71,314,527	219,048,902	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
変電設備	35,368,190	34,536,158	33,955,644	103,859,992	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
配電設備	34,786,293	33,726,939	32,844,141	101,357,373	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
業務設備	16,332,272	17,334,303	18,551,788	52,218,363	
普通償却費	-	-	-	-	
特別償却費	-	-	-	-	
試運転償却費	-	-	-	-	
合 計	281,857,828	289,397,503	291,939,634	863,194,965	
普通償却費	6,010,814	-	-	6,010,814	
特別償却費	8,113,803	5,213,105	860,193	14,187,101	
試運転償却費	-	-	-	-	

(7) 第3条第2項第7号関係

[固定資産税、雑税、電源開発促進税及び事業税]

項 目	(単位：千円)				備 考
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	
固定資産税	51,301,307	51,892,120	51,956,244	155,149,671	
雑税	10,698,763	11,162,978	9,700,981	31,562,722	
電源開発促進税	55,663,000	55,825,875	56,267,625	167,656,500	
事業税	31,020,369	31,212,408	30,547,214	92,779,991	
合 計	148,583,439	150,093,381	148,472,064	447,148,884	

(8) 第3条第2項第8号関係

[地帯間購入電源費，地帯間購入送電費，他社購入電源費，他社購入送電費]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計		
	料金計	201019.625	19,997,848	料金計	201,680	205,060	料金計	205,060	料金計	609,980	料金計	57,210,505
地帯間購入電力料	料金計	201,680	203,240	料金計	201,680	205,060	料金計	205,060	料金計	609,980	料金計	609,980
	電力量 (10 ⁹ kWh)	796	802	電力量 (10 ⁹ kWh)	796	809	電力量 (10 ⁹ kWh)	809	電力量 (10 ⁹ kWh)	2,407	電力量 (10 ⁹ kWh)	2,407
他社購入電源費 (再エネ特措法交付金相当額を除く。)	料金計	321,716,418 (13,769,662)	303,896,584 (16,844,911)	料金計	321,716,418 (13,769,662)	283,304,638 (16,844,911)	料金計	283,304,638 (16,844,911)	料金計	908,917,640 (46,343,997)	料金計	908,917,640 (46,343,997)
他社購入送電費	料金計	130,079	125,337	料金計	130,079	125,328	料金計	125,328	料金計	380,744	料金計	380,744
	電力量 (10 ⁹ kWh)	30,968	30,274	電力量 (10 ⁹ kWh)	30,968	28,753	電力量 (10 ⁹ kWh)	28,753	電力量 (10 ⁹ kWh)	89,995	電力量 (10 ⁹ kWh)	89,995

(記載注意)

他社購入電源費の()内には，新エネルギー等電源費(再エネ特措法交付金相当額を除く。)に係る費用を内数として記載すること。

(9) 第3条第2項第9号関係

[建設分担関連費振替額(貸方)，附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)]

項目	至近実績						平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度			
	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)			
建設分担関連費振替額 (貸方)	321,600,017	362,193,876	319,963,813	351,470,971	354,032,347	367,962,174	1,107,109,356		
	▲337,098	▲431,667	▲255,834	▲330,648	▲393,205	▲397,508	▲1,198,353	建設分担関連費振替額の算定に用いた振替率：0.1254%	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	46,215,832	49,130,871	72,973,214	73,059,843	66,611,364	79,428,041	231,895,813		
	▲400,492	▲507,879	▲719,650	▲586,696	▲633,516	▲755,410	▲2,205,472		

(10) 第3条第2項第10号関係

[株式交付費償却，社債発行費償却]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計		
	対集交付 (発行)費用	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	対集交付 (発行)費用	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	対集交付 (発行)費用	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	対集交付 (発行)費用	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(11) 第3条第2項第11号関係

[法人税等]

項目	平成25年度			平成26年度			平成27年度			原価算定期間計		
	法人税	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	法人税	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	法人税	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)	法人税	平均振替率 (%)	平均振替率 (%)
法人税等	18,782,807	-	-	18,782,807	-	-	16,446,913	-	-	54,012,527	-	-
	3,486,102	-	-	3,486,102	-	-	3,357,814	-	-	10,330,018	-	-
合計	22,268,909	-	-	22,268,909	-	-	19,804,727	-	-	64,342,545	-	-

第2表

事業報酬明細表

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
特定固定資産	3,460,999,711	3,481,163,698	3,507,617,180	10,449,780,589	
建設中の資産	158,309,958	146,424,061	150,557,241	455,291,260	
核燃料資産	511,203,111	512,353,238	520,472,871	1,544,029,220	
特定投資	114,636,180	114,621,124	114,606,068	343,863,372	
営業資本	256,779,738	255,084,192	245,047,485	756,911,415	
貯蔵品	127,258,235	127,895,380	120,907,914	376,061,529	
小 計	384,037,973	382,979,572	365,955,399	1,132,972,944	
繰延償却資産	-	-	-	-	
合 計	4,629,186,933	4,637,541,693	4,659,208,759	13,925,937,385	
報酬率 (%)	2.9	2.9	2.9	2.9	
電気事業報酬額	134,246,421	134,488,709	135,117,054	403,852,184	

電気事業報酬

《項目別明細表》
 (1) 第4条第3項関係
 [特定固定資産]

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	1,253,330,757	1,263,779,007	1,274,601,359	3,791,711,123	
期首	27,592,113	27,688,455	27,781,986	83,062,554	
残	908,524,464	922,442,497	934,615,795	2,765,582,756	
高	317,214,180	313,648,055	312,203,578	943,065,813	
帳簿原価増加額	16,506,861	18,229,817	22,138,331	56,875,009	
期中	104,346	104,346	104,346	313,038	
増	18,705,117	18,289,107	18,574,207	55,568,431	
減	6,058,611	7,407,465	8,071,449	21,537,525	
額	8,004	10,815	11,784	30,603	
帳簿原価減少額	4,787,084	6,115,809	6,664,013	17,566,906	
期末	1,263,779,007	1,274,601,359	1,288,668,241	3,827,048,607	
残	27,688,455	27,781,986	27,874,548	83,344,989	
高	922,442,497	934,615,795	946,525,989	2,803,584,281	
平均帳簿原価	313,648,055	312,203,578	314,267,704	940,119,337	
期首	313,971,021	311,655,358	313,246,048	938,872,427	
帳簿原価	2,275,974,841	2,371,343,863	2,486,850,907	7,134,169,611	
期中	8,577,381	8,677,455	8,783,395	26,038,231	
増	1,852,365,727	1,887,278,334	1,952,184,217	5,691,828,278	
減	415,031,733	475,388,074	525,883,295	1,416,303,102	
額	129,953,782	122,379,160	56,575,791	308,908,733	
帳簿原価増加額	106,925	106,925	106,925	320,775	
期中	68,600,904	71,167,752	65,766,525	205,535,181	
増	34,584,760	6,872,116	6,623,619	48,080,495	
減	6,851	985	18,326	26,162	
額	33,688,297	6,261,869	6,052,879	46,003,045	
帳簿原価	2,371,343,863	2,486,850,907	2,536,803,079	7,394,997,849	
期末	8,677,455	8,783,395	8,871,994	26,332,844	
残	1,887,278,334	1,952,184,217	2,011,897,863	5,851,360,414	
高	475,388,074	525,883,295	516,033,222	1,517,304,591	
平均帳簿原価	443,504,952	509,160,306	555,648,596	1,488,313,854	

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原簿算定期間計	備考
原子力発電設備					
帳簿原簿	2,435,110,665	2,438,735,667	2,418,924,895	7,292,771,227	
工事費負担金等	6,226,628	6,298,604	6,370,538	18,895,770	
減価償却累計額	2,102,068,013	2,098,451,762	2,093,086,116	6,293,605,891	
差引帳簿価額	326,816,024	333,985,301	319,468,241	980,269,566	
帳簿原簿増加額	57,868,122	35,866,275	178,152,568	271,886,965	
工事費負担金等増加額	73,549	73,549	73,549	220,647	
減価償却累計額増加額	47,482,595	47,084,007	49,642,029	144,208,631	
帳簿原簿減少額	54,243,120	55,677,047	68,040,573	177,960,740	
工事費負担金等減少額	1,573	1,615	1,973	5,161	
減価償却累計額減少額	51,098,846	52,449,653	64,096,512	167,645,011	
帳簿原簿	2,438,735,667	2,418,924,895	2,529,036,890	7,386,697,452	
工事費負担金等	6,298,604	6,370,538	6,442,114	19,111,256	
減価償却累計額	2,098,451,762	2,093,086,116	2,078,631,633	6,270,169,511	
差引帳簿価額	333,985,301	319,468,241	443,963,143	1,097,416,685	
平均帳簿価額	322,667,496	322,139,613	352,299,833	997,106,942	
新工ネルギー等発電設備					
帳簿原簿	3,897,568	4,215,220	4,522,325	12,635,113	
工事費負担金等	1,351,049	1,351,049	1,351,049	4,053,147	
減価償却累計額	700,418	989,630	1,301,769	2,991,817	
差引帳簿価額	1,846,101	1,874,541	1,869,507	5,590,149	
帳簿原簿増加額	317,652	307,105	-	624,757	
工事費負担金等増加額	-	-	-	-	
減価償却累計額増加額	289,212	312,139	261,500	862,851	
帳簿原簿減少額	-	-	-	-	
工事費負担金等減少額	-	-	-	-	
減価償却累計額減少額	-	-	-	-	
帳簿原簿	4,215,220	4,522,325	4,522,325	13,259,870	
工事費負担金等	1,351,049	1,351,049	1,351,049	4,053,147	
減価償却累計額	989,630	1,301,769	1,563,269	3,854,668	
差引帳簿価額	1,874,541	1,869,507	1,608,007	5,352,055	
平均帳簿価額	1,839,397	2,001,693	1,738,757	5,579,847	
送電設備					
帳簿原簿	3,396,986,958	3,427,412,697	3,451,754,602	10,276,154,257	
工事費負担金等	236,446,342	238,821,275	240,925,925	716,193,542	
減価償却累計額	2,167,477,985	2,231,415,010	2,291,571,440	6,690,464,435	
差引帳簿価額	993,062,631	957,176,412	919,257,237	2,869,496,280	
帳簿原簿増加額	45,679,788	42,287,022	55,015,356	142,982,166	
工事費負担金等増加額	3,869,068	3,869,068	3,869,068	11,607,204	
減価償却累計額増加額	74,630,875	72,732,619	71,119,480	218,482,974	
帳簿原簿減少額	15,254,049	17,945,117	18,297,183	51,496,349	
工事費負担金等減少額	1,494,135	1,764,418	1,799,034	5,057,587	
減価償却累計額減少額	10,693,850	12,576,189	12,822,922	36,092,961	
帳簿原簿	3,427,412,697	3,451,754,602	3,488,472,775	10,367,640,074	
工事費負担金等	238,821,275	240,925,925	242,995,959	722,743,159	
減価償却累計額	2,231,415,010	2,291,571,440	2,349,867,998	6,872,854,448	
差引帳簿価額	957,176,412	919,257,237	895,608,818	2,772,042,467	
平均帳簿価額	975,420,798	937,780,286	906,835,330	2,820,036,414	

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
帳簿原価	1,649,023,897	1,668,714,660	1,678,144,846	4,995,883,403	
工事費負担金等	45,228,753	45,066,940	44,889,850	135,185,543	
減価償却累計額	1,188,918,906	1,206,827,945	1,222,810,802	3,618,557,653	
差引帳簿価額	414,876,238	416,819,775	410,444,194	1,242,140,207	
帳簿原価増加額	40,290,139	31,325,235	43,171,627	114,787,001	
工事費負担金等増加額	87,748	87,748	87,748	263,244	
減価償却累計額増加額	35,175,043	34,333,328	33,757,809	103,266,180	
帳簿原価減少額	20,599,376	21,895,049	29,643,652	72,138,077	
工事費負担金等減少額	249,561	264,838	358,415	872,814	
減価償却累計額減少額	17,266,004	18,350,471	24,842,493	60,458,968	
帳簿原価	1,668,714,660	1,678,144,846	1,691,672,821	5,038,532,327	
工事費負担金等	45,066,940	44,889,850	44,619,183	134,575,973	
減価償却累計額	1,206,827,945	1,222,810,802	1,231,726,118	3,661,364,865	
差引帳簿価額	416,819,775	410,444,194	415,327,520	1,242,591,489	
平均帳簿価額	414,681,125	412,801,115	411,617,072	1,239,099,312	
帳簿原価	2,449,470,716	2,471,547,170	2,494,407,538	7,415,425,424	
工事費負担金等	46,557,568	47,744,411	48,927,941	143,229,920	
減価償却累計額	1,501,980,461	1,529,733,177	1,556,344,675	4,588,058,313	
差引帳簿価額	900,932,687	894,069,582	889,134,922	2,684,137,191	
帳簿原価増加額	29,855,246	30,917,072	34,494,767	95,267,085	
工事費負担金等増加額	1,279,582	1,279,582	1,279,582	3,838,746	
減価償却累計額増加額	34,029,047	33,112,063	32,377,988	99,519,098	
帳簿原価減少額	7,778,792	8,056,704	8,987,841	24,823,337	
工事費負担金等減少額	92,739	96,052	107,153	295,944	
減価償却累計額減少額	6,276,331	6,500,565	7,251,854	20,028,750	
帳簿原価	2,471,547,170	2,494,407,538	2,519,914,464	7,485,869,172	
工事費負担金等	47,744,411	48,927,941	50,100,370	146,772,722	
減価償却累計額	1,529,733,177	1,556,344,675	1,581,470,809	4,667,548,661	
差引帳簿価額	894,069,582	889,134,922	888,343,285	2,671,547,789	
平均帳簿価額	897,080,893	891,167,197	888,255,355	2,676,503,445	
帳簿原価	428,972,195	413,394,844	412,719,818	1,255,086,857	
工事費負担金等	28,859,016	23,416,129	23,391,314	75,666,459	
減価償却累計額	303,209,883	296,472,982	293,331,361	893,014,226	
差引帳簿価額	96,903,296	93,505,733	95,997,143	286,406,172	
帳簿原価増加額	18,934,021	18,659,477	20,437,072	58,030,570	
工事費負担金等増加額	41,077	41,077	41,077	123,231	
減価償却累計額増加額	13,844,325	13,915,917	14,440,130	42,200,372	
帳簿原価減少額	34,511,372	19,334,503	17,803,221	71,649,096	
工事費負担金等減少額	5,483,964	65,892	60,673	5,610,529	
減価償却累計額減少額	20,581,226	17,057,538	15,706,591	53,345,355	
帳簿原価	413,394,844	412,719,818	415,353,669	1,241,468,331	
工事費負担金等	23,416,129	23,391,314	23,371,718	70,179,161	
減価償却累計額	296,472,982	293,331,361	292,064,900	881,869,243	
差引帳簿価額	93,505,733	95,997,143	99,917,051	289,419,927	
平均帳簿価額	91,834,029	94,458,130	97,976,189	284,268,348	
レシートベース	3,460,999,711	3,481,163,698	3,507,617,180	10,449,780,589	

[建設中の資産]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	23,283,134	24,590,529	32,454,816	80,328,479	
期中増加額	17,814,256	26,094,104	25,474,187	69,382,547	
期中減少額	16,506,861	18,229,817	22,138,331	56,875,009	
期末帳簿価額	24,590,529	32,454,816	35,790,672	92,836,017	
平均帳簿価額	25,095,472	29,288,352	34,270,824	88,654,648	
期首帳簿価額	173,457,956	110,092,440	39,421,319	322,971,715	
期中増加額	64,249,075	48,119,902	17,609,708	129,978,685	
期中減少額	127,614,591	118,791,023	55,236,002	301,641,616	
期末帳簿価額	110,092,440	39,421,319	1,795,025	151,308,784	
平均帳簿価額	148,644,616	71,648,409	9,346,603	229,639,628	
期首帳簿価額	32,728,267	57,968,916	128,631,002	219,328,185	
期中増加額	83,108,771	106,528,361	130,075,331	319,712,463	
期中減少額	57,868,122	35,866,275	178,152,568	271,886,965	
期末帳簿価額	57,968,916	128,631,002	80,553,765	267,153,683	
平均帳簿価額	52,998,145	93,518,579	144,455,049	290,971,773	
期首帳簿価額	34,418	197,974	-	232,392	
期中増加額	481,208	109,131	-	590,339	
期中減少額	317,652	307,105	-	624,757	
期末帳簿価額	197,974	-	-	197,974	
平均帳簿価額	195,889	19,891	-	215,780	
期首帳簿価額	54,811,294	54,334,373	63,529,409	172,675,076	
期中増加額	45,202,867	51,482,058	54,093,507	150,778,432	
期中減少額	45,679,788	42,287,022	55,015,356	142,982,166	
期末帳簿価額	54,334,373	63,529,409	62,607,560	180,471,342	
平均帳簿価額	53,681,494	58,656,288	63,975,951	176,313,733	
期首帳簿価額	18,669,359	17,118,634	25,154,266	60,942,259	
期中増加額	38,739,414	39,360,867	53,375,923	131,476,204	
期中減少額	40,290,139	31,325,235	43,171,627	114,787,001	
期末帳簿価額	17,118,634	25,154,266	35,358,562	77,631,462	
平均帳簿価額	19,960,397	21,821,246	31,113,611	72,895,254	
期首帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
期中増加額	29,855,246	30,917,072	34,494,767	95,267,085	
期中減少額	29,855,246	30,917,072	34,494,767	95,267,085	
期末帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
平均帳簿価額	12,482,624	12,482,624	12,482,624	37,447,872	
期首帳簿価額	2,772,032	3,869,336	6,224,338	12,865,706	
期中増加額	19,454,693	21,014,479	18,019,830	58,489,002	
期中減少額	18,357,389	18,659,477	20,437,072	57,453,938	
期末帳簿価額	3,869,336	6,224,338	3,807,096	13,900,770	
平均帳簿価額	3,561,281	5,412,732	5,469,819	14,443,832	
レートベース	158,309,958	146,424,061	150,557,241	455,291,260	

[核燃料資産]

(単位：千円)

項 目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
期首帳簿価額	405,664,728	415,510,864	435,088,981	1,256,264,573	
期中増加額	26,729,173	38,946,016	47,736,397	113,411,586	
期中減少額	▲16,883,037	▲19,367,899	▲23,951,248	▲60,202,184	
期末帳簿価額	415,510,864	435,088,981	458,874,130	1,309,473,975	
平均帳簿価額	410,587,796	425,299,923	446,981,556	1,282,869,275	
期首帳簿価額	107,396,315	93,834,315	80,272,315	281,502,945	
期中増加額	—	—	—	—	
期中減少額	▲13,562,000	▲13,562,000	▲13,562,000	▲40,686,000	
期末帳簿価額	93,834,315	80,272,315	66,710,315	240,816,945	
平均帳簿価額	100,615,315	87,053,315	73,491,315	261,159,945	
レートベース	511,203,111	512,353,238	520,472,871	1,544,029,220	

[特定投資]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
石炭資源開発	期首帳簿価額	738,249	723,193	708,137	2,169,579
	期中増加額	▲15,056	▲15,056	▲15,056	▲45,168
	期末帳簿価額	723,193	708,137	693,081	2,124,411
	平均帳簿価額	730,721	715,665	700,609	2,146,995
日本原燃	期首帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470
	平均帳簿価額	99,870,490	99,870,490	99,870,490	299,611,470
日本原子力研究開発機構	期首帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914
	平均帳簿価額	2,256,638	2,256,638	2,256,638	6,769,914
原子力損害賠償支援機構	期首帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000
	平均帳簿価額	1,229,000	1,229,000	1,229,000	3,687,000
原子燃料サイクル事業 (アバック社(カプスタンウラン鉱山開発) -カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント ・インベスティメント (フランスウラン濃縮工場))	期首帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993
	期中増加額	-	-	-	-
	期末帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993
	平均帳簿価額	10,549,331	10,549,331	10,549,331	31,647,993
レポートベース	114,636,180	114,621,124	114,606,068	343,863,372	原子燃料サイクル事業については、弊社の権利、競争上の地位その他の正当な利益を害するおそれがあることから、投資額を纏めて表示している。

(記載注意)

(何)の欄には、長期投資について投資先ごとに整理すること。

[運転資本 (営業資本)]

(単位 : 千円)

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
営業費項目	役員給与	360,600	360,600	360,600	1,081,800	
	給料手当	136,547,921	135,627,221	134,130,514	406,305,656	
	給料手当振替額(貸方)	▲2,639,928	▲2,623,159	▲2,596,103	▲7,859,190	
	退職給与金	12,094,307	13,404,193	15,459,400	40,957,900	
	厚生費	25,431,846	26,102,973	26,033,420	77,568,239	
	委託検針費	3,459,675	3,186,441	2,812,510	9,458,626	
	委託集金費	656,980	470,417	369,538	1,496,935	
	雑給	1,762,087	1,963,729	2,335,803	6,061,619	
	燃料費	918,481,169	922,663,635	865,803,262	2,706,948,066	
	使用済燃料再処理等発電費	29,639,482	17,818,705	19,185,822	66,644,009	
	使用済燃料再処理等既発電費	20,738,273	20,738,273	20,738,273	62,214,819	
	廃棄物処理費	20,360,818	20,250,514	22,338,249	62,949,581	
	特定放射性廃棄物処分費	10,143,652	3,918,497	3,855,011	17,917,160	
	消耗品費	10,728,230	10,565,958	10,327,011	31,621,199	
	修繕費	245,273,162	267,031,470	266,534,837	778,839,469	
	水利使用料	4,388,892	4,394,478	4,394,867	13,178,237	
	補償費	5,543,781	4,501,380	4,623,582	14,668,743	
	賃借料	66,176,978	66,220,553	66,180,691	198,578,222	
	託送料	14,112,408	13,669,962	13,103,564	40,885,934	
	事業者間精算費	788,895	788,895	791,054	2,368,844	
	委託費	134,075,001	122,471,641	116,794,350	373,340,992	
	損害保険料	2,011,784	2,122,687	2,122,318	6,256,789	
	原子力損害賠償支援機構一般負担金	31,524,200	31,524,200	31,524,200	94,572,600	
	普及開発関係費	2,745,073	2,731,087	2,731,981	8,208,141	
	養成費	1,958,359	1,874,906	1,883,382	5,716,647	
	研究費	10,061,344	10,356,362	10,672,815	31,090,521	
	諸費	25,274,264	30,438,372	30,278,709	85,991,345	
	電気料貸倒損	1,492,023	1,495,328	1,502,024	4,489,375	
	減価償却費	5,863,702	7,268,462	8,203,190	21,335,354	
	固定資産除却費	17,712,799	19,298,981	21,672,302	58,684,082	
共有設備費等分担額	937,791	937,791	937,791	2,813,373		
共有設備費等分担額(貸方)	▲294,052	▲294,052	▲294,052	▲882,156		
地帯間購入電源費	20,019,625	19,997,848	17,193,032	57,210,505		
地帯間購入送電費	201,680	203,240	205,060	609,980		
他社購入電源費	321,716,418	303,896,584	283,304,638	908,917,640		
他社購入送電費	130,079	125,337	125,328	380,744		
建設分担関連費振替額(貸方)	▲393,205	▲397,508	▲407,640	▲1,198,353		
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲633,516	▲755,410	▲816,546	▲2,205,472		
開発費	-	-	-	-		
電力費振替勘定(貸方)	▲780,990	▲601,890	▲327,270	▲1,710,150		
株式交付費	-	-	-	-		
社債発行費	760,000	760,000	760,000	2,280,000		
小 計	2,098,431,607	2,084,508,701	2,004,847,517	6,187,787,825		
控除収益項目	遅収加算料金	-	-	-	-	
	地帯間販売電源料	619,510	619,510	619,510	1,858,530	
	地帯間販売送電料	9,840	9,840	9,840	29,520	
	他社販売電源料	12,418,739	11,705,514	11,769,363	35,893,616	
	他社販売送電料	263,038	167,600	212,400	643,038	
	託送収益	1,707,114	1,707,114	1,707,130	5,121,358	
	事業者間精算収益	697,348	707,376	716,687	2,121,411	
	電気事業雑収益	28,436,967	28,876,970	29,391,279	86,705,216	
	預金利息	41,149	41,240	41,425	123,814	
小 計	44,193,705	43,835,164	44,467,634	132,496,503		
合 計	2,054,237,902	2,040,673,537	1,960,379,883	6,055,291,322		
レートベース	256,779,738	255,084,192	245,047,485	756,911,415		

(記載注意)

(何) の欄には、営業費項目及び控除収益項目についてそれぞれ期間原価等項目ごとに整理すること。

[運転資本（貯蔵品）]

(単位：千円)

項 目		平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備 考
火力燃料貯蔵品	消費金額	44,082,962	45,218,592	52,151,042	141,452,596	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	5,510,370	5,652,324	6,518,881	17,681,575	
燃料油費	消費金額	395,364,312	333,281,172	272,168,980	1,000,814,464	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	49,420,538	41,660,147	34,021,123	125,101,808	
ガス費	消費金額	473,591,739	539,319,888	536,693,729	1,549,605,356	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	59,198,967	67,414,987	67,086,716	193,700,670	
助燃費	消費金額	4,683,719	4,109,600	4,049,605	12,842,924	
	平均月数	1.5	1.5	1.5	1.5	
	計	585,465	513,700	506,201	1,605,366	
新エネルギー等貯蔵品	小 計	114,715,340	115,241,158	108,132,921	338,089,419	
	消費金額	-	-	-	-	
	平均月数	-	-	-	-	
その他貯蔵品	小 計	-	-	-	-	
	配電平均帳簿原価	2,464,828,233	2,486,705,376	2,510,438,443	7,461,972,052	
	一般貯蔵品払出率	4.0710%	4.0710%	4.0710%	4.0710%	
レポートベース	一般貯蔵品在庫率	12.50%	12.50%	12.50%	12.50%	
	小 計	12,542,895	12,654,222	12,774,993	37,972,110	
	合 計	127,258,235	127,895,380	120,907,914	376,061,529	
		127,258,235	127,895,380	120,907,914	376,061,529	

(記載注意)

(何) の欄には、火力燃料貯蔵品及び新エネルギー等貯蔵品について燃料種別ごとに整理すること。

[繰延償却資産]

(単位：千円)

項目	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
期首帳簿価額	-	-	-	-	
増加額	-	-	-	-	
償却額	-	-	-	-	
期末帳簿価額	-	-	-	-	
平均帳簿価額	-	-	-	-	
レートベース	-	-	-	-	

(2) 第4条第4項関係

[報酬率]

(単位：%)

項目	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	適用率	備考
自己資本報酬率 すべての一般電気事業者を除く全産業の自己資本利益率の実績率に相当する率	8.00	7.99	8.44	4.70	4.77	6.95	5.88	6.21	
他人資本報酬率 国債、地方債等公社債の利回りの実績率	1.43	1.85	1.69	1.55	1.41	1.18	1.08	1.49	
事業報酬率 すべての一般電気事業者の有利子負債額の実績額に応じて当該有利子負債額の実績率に係る平均して算定した率	-	-	-	-	-	-	1.49	1.49	
	-	-	-	-	-	-	-	2.9	

(記載注意)

報酬率の算定期間に応じて年度別の欄を設け記載すること。

第3表

控除収益明細表

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均運取率(%)	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度		
遅取加算料金								
地帯間販売電源料			619,510		619,510		1,858,530	
地帯間販売送電料			9,840		9,840		29,520	
他社販売電源料			12,418,739		11,705,514		35,893,616	
他社販売送電料			263,038		167,600		643,038	
託送収益			1,707,114		1,707,114		5,121,358	
事業者間精算収益			697,348		707,376		2,121,411	
電気事業雑収益			28,436,967		28,876,970		86,705,216	
預金利息			41,149		41,240		123,814	
合計			44,193,705		43,835,164		132,496,503	

(単位：千円)

《項目別明細表》

(1) 第5条第2項関係

[遅取加算料金]

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均運取率(%)						
遅取加算料金	3,012,341	3,158,491	3,039,507	0.1334%	2,987,569	-	-	-	-	
電灯・電力料収入	2,226,483,419	2,344,459,883	2,331,531,558	-	2,320,739,454	-	-	-	-	

(単位：千円)

[地帯間販売電源料，地帯間販売送電料，他社販売電源料，他社販売送電料]

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計	備考
	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)	料金計	電力量 (10 ⁶ kWh)		
地帯間販売電源料	619,510		619,510		619,510		1,858,530	
地帯間販売送電料	9,840		9,840		9,840		29,520	
他社販売電源料	12,418,739	41	11,705,514	41	11,769,363	41	35,893,616	
他社販売送電料	263,038		167,600		212,400		643,038	
電力料	1,098		1,009		1,011		3,118	

(単位：千円)

[託送収益]

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計	備考	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度			平成26年度
その他託送収益	9,027	9,049	3,305	7.127	2,884	2,906	2,947	8,839	
合計	2,256,960	2,262,355	826,400	1,781,905	721,000	697,348	716,687	2,121,411	

(単位：千円)

[事業者間精算収益]

項目	平成25年度		平成26年度		平成27年度		原価算定期間計	備考	
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均	平成24年度 (実績見込み)	平成25年度			平成26年度
事業者間精算収益	9,027	9,049	3,305	7.127	2,884	2,906	2,947	8,839	
合計	2,256,960	2,262,355	826,400	1,781,905	721,000	697,348	716,687	2,121,411	

(単位：千円)

[電気事業雑収益]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均						
契約超過金	607,422	970,823	386,300	654,848	593,195	743,712	743,712	2,231,136		
適約金	700,992	173,392	137,795	337,393	90,626	383,177	383,177	1,149,531		
諸貸付料	1,289	1,289	1,289	1,289	1,282	1,290	1,290	3,870		
受託運転益	432,329	426,664	448,666	435,886	429,081	493,539	509,961	1,481,688		
器具販売益	-	-	-	-	-	-	-	-		
受託工事益	44,543	37,165	38,513	40,074	8,328	40,074	40,074	120,222		
広告料	59,944	56,709	53,798	56,817	52,050	47,000	41,000	132,000		
供給雑収	1,584,142	1,692,548	1,650,516	1,642,402	1,673,053	2,148,803	2,206,867	6,532,080		
雑口	24,853,935	24,938,674	30,829,482	26,874,030	25,653,547	24,994,723	25,465,198	75,054,689		
合計	28,284,599	28,297,266	33,546,362	30,042,742	28,501,162	28,876,970	29,391,279	86,705,216		

[預金利息]

(単位：千円)

項目	至近実績				平成24年度 (実績見込み)	平成25年度	平成26年度	平成27年度	原価算定期間 計	備考
	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平均残高率 (%)						
普通預金利息	8,020	6,305	4,280	1,471.6%	3,806	7,776	7,811	23,346		
定期預金利息	42,747	29,827	53,600	1,490.2%	67,079	33,464	33,614	100,468		
合計	50,767	36,133	57,880	-	70,885	41,240	41,425	123,814		
電灯・電力料収入	2,226,483,419	2,344,459,883	2,331,531,558	-	2,320,739,454	2,641,922,080	2,653,753,007	7,931,758,316		

(記載注意)

(何)の欄には、預金について種類ごとに記載すること。

注 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (その1)

(単位:千円)

	水力発電費			火力発電費			原子力発電費			新エネルギー等発電費		
	計			計			計			計		
	固有	一般		固有	一般		固有	一般		固有	一般	
役員給与	63,942	63,942	-	105,012	105,012	-	131,236	131,236	-	-	-	-
給料手当	23,793,414	6,162,902	17,630,512	40,388,642	8,181,352	32,207,290	40,498,697	10,724,912	40,498,697	-	-	-
給料手当振替額(貸方)	▲1,079,884	▲67,295	▲1,012,589	▲132,303	▲110,519	▲211,784	▲436,260	▲138,118	▲436,260	-	-	-
退職給付金	3,068,710	3,068,710	-	5,183,008	5,183,008	-	6,572,741	6,572,741	-	-	-	-
厚生費	4,487,967	1,220,403	3,267,564	7,499,481	5,495,202	2,004,279	8,107,634	2,504,792	8,107,634	-	-	-
委託検査針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	555,508	166,722	388,786	497,737	273,809	223,928	627,347	342,186	627,347	-	-	-
燃料費	-	-	-	2,706,948,066	-	2,706,948,066	60,202,184	-	60,202,184	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	38,483,856	-	38,483,856	-	-	-
陸棄物処理費	-	-	-	31,603,425	-	31,603,425	31,346,156	-	31,346,156	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	17,917,160	-	17,917,160	-	-	-
消耗品費	1,049,460	359,557	689,903	7,786,510	590,504	7,196,006	8,796,016	737,966	8,796,016	-	-	-
修繕費	50,288,035	301,653	49,986,382	175,428,339	256,048	175,172,291	190,282,369	369,572	190,282,369	7,741	7,741	-
水利使用料	13,178,237	-	13,178,237	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	3,259,261	18,832	3,240,429	2,342,411	13,534	2,328,877	1,670	10	1,670	-	-	-
賃借料	8,154,820	3,809,288	4,345,532	6,462,964	3,976,405	2,486,559	5,996,388	3,223,418	5,996,388	143,672	143,672	15,883
託送料	564,726	(564,726)	-	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託費	21,287,580	2,699,665	18,587,915	40,876,136	3,984,539	36,891,597	113,326,982	5,147,672	113,326,982	32,867	32,867	121
損害保険料	45,504	570	44,934	621,641	7,786	613,855	5,495,024	69,683	5,495,024	-	-	-
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	94,572,600	-	94,572,600	-	-	-
普及開閉関係費	406,433	406,433	-	1,051,259	1,051,259	-	3,013,296	3,013,296	3,013,296	7,664	7,664	-
養成費	201,288	201,288	-	406,055	406,055	-	2,584,736	2,584,736	2,584,736	-	-	-
研究費	1,024,227	1,024,227	-	3,534,954	3,534,954	-	18,243,419	18,243,419	18,243,419	427,060	427,060	-
諸費	2,867,608	1,725,781	1,141,827	6,570,459	2,834,267	3,736,192	5,961,660	13,249,046	5,961,660	6,833	6,833	-
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	13,352,220	151,600	13,200,620	24,499,613	128,681	24,370,932	18,074,395	185,734	18,074,395	68,302	68,302	-
雑税	144,324	10,097	134,227	1,425,134	99,694	1,325,440	24,402,364	1,707,059	24,402,364	2,991	2,991	210
減価償却費	62,935,712	1,183,466	61,752,246	206,046,826	1,183,961	204,862,865	156,833,169	1,449,930	155,383,239	906,891	906,891	-
固定資産除却費	(6,035,014)	(-)	(6,035,014)	(6,359,915)	(-)	(6,359,915)	(3,558,022)	(-)	(3,558,022)	(44,040)	(44,040)	(-)
固定資産除却費	7,673,085	241,120	7,431,965	29,778,231	204,666	27,733,565	19,915,857	295,409	19,915,857	-	-	-
共有設備費等分担額	2,277,672	2,277,672	-	413,880	413,880	-	17,506,783	-	17,506,783	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	▲68,417	▲68,417	-	▲56,662	▲56,662	-	-	-	-	-	-	-
建設分担保連費振替額(貸方)	▲110,186	▲110,186	-	▲171,741	▲171,741	-	▲121,567	▲121,567	▲121,567	▲640	▲640	-
附帯事業費用分担保連費振替額(貸方)	▲76,050	▲76,050	-	▲1,112,269	▲1,112,269	-	▲308,865	▲308,865	▲308,865	▲542	▲542	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	206,406	206,406	-	320,589	320,589	-	227,918	227,918	227,918	1,190	1,190	1,190
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	2,402,100	2,402,100	-	32,056,293	32,056,293	-	9,755,745	9,755,745	9,755,745	17,115	17,115	17,115
電気事業報酬	31,036,913	31,036,913	-	72,691,026	72,691,026	-	92,747,604	92,747,604	92,747,604	180,362	180,362	180,362
合計	252,990,615	196,782,471	56,208,144	3,376,154,197	3,238,363,632	137,790,565	1,027,470,606	172,715,544	854,755,062	1,801,506	1,153,083	648,423

(記載注意) 1 固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。
 2 託送料, 減価償却費及び電気事業報酬の()内には, 電源線に係る費用を内数として記載すること。
 3 その他は, 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第3 (第6条第3項関係)

8 部門整理表 (その2)

(単位:千円)

	送電費		変電費		配電費		販売費		合計
	計		計		計		計		
	固有	一般	固有	一般	固有	一般	固有	一般	
役員給与	94,296	-	109,323	109,323	-	222,479	222,479	-	355,512
給料手当	35,445,410	23,931,233	41,626,352	9,302,403	32,323,949	9,302,403	79,677,823	11,005,496	134,150,406
給料手当振替額(貸方)	▲1,228,570	▲99,241	▲3,031,387	▲115,056	▲2,916,331	▲115,056	▲1,288,597	▲234,145	▲39,399
退職給付金	4,617,876	-	5,408,215	5,408,215	-	10,079,196	10,079,196	-	17,688,798
厚生費	5,799,507	3,999,760	7,678,146	2,086,559	5,591,587	2,086,559	15,485,128	4,246,251	26,005,584
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	9,458,626
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,496,935
雑給	343,861	97,993	366,664	285,050	81,614	285,050	1,081,410	580,090	2,246,906
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	1,124,883	594,639	1,786,516	614,745	1,171,771	614,745	4,044,641	1,251,037	6,295,207
修繕費	43,830,675	43,255,862	38,275,249	339,455	37,935,794	339,455	275,470,005	3,237,051	4,887,484
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	-
補償費	7,765,823	7,720,953	77,749	449	77,300	449	1,131,356	6,537	90,463
賃借料	36,329,061	28,111,792	12,866,645	40,293,370	8,837,275	40,293,370	101,063,604	19,435,800	24,337,650
託送料	40,321,208	-	-	-	-	-	-	-	-
事業者間清算費	2,368,844	-	-	-	-	-	-	-	-
委託費	32,946,921	28,652,588	20,333,857	4,331,215	16,002,642	4,331,215	60,133,421	14,135,838	79,255,556
損害保険料	18,101	17,874	6,826	85	6,741	85	-	-	-
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
養成費	238,263	238,263	276,233	276,233	-	276,233	871,094	871,094	3,729,489
研究費	1,563,874	-	1,743,588	1,743,588	-	1,743,588	2,952,099	1,601,300	1,138,978
諸費	3,856,429	1,308,752	4,161,945	2,950,620	1,210,725	2,950,620	29,475,584	6,004,657	19,839,381
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	4,576,747
固定資産税	33,397,027	33,108,146	21,260,990	170,598	21,090,392	170,598	41,855,110	1,626,830	2,456,280
雑税	597,930	556,102	1,767,581	123,650	1,643,931	123,650	91,104	84,732	3,131,294
減価償却費	205,332,947	203,077,801	105,163,783	1,331,771	103,832,012	1,331,771	114,055,300	12,699,817	32,118,252
固定資産除却費	26,533,644	26,074,180	20,487,572	271,335	20,216,237	271,335	14,998,419	2,587,463	3,906,698
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額	121,821	121,821	-	-	-	-	-	-	-
共有設備費等分担額(貸方)	▲353,211	▲353,211	▲403,866	▲403,866	-	-	-	-	-
建設分担関連費振替額(貸方)	▲330,089	▲330,089	▲145,376	▲145,376	-	-	▲313,363	▲313,363	▲5,391
附属事業費用分担関連費振替額(貸方)	▲170,204	-	▲113,249	▲16,828	▲16,828	▲16,828	▲253,528	▲253,528	▲54,198
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	616,610	-	272,018	272,018	-	272,018	599,528	599,528	35,741
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	5,376,013	-	3,045,526	3,045,526	-	3,045,526	8,007,880	8,007,880	3,681,873
電気事業報酬	79,642,934	-	37,733,725	37,733,725	-	37,733,725	83,941,101	83,941,101	5,878,519
合計	566,201,884	441,837,008	320,754,025	74,069,080	246,684,945	74,069,080	843,383,794	182,695,580	387,773,971
固有の欄には第6条第1項で9部門(一般管理費等を除く。)に整理された金額を、一般の欄には第6条第2項又は第5項で一般管理費等から整理された金額を記載すること。									
託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。									
その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。									
合計	6,776,530,598	6,776,530,598	2,905,425,318	156,819,718	2,905,425,318	156,819,718	6,776,530,598	6,776,530,598	6,776,530,598

様式第4 (第6条第4項関係)

配電費・販売費整理表

(単位：千円)

	高圧配電費	低圧配電費	需要家費	給電費		一般販売費	合計
				ネットワーク給電費	非ネットワーク給電費		
役員給与	152,838	39,346	113,276	30,414	4,371	237,746	577,991
給料手当	54,737,114	14,091,139	42,161,885	11,476,619	1,649,193	89,712,279	213,828,229
給料手当振替額(貸方)	▲885,241	▲227,890	▲271,994	▲35,380	▲5,084	▲276,560	▲1,702,149
退職給与金	6,924,211	1,782,521	5,501,242	1,513,284	217,459	11,829,277	27,767,994
厚生費	10,637,981	2,738,568	8,178,594	2,224,788	319,702	17,391,079	41,490,712
委託検針費	-	-	9,458,626	-	-	-	9,458,626
委託集金費	-	-	1,496,935	-	-	-	1,496,935
雑給	742,908	191,249	671,708	192,223	27,623	1,502,605	3,328,316
燃料費	-	-	-	-	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-
消耗品費	2,778,589	715,301	3,183,603	406,564	58,423	3,197,368	10,339,848
修繕費	134,118,018	34,526,404	108,044,355	396,094	55,646	3,216,972	280,357,489
水利使用料	-	-	-	-	-	-	-
補償費	777,220	200,082	175,169	7,739	1,112	60,497	1,221,819
賃借料	69,428,729	17,873,246	20,433,404	3,188,428	702,319	13,775,128	125,401,254
託送料	-	-	-	-	-	-	-
事業者間精算費	-	-	-	-	-	-	-
委託費	33,249,784	8,559,592	67,827,817	3,269,019	455,912	26,026,853	139,388,977
損害保険料	-	-	-	-	-	-	-
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-
養成費	598,425	154,054	384,466	97,440	14,002	761,685	3,729,489
研究費	1,460,482	375,976	1,142,682	1,039,285	149,346	385,628	2,010,072
諸費	8,134,225	2,094,018	27,524,414	1,250,126	179,643	10,135,539	45,333,999
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	4,576,747	4,576,747
固定資産税	30,622,297	7,883,190	3,962,136	199,063	27,966	1,616,738	44,311,390
雑税	62,587	16,112	743,287	267,883	38,495	2,094,034	3,222,398
減価償却費	83,445,852	21,481,716	13,909,301	12,899,455	1,812,213	12,625,015	146,173,552
固定資産除却費	10,973,238	2,824,873	2,174,506	316,608	44,480	2,571,412	18,905,117
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額	-	-	-	-	-	-	-
共有設備等分担額(貸方)	-	-	-	-	-	-	-
建設分担保連費振替額(貸方)	▲215,274	▲55,419	▲43,928	▲461	▲66	▲3,606	▲318,754
附帯事業営業費用分担保連費振替額(貸方)	▲174,169	▲44,837	▲74,381	▲14,609	▲2,099	▲114,198	▲424,293
開発費	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	5,858,775	1,508,242	1,500,256	314,986	45,263	2,462,231	11,689,753
電気事業報酬	61,413,514	15,809,865	7,825,035	1,570,761	220,960	2,979,485	89,819,620
合計	515,253,967	132,643,375	326,112,373	40,613,387	6,017,318	210,517,345	1,231,157,765

(記載注意) 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第5 (第8条第1項, 第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用細表 (その1)

(単位: 千円)

	水力発電費のうちのアナライズ費			火力発電費のうちのアナライズ費			送電送電費			受電用変電サービス費		
	計			計			計			計		
	固定	可変		固定	可変		固定	可変		固定	可変	
役員給与	3,231	-		6,257	-		94,296	-		69,586	-	
給料手当	1,202,193	-		2,406,517	-		35,445,410	-		26,496,089	-	
給料手当振替額(貸方)	▲54,562	-		▲14,468	-		▲1,228,570	-		▲1,929,545	-	
退職給付金	155,050	-		308,824	-		4,617,876	-		3,442,448	-	
厚生費	226,760	-		446,849	-		5,799,507	-		4,887,309	-	
委託検針費	-	-		-	-		-	-		-	-	
委託集金費	-	-		-	-		-	-		-	-	
雑給	28,068	-		29,657	-		343,861	-		233,390	-	
燃料費	-	-		-	-		-	-		-	-	
使用済燃料再処理等発電費	-	-		-	-		-	-		-	-	
廃棄物処理費	-	-		-	-		-	-		-	-	
特定放射性廃棄物処分費	-	-		-	-		-	-		-	-	
消耗品費	26,513	-		231,976	-		1,124,883	-		1,137,157	-	
修繕費	2,540,867	-		10,452,722	-		43,830,675	-		28,531,327	-	
水利使用料	665,847	-		139,570	-		7,765,823	-		10,073	-	
補償費	164,678	-		385,089	-		36,329,061	-		9,591,119	-	
賃借料	412,033	-		-	-		40,321,208	-		-	-	
託送料	-	-		-	-		2,368,844	-		-	-	
事業者間精算費	1,075,582	-		2,435,564	-		32,946,921	-		15,157,365	-	
委託費	2,299	-		37,040	-		18,101	-		884	-	
損害保険料	-	-		-	-		-	-		-	-	
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-		-	-		-	-		-	-	
普及開発関係費	20,536	-		62,638	-		-	-		-	-	
業成費	10,170	-		24,194	-		238,263	-		175,828	-	
研究費	51,750	-		210,627	-		1,563,874	-		888,267	-	
諸費	144,890	-		391,494	-		3,856,429	-		2,648,788	-	
電気料貸倒損	-	-		-	-		-	-		-	-	
固定資産税	674,638	-		1,459,785	-		33,397,027	-		13,533,088	-	
雑税	7,292	-		84,915	-		597,930	-		1,125,104	-	
減価償却費	2,902,795	-		12,195,108	-		205,332,947	-		66,939,061	-	
固定資産除却費	387,692	-		177,455	-		26,533,644	-		13,040,790	-	
原子力発電施設解体費	-	-		-	-		-	-		-	-	
共有設備費等分担額	115,082	-		24,661	-		121,821	-		-	-	
共有設備費等分担額(貸方)	▲3,457	-		▲3,376	-		▲353,211	-		▲257,070	-	
地帯回線入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-		-	-		609,980	-		-	-	
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-		-	-		352,850	-		4,742	-	
建設分担関連連費振替額(貸方)	▲5,567	-		▲10,233	-		▲330,089	-		▲92,535	-	
附帯事業営業費用分担関連費振替額(貸方)	▲3,843	-		▲66,273	-		▲170,204	-		▲72,085	-	
開発費	-	-		-	-		-	-		-	-	
開発費償却	-	-		-	-		-	-		-	-	
株式交付費	-	-		-	-		-	-		-	-	
社債発行費	10,429	-		19,102	-		616,610	-		173,145	-	
社債発行費償却	-	-		-	-		-	-		-	-	
法人税等	121,369	-		1,910,042	-		5,376,013	-		1,938,544	-	
電気事業報酬	1,489,142	-		4,306,640	-		79,642,934	-		24,018,346	-	
地帯回線売電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-		-	-		▲29,520	-		▲95,230	-	
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-		-	-		▲643,038	-		-	-	
合計	12,371,477	12,371,477		37,652,376	37,652,376		566,492,156	562,646,197		211,686,473	211,117,895	568,578

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

様式第5 (第8条第1項、第2項関係)
第1表

送電・高圧配電関連費用細表 (その2)

(単位：千円)

	配電用変電サービス費			高圧配電費			ネットワーク給電費			計		需要家費	合計
	計		可変	計		可変	計		固定	可変			
	固定	可変		固定	可変		固定	可変					
役員給与	39,737	-	152,838	-	30,414	-	396,359	-	113,276	-	509,635		
給料手当	15,130,263	-	54,737,114	-	11,476,619	-	146,894,205	-	42,161,885	-	189,056,090		
給料手当振替額(貸方)	▲1,101,842	-	▲885,241	-	▲35,380	-	▲3,249,608	-	▲27,994	-	▲5,321,602		
退職給付金	1,965,767	-	6,924,211	-	1,513,284	-	18,927,460	-	5,501,242	-	24,428,702		
厚生費	2,790,837	-	10,637,981	-	2,224,788	-	27,014,031	-	8,178,594	-	35,192,625		
委託検針費	-	-	-	-	-	-	-	-	9,458,626	-	9,458,626		
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	1,496,935	-	1,496,935		
雑給	133,274	-	742,908	-	192,223	-	1,703,381	-	671,708	-	2,375,089		
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
消耗品費	649,359	324,679	2,778,589	1,389,294	406,564	203,282	6,355,041	3,306,767	3,183,603	3,048,274	9,538,644		
修繕費	9,743,922	9,743,922	134,118,018	134,118,018	396,094	396,094	2,291,636,255	2,291,636,255	108,044,355	-	337,657,980		
水利使用料	-	-	-	-	-	-	665,847	665,847	-	-	665,847		
補償費	67,676	67,676	777,220	777,220	7,739	7,739	8,932,779	8,932,779	175,169	-	9,107,948		
賃借料	3,275,526	3,275,526	69,428,729	69,428,729	3,188,428	3,188,428	122,609,985	122,609,985	20,433,404	-	143,043,389		
託送料	-	-	-	-	-	-	40,321,208	39,896,506	-	424,702	40,321,208		
事業者間算費	-	-	-	-	-	-	2,368,844	2,368,844	-	-	2,368,844		
委託費	5,176,492	5,176,492	33,249,784	33,249,784	3,269,019	3,269,019	93,310,727	93,310,727	67,827,817	-	161,138,544		
損害保険料	5,942	5,942	-	-	-	-	64,266	64,266	-	-	64,266		
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
業及関係係費	-	-	-	-	-	-	83,174	83,174	-	-	83,174		
養成費	100,405	100,405	598,425	598,425	97,440	97,440	1,244,725	1,244,725	384,466	-	1,629,191		
研究費	855,321	855,321	1,460,482	1,460,482	1,039,285	1,039,285	6,069,606	6,069,606	1,142,682	-	7,212,288		
諸費	1,512,557	1,512,557	8,134,225	8,134,225	1,250,126	1,250,126	17,938,509	17,938,509	27,594,414	-	45,462,923		
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
固定資産税	7,727,902	7,727,902	30,622,297	30,622,297	199,063	199,063	87,613,800	87,613,800	3,962,136	-	91,575,936		
雑税	642,477	642,477	62,587	62,587	267,883	267,883	2,788,188	2,788,188	743,287	-	3,531,475		
減価償却費	38,224,722	38,224,722	83,445,852	83,445,852	12,899,455	12,899,455	421,939,940	421,939,940	13,909,301	-	435,849,241		
固定資産売却費	7,446,782	7,446,782	10,973,238	10,973,238	316,608	316,608	58,876,209	58,876,209	2,174,506	-	61,050,715		
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共有設備費等分担額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
共有設備費等分担額(貸方)	▲146,796	▲146,796	-	-	-	-	261,564	261,564	-	-	261,564		
地帯間購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	▲763,910	▲763,910	-	-	▲763,910		
他社購入送電費(電源線に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	609,980	609,980	-	609,980	609,980		
建設分相関連費振替額(貸方)	▲52,841	▲52,841	▲215,274	▲215,274	▲461	▲461	▲707,000	▲707,000	▲43,928	4,742	▲750,928		
附帯事業営業費用分相関連費振替額(貸方)	▲41,164	▲41,164	▲174,169	▲174,169	▲14,609	▲14,609	▲542,347	▲542,347	▲74,381	-	▲616,728		
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
株式交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
社債発行費	98,873	98,873	411,864	411,864	3,058	3,058	1,333,081	1,333,081	89,979	-	1,423,060		
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
法人税等	1,106,982	1,106,982	5,858,775	5,858,775	314,986	314,986	16,626,711	16,626,711	1,500,256	-	18,126,967		
地帯間販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	13,715,379	13,715,379	61,413,514	61,413,514	1,570,761	1,570,761	186,156,716	186,156,716	7,825,035	-	193,981,751		
他社販売送電料(電源線に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	▲29,520	▲29,520	-	▲29,520	▲29,520		
合計	109,067,552	108,742,873	515,253,967	513,864,673	40,613,387	40,410,105	1,493,137,388	1,486,805,596	326,112,373	6,331,792	1,819,249,761		

(記載注意) 様式第1の注1から3までと同様とすること。

送電・高圧配電非関連費明細表(その1)

(単位:千円)

	水力発電費のうちの 総非燃料コスト費			火力発電費のうちの 総非燃料コスト費			総原子力発電費			総新エネルギー発電費					
	計		可変	計		可変	計		可変	計		可変			
	固定	変動		固定	変動		固定	変動		固定	変動				
役員給与	60,711	-	60,711	98,755	-	98,755	7,147	-	7,147	131,236	-	131,236	-	-	-
給料手当	22,591,221	-	22,591,221	37,982,125	-	37,982,125	2,748,956	-	2,748,956	51,223,609	-	51,223,609	-	-	-
給料手当振替額(貸方)	▲1,025,322	-	▲1,025,322	▲211,827	-	▲211,827	▲16,527	-	▲16,527	▲574,378	-	▲574,378	-	-	-
退職給付金	2913,660	-	2,913,660	4,874,184	-	4,874,184	352,769	-	352,769	6,572,741	-	6,572,741	-	-	-
厚生費	4,261,207	-	4,261,207	7,052,632	-	7,052,632	654,218	-	654,218	10,612,426	-	10,612,426	-	-	-
委託板針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託基金費	-	-	-	468,080	-	468,080	33,877	-	33,877	969,533	-	969,533	-	-	-
雑料費	527,440	-	527,440	2,706,948,066	-	2,706,948,066	-	-	-	60,202,184	-	60,202,184	-	-	-
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	38,483,856	-	38,483,856	-	-	-
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	31,346,156	-	31,346,156	-	-	-
特定貯留貯蔵廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	17,917,160	-	17,917,160	-	-	-
修繕費	1,022,947	-	1,022,947	7,554,634	-	7,554,634	3,396,294	-	3,396,294	4,158,240	-	4,158,240	-	-	-
水利使用料	125,12,390	-	125,12,390	164,975,617	-	164,975,617	11,940,110	-	11,940,110	190,651,941	-	190,651,941	-	-	-
種別費	3,094,583	-	3,094,583	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
賃借料	7,742,787	-	7,742,787	2,202,841	-	2,202,841	159,431	-	159,431	1,680	-	1,680	-	-	-
託送料	564,726	-	564,726	6,077,875	-	6,077,875	439,886	-	439,886	9,219,806	-	9,219,806	-	-	-
事業者間精算費	(564,726)	-	(564,726)	(-)	-	(-)	(-)	-	(-)	(-)	-	(-)	-	-	(-)
李任費	20,211,998	-	20,211,998	38,440,572	-	38,440,572	2,782,136	-	2,782,136	118,474,654	-	118,474,654	-	-	-
損害保険料	43,205	-	43,205	584,601	-	584,601	542,291	-	542,291	5,564,717	-	5,564,717	-	-	-
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	94,572,600	-	94,572,600	-	-	-
普及開発関係費	385,897	-	385,897	988,621	-	988,621	917,070	-	917,070	71,551	-	71,551	-	-	-
業成費	191,118	-	191,118	381,861	-	381,861	354,224	-	354,224	2,584,736	-	2,584,736	-	-	-
研究費	972,477	-	972,477	3,324,327	-	3,324,327	3,083,729	-	3,083,729	240,598	-	240,598	-	-	-
諸費	2,722,718	-	2,722,718	6,178,965	-	6,178,965	5,731,762	-	5,731,762	447,203	-	447,203	-	-	-
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	12,677,582	-	12,677,582	23,039,828	-	23,039,828	21,372,320	-	21,372,320	16,675,508	-	16,675,508	-	-	-
雑税	137,032	-	137,032	1,340,219	-	1,340,219	1,243,221	-	1,243,221	96,998	-	96,998	-	-	-
減価償却費	60,032,917	-	60,032,917	193,851,718	-	193,851,718	180,272,718	-	180,272,718	13,579,000	-	13,579,000	-	-	-
(6,007,199)	(6,007,199)	-	(6,007,199)	(6,032,262)	-	(6,032,262)	(6,032,262)	-	(6,032,262)	(3,558,022)	-	(3,558,022)	-	-	(-)
固定資産除却費	7,285,393	-	7,285,393	2,800,776	-	2,800,776	2,598,070	-	2,598,070	202,706	-	202,706	-	-	-
原子力発電施設解体費	2,162,590	-	2,162,590	389,219	-	389,219	361,049	-	361,049	28,170	-	28,170	-	-	-
共有設備費等分担額	▲14,960	-	▲14,960	▲53,286	-	▲53,286	▲49,429	-	▲49,429	▲3,857	-	▲3,857	-	-	-
地帯間購入電料費(貸方)	4,497,724	-	4,497,724	2,500,251	-	2,500,251	13,198,066	-	13,198,066	298,290	-	298,290	-	-	-
地帯間購入電料費(借方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電料費(借方)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電料費 (過去の使用済燃料に係る費用を内訳として記載すること。)	34,952,356	-	34,952,356	27,463,153	-	27,463,153	7,489,203	-	7,489,203	433,500,522	-	433,500,522	-	-	-
他社購入電料費 (電線網に係る費用に限る。)	27,894	-	27,894	27,894	-	27,894	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設分回関連費(貸方)	▲104,619	-	▲104,619	▲104,619	-	▲104,619	▲149,819	-	▲149,819	▲11,089	-	▲11,089	-	-	-
平常事業営業費用分担関連費(借方)	▲72,207	-	▲72,207	▲72,207	-	▲72,207	▲104,596	-	▲104,596	▲75,704	-	▲75,704	-	-	-
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
開発費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	195,977	-	195,977	195,977	-	195,977	301,487	-	301,487	279,667	-	279,667	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人税等	2,280,731	-	2,280,731	2,280,731	-	2,280,731	30,146,251	-	30,146,251	27,964,416	-	27,964,416	-	-	-
法人税等	29,547,771	-	29,547,771	29,547,771	-	29,547,771	68,384,386	-	68,384,386	63,598,221	-	63,598,221	-	-	-
地帯間販売電料費 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	▲234,821	-	▲234,821	(1,759,248)	-	(1,759,248)	▲234,821	-	▲234,821	▲1,144,674	-	▲1,144,674	-	-	-
地帯間販売電料費 (電線網に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社販売電料費 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	▲4,536,989	-	▲4,536,989	▲1,078,141	-	▲1,078,141	▲3,458,848	-	▲3,458,848	▲22,107,023	-	▲22,107,023	-	-	-
他社販売電料費 (電線網に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社販売電料費 (電線網に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	275,325,202	-	275,325,202	268,504,787	-	268,504,787	6,820,415	-	6,820,415	4,055,977,839	-	4,055,977,839	-	-	-

(記載注意)

1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の()内には、電線網に係る費用を内訳として記載すること。

2 その他は、様式第1の注1から3までと同様とすること。

第 2 表

送電・高圧配電非関連費用明細表 (その 2)

	低圧配電費				非ネットワーク 給電費				合 計			
	計		可変		計		可変		計		可変	
	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変	固定	可変
役員給与	39,346	-	39,346	-	4,371	-	4,371	-	334,419	827,272	334,419	827,272
総務手当	14,091,139	-	14,091,139	-	1,649,193	-	1,649,193	-	127,537,287	124,788,331	124,788,331	27,484,956
総務手当振替額 (貸方)	▲227,890	-	▲227,890	-	▲5,084	-	▲5,084	-	▲2,064,028	▲2,044,501	▲2,064,501	▲6,527
退職給付金	1,782,521	-	1,782,521	-	217,469	-	217,469	-	16,360,365	16,007,796	16,360,365	352,769
厚生費	2,738,568	-	2,738,568	-	319,702	-	319,702	-	24,984,535	24,474,101	24,984,535	510,434
委託採針費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
委託集金費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
雑給	191,249	-	191,249	-	27,623	-	27,623	-	2,183,925	2,150,048	2,183,925	33,877
燃料費	-	-	-	-	-	-	-	-	2,767,150,250	-	2,767,150,250	2,767,150,250
使用済燃料再処理等発電費	-	-	-	-	-	-	-	-	38,483,856	-	38,483,856	38,483,856
廃棄物処理費	-	-	-	-	-	-	-	-	62,949,581	-	62,949,581	62,949,581
特定放射性廃棄物処分費	-	-	-	-	-	-	-	-	17,917,160	7,378,484	7,378,484	10,538,676
消耗品費	715,301	-	357,651	357,650	58,423	-	29,212	29,211	18,885,187	9,048,365	9,048,365	9,836,822
修繕費	34,526,404	-	34,526,404	-	55,646	-	55,646	-	437,964,517	426,024,407	437,964,517	11,940,110
水切使用料	-	-	-	-	-	-	-	-	12,512,390	12,512,390	12,512,390	-
補償費	200,082	-	200,082	-	1,112	-	1,112	-	5,500,298	5,340,867	5,500,298	159,431
賃借料	17,873,246	-	17,873,246	-	702,319	-	702,319	-	41,758,705	41,319,819	41,758,705	438,886
託送料	-	-	-	-	-	-	-	-	564,726	564,726	564,726	-
事業者間積算費	-	-	-	-	-	-	-	-	(564,726)	(564,726)	(564,726)	-
委託費	8,559,592	-	8,559,592	-	455,912	-	455,912	-	186,175,595	183,393,459	186,175,595	2,782,136
相宅保除料	-	-	-	-	-	-	-	-	6,192,523	6,150,213	6,192,523	42,310
原子力損害賠償支援機構一般負担金	-	-	-	-	-	-	-	-	94,572,600	94,572,600	94,572,600	-
普及開発関係費	-	-	-	-	-	-	-	-	4,393,478	4,323,927	4,393,478	71,551
業務費	154,054	-	154,054	-	14,002	-	14,002	-	3,325,771	3,298,134	3,325,771	27,637
研究費	375,976	-	375,976	-	149,346	-	149,346	-	23,492,605	23,252,007	23,492,605	240,598
請費	2,094,018	-	2,094,018	-	179,643	-	179,643	-	30,392,883	29,945,680	30,392,883	447,203
電気料貸倒損	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
固定資産税	7,883,190	-	7,883,190	-	27,966	-	27,966	-	61,956,997	60,289,489	61,956,997	1,667,508
雑税	16,112	-	16,112	-	38,495	-	38,495	-	25,937,213	25,840,215	25,937,213	96,998
減価償却費	21,481,716	-	21,481,716	-	1,812,213	-	1,812,213	-	434,918,624	421,339,624	434,918,624	13,579,000
固定資産除却費	2,824,873	-	2,824,873	-	44,480	-	44,480	-	33,166,788	32,996,082	33,166,788	202,706
原子力発電施設解体費	-	-	-	-	-	-	-	-	17,506,783	17,506,783	17,506,783	-
共有設備等分担額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	2,551,809	2,523,639	2,551,809	28,170
共有設備等分担額 (貸方)	-	-	-	-	-	-	-	-	▲114,389	▲114,389	▲114,389	▲3,857
地帯間購入電料費 (過去の使用済燃料に係る費用を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地帯間購入電料費 (電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電料費 (過去の使用済燃料に係る費用及び中エネ特約送付金相当額を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電料費 (電源線に係る費用に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社購入電料費 (過去の使用済燃料に係る費用)	▲55,419	-	▲55,419	-	▲66	-	▲66	-	▲443,819	▲432,130	▲443,819	▲11,689
明帯事業営業費用分担関連取掛額 (貸方)	▲44,837	-	▲44,837	-	▲2,099	-	▲2,099	-	▲1,474,546	▲1,398,842	▲1,474,546	▲75,704
開発費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主交付費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株主交付費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
社債発行費償却	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人競争	1,508,242	-	1,508,242	-	45,263	-	45,263	-	206,890,948	202,104,783	206,890,948	4,786,165
電気事業報酬	15,809,865	-	15,809,865	-	220,960	-	220,960	-	(5,888,481)	(5,888,481)	(5,888,481)	-
地帯間販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	▲1,858,530	▲1,858,530	▲1,858,530	-
地帯間販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社販売電源料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	▲35,893,616	▲35,893,616	▲35,893,616	▲27,364,090
他社販売送電料 (過去の使用済燃料に係る収益を除く。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
他社販売送電料 (電源線に係る収益に限る。)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合 計	132,643,375	-	132,283,725	357,650	6,017,318	-	5,988,107	29,211	5,672,383,703	2,241,300,933	5,672,383,703	3,431,082,770

(記載注意)

- 1 託送料、減価償却費及び電気事業報酬の () 内には、電源線に係る費用を内数として記載すること。
- 2 その他は、様式第 1 の注 1 から 3 までと同様とする。

様式第6 (第9条第3項関係)

送電・高圧配電関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	延契約電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)	口数 (口)	販売電力量 (10 ⁶ kWh)
			夏期	冬期			
特別高圧需要	6,888	-	6,821	4,918	48,920	24,995	47,499
高圧需要	11,133	207,639	11,074	6,360	49,610	1,478,057	47,357
低圧需要	13,590	607,658	9,977	13,207	58,408	163,775,676	53,743
合計	31,611	815,297	27,872	24,485	156,938	165,278,728	148,599

(注) 上記はいずれも原価算定期間における各年度の平均値。なお、販売電力量について、原価算定期間の合計値は、特別高圧需要142,497百万kWh、高圧需要142,072百万kWh、低圧需要161,227百万kWh。

様式第6の2 (第9条の2第3項関係)

送電・高圧配電非関連需要明細表

	最大電力 (10 ³ kW)	尖頭時責任電力 (10 ³ kW)		発受電量 (10 ⁶ kWh)
		夏期	冬期	
特別高圧・高圧需要	17,095	17,005	10,668	94,426
低圧需要	13,590	9,977	13,207	58,408
合計	30,685	26,982	23,875	152,834

様式第6の4 (第14条の3関係)
第1表

追加事業報酬総括表

(単位：千円)

項目	金額	備考
連系設備特別報酬額	-	送配電部門電気事業報酬額
還元	額	203,995,834
内部留保相当額控除額	-	
追加事業報酬額	-	
(4)=(1)-(2)-(3)		

原価算定期間を、平成25年4月から平成28年3月までの3年として算定した。
(記載注意)

送配電部門電気事業報酬額を、備考欄に記載すること。

第2表

連系設備特別報酬対象額明細表

(単位：千円)

名称	連系設備		金額	関連周辺設備		合計
	区間又は所在地			名称	金額	
特定固定資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
建設中の資産	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
	-	-	-	-	-	-
				連系設備特別報酬対象額		-

(記載注意)

建設中の資産の欄には、第14条の3第3項(沖縄電力にあっては、第19条の13第3項)の建設中のものについて記載すること。

様式第7（第17条，第18条関係）

第1表 送電・高圧配電関連費及び送電・高圧配電非関連費計算表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
送電・高圧配電 関連費	784,690,498	423,229	2,645,416	83,995,971	313,456,472	219,159	1,100,792,386	84,638,359	1,185,430,745
送電・高圧配電 非関連費	1,044,122,669	39,512,484	1,309,769,902	47,922,590	-	-	2,353,892,571	87,435,074	2,441,327,645

(記載注意) 固有の欄には第10条第1項第1号又は第2号で整理された固有固定費，固有可変費及び固有需要家費を，追加の欄には第16条で整理された総追加固定費，総追加可変費及び総追加需要家費を，記載すること。

第2表

原価等集計表

(単位：千円)

	固定費		可変費		需要家費		合計		
	固有	追加	固有	追加	固有	追加	固有	追加	
低圧需要	1,828,813,167	39,935,713	1,312,415,318	131,918,561	313,456,472	219,159	3,454,684,957	172,073,433	3,626,758,390

(記載注意) 第1表で整理された金額の合計額を記載すること。

注 様式第1の注1及び2と同様とすること。

様式第 8 (第19条第 6 項関係)

第 1 表

低圧需要原価等と料金収入の比較表

(単位：千円)

	固定費	可変費	需要家費	合計	販売電力量 (10 ⁶ kWh)	単価 (円/kWh)	想定料金 収入
低 圧 需 要	1,868,748,880	1,444,333,879	313,675,631	3,626,758,390	161,227	22.49	3,626,750,711

(記載注意)

様式第 1 の注 1 及び 2 と同様とすること。